



第2期

西東京市地域福祉計画

平成21年度～25年度

西東京市

Nishitokyo City

はじめに

西東京市は、平成 13 年 1 月の合併から、8 年を経過し、9 年目を迎えました。21 世紀最初の合併団体として、行政改革に取り組むと同時に、市民の福祉の増進を進めて参りました。

平成 21 年度は、本市の基本構想・基本計画の折り返し地点として、後期基本計画がスタートする年であり、この計画を上位計画とし、その基本理念や、将来像を踏まえて、地域における福祉施策を総合的に推進していくために、第 2 期地域福祉計画の策定を行いました。



近年の福祉を取り巻く環境は、高齢化、核家族化、コミュニティの衰退など大きく変化しており、また、金融・経済・雇用などに対する不安、災害時の対応などに対する不安など先行きが不透明な状況下にあるといえます。

こうした状況の中で、地域福祉を推進していくためには、行政がその役割をしっかりと果たし、様々なニーズに応えていくことが重要であります。これと同時に「自助」「共助」「公助」それぞれの機能を充実し、地域の中で住民同士が助け合う地域力の育成・醸成に努めていく必要があると考えております。特に、地域にお住まいの市民や団体の方々が地域福祉の主体として、支え合い、相互に協力し合う「共助」の力を発揮していくことは、今後さらに求められていると考えております。

市内の各地域におきましては、ボランティア団体や NPO 法人、ささえあいネットワーク、ふれあいのまちづくりの活動など、数多くの団体の方々が福祉活動を行っており、こうした方々の活動を支援するとともに、地域福祉の担い手の育成、活動拠点の整備等を進め、誰もが住みなれた地域で安心して暮らせる地域づくりを進めて参りたいと考えております。

今回の策定にあたっては、西東京市地域福祉計画策定・普及推進委員会での検討、市民の方を対象とした市民意向調査など、さまざまな角度からの市民の方々のご意見・ご提言をいただき策定いたしました。委員会委員の皆様、意見を寄せられた市民の皆様、ご協力いただいた団体の皆様に心より感謝申し上げます。

今後、本計画を具体的に進めていくためには、一人ひとりの市民や地域の皆様が心を合わせ、支え合う意識を持つことが不可欠です。本計画の基本理念「地域でふれあい 支え合う 心のかようまち 西東京」の実現のため、なお一層のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

平成 21 年 3 月

西東京市長

坂口光治

目 次

| | |
|------------------------------------|----|
| 第1章 計画の策定（改定）にあたって | 1 |
| 1. 地域福祉（計画）とは..... | 1 |
| 2. 計画策定の背景と目的..... | 2 |
| （1）策定の背景..... | 2 |
| （2）計画の目的..... | 2 |
| 3. 計画の位置づけ..... | 3 |
| 4. 計画の策定方法..... | 4 |
| （1）市民意向調査の実施..... | 4 |
| （2）地区懇談会の開催..... | 4 |
| （3）福祉関連事業者へのヒアリング調査の実施..... | 5 |
| （4）福祉関連団体へのグループヒアリングの実施..... | 5 |
| （5）計画策定・普及推進委員会及び計画策定起草委員会の開催..... | 5 |
| （6）パブリックコメントの実施..... | 5 |
| （7）シンポジウムの開催..... | 6 |
| 5. 計画の期間..... | 7 |
| | |
| 第2章 これまでの取り組みと主要課題 | 9 |
| 1. 『第1期地域福祉計画』を振り返って..... | 9 |
| （1）第1期地域福祉計画の取り組み状況..... | 9 |
| （2）地域における支え合い活動の状況..... | 11 |
| 2. 市民等の声..... | 15 |
| （1）市民意向調査..... | 15 |
| （2）地区懇談会..... | 23 |
| （3）福祉関連事業者の地域との関わり..... | 25 |
| （4）福祉関連団体等の地域との関わり..... | 27 |
| 3. 地域福祉推進の課題..... | 29 |
| （1）地域福祉推進の主要課題..... | 29 |
| （2）第2期地域福祉計画における4つのキーワード..... | 32 |
| | |
| 第3章 計画の基本的な考え方 | 35 |
| 1. 基本理念..... | 35 |
| 2. 基本方針..... | 36 |
| 3. 第2期地域福祉計画の基本的な考え方..... | 37 |
| （1）支え合う地域社会の形成..... | 37 |
| （2）福祉圏域の設定..... | 40 |
| 4. 計画の体系..... | 42 |

| | |
|--|-----|
| 第4章 地域福祉推進策の総合的展開 | 45 |
| 1. 市民の主体的な参画と協働による地域福祉を推進します | 45 |
| 基本目標1 地域の底力づくり | 45 |
| 基本目標2 みんなで支え合う地域づくり | 52 |
| 2. 適切なサービスが安心して利用できるためのしくみを充実します | 58 |
| 基本目標3 サービスを利用しやすいしくみづくり | 58 |
| 基本目標4 サービスへつなぐしくみの充実 | 63 |
| 基本目標5 サービス提供の充実のためのしくみづくり | 68 |
| 3. 地域で安心して快適に暮らせる環境づくりを進めます | 74 |
| 基本目標6 災害や犯罪から市民を守るまちづくり | 74 |
| 基本目標7 誰もが快適に暮らせるまちづくり | 80 |
| | |
| 第5章 地区別の方向 | 85 |
| ◆中部地区 | 86 |
| ◆西部地区 | 90 |
| ◆北東部地区 | 94 |
| ◆南部地区 | 98 |
| | |
| 第6章 計画を推進するために | 103 |
| 1. 推進体制の整備と役割分担 | 103 |
| (1) 推進体制の整備 | 103 |
| (2) 市民、事業者、関係機関、市のパートナーシップの構築 | 104 |
| (3) 役割分担 | 104 |
| 2. 計画の進行管理 | 106 |
| 3. 社会福祉協議会の地域福祉活動計画との連携 | 107 |
| 4. 第3期地域福祉計画に向けてのアクションプラン | 108 |
| | |
| 資料編 | 109 |
| 1. 西東京市地域福祉計画策定・普及推進委員会設置要綱 | 111 |
| 2. 西東京市地域福祉計画策定・普及推進委員会委員名簿 | 113 |
| 3. 西東京市地域福祉計画策定・普及推進委員会審議内容 | 114 |
| 4. 地区懇談会の検討内容 | 115 |

第1章 計画の策定（改定）にあたって

1. 地域福祉（計画）とは

地域福祉とは、支援する人も支援される人も地域で自己を実現し、一人ひとりがその人らしい生活を送れるよう、行政や関係機関・団体、サービス提供事業者、地域の住民等が協力してつくる『暮らしやすい地域づくり』を進めることであり、地域福祉計画は、それを実現させるための具体的な計画のことです。

◆福祉を取り巻く社会の変化

- ・ 少子高齢化
- ・ 出生率の低下
- ・ 高齢者のひとり暮らし世帯数の増加
- ・ 公的福祉サービスの限界
- ・ 地域コミュニティの衰退
- ・ 地域のつながりの希薄化

◆福祉・医療施策の方向

障害などの有無に関わらず、個人が地域でその人らしい暮らしができる自立支援へ

（1）近年の福祉制度改革

- ・ 高齢者福祉【ゴールドプラン（1990）→介護保険法（1997）→介護保険法改正（2005）】
- ・ 障害者福祉【支援費制度（2000）→障害者自立支援法（2005）】
- ・ 児童福祉【保育所の利用手続きが措置から選択へ（1998）、子育て支援事業の位置づけ（2005）、児童虐待防止法の改正（2007）】
- ・ 在宅医療の推進【医療制度改革（2006）】

（2）近年の福祉施策の方向性

- ・ 利用者本位の仕組み
- ・ 市町村中心の仕組み
- ・ 在宅福祉の充実
- ・ 自立支援の強化
- ・ サービス供給体制の多様化

◆地域における多様な生活課題

- 公的サービスだけでは対応できない（制度の狭間にある）人への対応
（例：認知症高齢者に対する見守りのみの対応、入退院時や一時帰宅時のケア）
- 既存の法律（制度）や施策では対応ができていないニーズへの対応
（例：ゴミだしや電球交換のようなちょっとしたことの手助け）
- 差別や偏見など地域の意識から生まれる問題への対応
（例：難病患者、外国人など）
- 災害時など緊急時への対応
（例：近年の災害時の犠牲者の多くは高齢者であり、地域における避難支援が課題）

◆地域で求められていること

- ・ 地域では、安心・安全を確立し、次世代を育むための地域社会の再生のために、『地域
の力、支え合うつながり』を強化することが必要
- ・ 住民の地域参加やボランティア活動に対する意識の高揚、「ワーク・ライフ・バランス
（仕事と生活の調和）」の必要性

2. 計画策定の背景と目的

(1) 策定の背景

■地域福祉をめぐる環境の変化

高齢化、核家族化、コミュニティの衰退など福祉を取り巻く環境が大きく変化している中で、孤独死や災害時の対応、移動手段の確保など新たな問題が生じています。他方で、市町村の福祉施策が盛んになり、地域住民の福祉活動に対する意識も高まり、ボランティアや NPO 法人等が活発化し、社会福祉を通じて新たなコミュニティ形成を図る動きも顕著になってきています。

■支え合いの社会の実現

こうした社会状況の中で、市町村を中心とする福祉行政の役割はきわめて重要になるとともに、地域住民がつながりを持ち、互いに支え合い生きるという地域福祉の推進が求められるようになってきたことが地域福祉計画の背景としてあります。

平成 12 年に施行された社会福祉法では、今後の社会福祉の基本理念の一つとして「地域福祉の推進」（第 4 条）を掲げるとともに、地域福祉を推進する主体は、『地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者』の三者であり、地域福祉推進の目的は、これらの人々が相互に協力し合うことにより『福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるようにすることである』と規定しています。そして、この地域福祉推進の方策として「市町村地域福祉計画」の策定（第 107 条）を求めています。

(2) 計画の目的

西東京市では、平成 16 年 3 月に「西東京市地域福祉計画」を策定し、地域福祉の基本的な方向性や考え方を明らかにし、活動を実施してきました。本年度は計画策定から 5 年目を迎え、計画期間の最終年度にあたります。

本計画は、地域福祉の基本的な理念に基づく

『一人のために みんなのために できることから はじめよう』
『声をかけあい 手をつなぎ 一人ひとりがよりよく生きる
ほっとするまち』

の実現を目指し、『第 1 期計画』を引継ぎ発展させながら、これまでの成果を踏まえた実効性の高い『第 2 期計画』を策定するものです。

3. 計画の位置づけ

本計画は、「西東京市基本構想・基本計画」を上位計画とし、その基本理念や将来像、施策に掲げる目標を踏まえて策定した、地域における福祉施策を総合的に推進していくための計画であり、各種保健福祉計画（高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、障害者基本計画、健康づくり推進プラン、次世代育成支援行動計画）を横断的につなぐ役割を担っているのと同時に、社会福祉法の第107条に基づく市町村地域福祉計画として策定したものです。また、市民の活動計画として、西東京市社会福祉協議会が市民とともに策定した「西東京市地域福祉活動計画」と相互に連携を図っていきます。

社会福祉法

（地域福祉の推進）

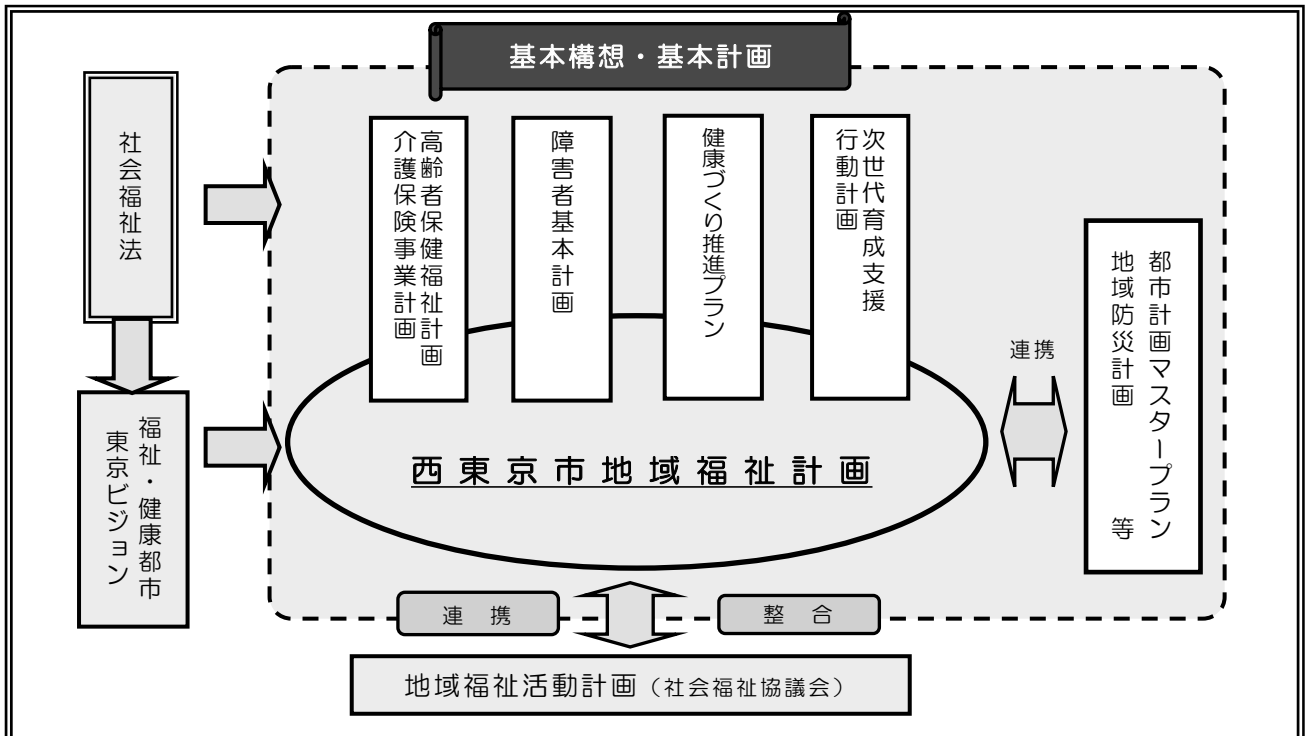
第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 一 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 二 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 三 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

◆地域福祉計画と関連する諸計画との位置づけ



4. 計画の策定方法

本計画の策定にあたっては、学識経験者や関係団体の代表、公募市民などで構成する西東京市地域福祉計画策定・普及推進委員会及び西東京市地域福祉計画策定起草委員会において内容の検討を行うとともに、市民等へのアンケート調査の実施や地区懇談会の開催、福祉関連事業者へのヒアリング調査、福祉関連団体等へのグループヒアリングを実施し、策定作業を進めてきました。

(1) 市民意向調査の実施

市民、民生委員・児童委員の地域との関わりやボランティア活動への参加状況、市社会福祉協議会、福祉のまちづくりなどについての意識やニーズを把握し、意向を計画に反映するために、「西東京市地域福祉計画改定のためのアンケート調査」を実施しました。

◆アンケート調査の概要

| 区 分 | 内 容 |
|------|--|
| 目 的 | 地域との関わりや今後の地域福祉の方向性などについての意識やニーズを把握する。 |
| 実施時期 | 平成20年7月10日～7月23日 |
| 調査対象 | 18歳以上75歳未満の市民（2,500人） 民生委員・児童委員（115人） |
| 回収状況 | 18歳以上75歳未満の市民（有効回収率：36.6%） 民生委員・児童委員（有効回収率：92.2%） |

(2) 地区懇談会の開催

地区懇談会は、市民参加により、介護保険事業計画における日常生活圏域を活用した市内4地区で開催しました。

地区懇談会では、現在各地区が抱えている問題点・課題を出し合い、その課題を解決するため、地域、社会福祉協議会、行政のそれぞれの果たすべき役割について議論しました。これら地区ごとの議論の結果を計画に反映させるとともに、今後それぞれの役割を踏まえながら、支え合う地域社会を形成するための新たな推進組織を立ち上げ、それぞれの課題解決について取り組んでいきます。

◆地区懇談会の開催概要

| 区 分 | 中 部 地 区 | 南 部 地 区 | 西 部 地 区 | 北 東 部 地 区 |
|-----|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 第1回 | 平成20年7月28日(月) | 平成20年7月31日(木) | 平成20年7月30日(水) | 平成20年7月29日(火) |
| 第2回 | 平成20年8月21日(木) | 平成20年8月26日(火) | 平成20年8月22日(金) | 平成20年8月25日(月) |
| 第3回 | 平成20年10月2日(木) | 平成20年10月3日(金) | 平成20年9月30日(火) | 平成20年9月29日(月) |
| 第4回 | 平成20年10月30日(木) | 平成20年10月31日(金) | 平成20年10月29日(水) | 平成20年10月27日(月) |
| 第5回 | 平成21年2月26日(木) | 平成21年2月25日(水) | 平成21年2月24日(火) | 平成21年2月23日(月) |

(3) 福祉関連事業者へのヒアリング調査の実施

今後の地域福祉を進めていく上で、福祉施設等の地域との関わりについての実態を把握し、社会福祉事業者から寄せられた意見・提案等を計画に反映させるために、福祉施設等の社会福祉事業者へのヒアリング調査を実施しました。

(4) 福祉関連団体等へのグループヒアリングの実施

地域福祉を進めていく上で、地域で福祉に取り組んでいる団体や個人、専門家としての立場から各地区における課題やニーズを把握し、福祉関連団体等から寄せられた意見・提案等を計画に反映させるために、福祉関連団体等へのグループヒアリングを実施しました。

(5) 計画策定・普及推進委員会及び計画策定起草委員会の開催

この計画の改定にあたっては、西東京市地域福祉計画策定・普及推進委員会に意見を求めました。

西東京市地域福祉計画策定・普及推進委員会は、本市における地域福祉計画を策定するにあたり、地域福祉計画の策定内容の検討並びに普及及び推進をするために設置されたものです。

西東京市地域福祉計画策定・普及推進委員会では、下部組織に西東京市地域福祉計画策定起草委員会を設置し、調査・審議を行ってきました。

◆計画策定・普及推進委員会及び計画策定起草委員会の開催概要

| 区 分 | 地域福祉計画策定・普及推進委員会 | 地域福祉計画策定起草委員会 |
|-----|------------------|----------------|
| 第1回 | 平成20年 5月27日(火) | 平成20年 9月18日(木) |
| 第2回 | 平成20年 8月28日(木) | 平成20年10月 7日(火) |
| 第3回 | 平成20年 9月25日(木) | 平成20年10月28日(火) |
| 第4回 | 平成20年10月23日(木) | 平成20年11月 6日(木) |
| 第5回 | 平成20年11月13日(木) | 平成21年 1月29日(木) |
| 第6回 | 平成21年 2月12日(木) | |

(6) パブリックコメントの実施

西東京市地域福祉計画策定・普及推進委員会及び西東京市地域福祉計画策定起草委員会でこの計画を議論する上での参考とするため、12月1日から31日までの1ヶ月間、市報・ホームページにおいて計画素案を広報し、広く市民の意見を募りました。

(7) シンポジウムの開催

有識者や地域で活動している専門家を招き、地域における支え合い活動について討議し、市民の支え合い活動への参加を促進する機運の醸成に努めるとともに、シンポジウムにおいて、「第2期西東京市地域福祉計画（素案）」を説明し、広く市民から意見・提言などを求めました。

◆シンポジウムの開催概要

| | |
|-----|---|
| 日 時 | 平成20年11月29日（土） 午後2時～5時 |
| 場 所 | 西東京市市民会館 公会堂 |
| 内 容 | 第1部 基調講演 テーマ 「地域における新たな支え合いを求めて —住民と行政の協働による新しい福祉—」 講 師 日本社会事業大学教授 辻 浩 氏 第2部 パネルディスカッション コーディネーター 熊田 博喜 氏（武蔵野大学人間関係学部准教授） パネリスト 秋山 糸織 氏（NPO法人 移動サポートひらけごま） 阿 亜紀良 氏（特別養護老人ホーム サンメール尚和） 丸木 敦 氏（西東京市社会福祉協議会） 山口 圭子 氏（ふれあいのまちづくり住民懇談会 ふれあい碧） 山本 佳子 氏（西東京市民生委員・児童委員） 第3部 「第2期西東京市地域福祉計画（素案）」の概要説明 |

5. 計画の期間

第2期計画は、平成21年度から平成25年度までの5年間を計画期間とします。

◆計画の期間

| 区 分 | 平成 16 年度 | 平成 17 年度 | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|--------------------------------|--|----------------|----------------|----------------|----------------|-------------------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 西東京市総合計画 | 基本構想 | | | | | | | | | |
| | 前期基本計画 | | | | | 後期基本計画 | | | | |
| <u>西東京市</u> <u>地域福祉計画</u> | 地域福祉計画 (平成16年度～平成20年度) | | | | | 第2期地域福祉計画 (平成21年度～平成25年度) | | | | |
| | 西東京市地域福祉 活動計画(社会 福祉協議会) | | | | | 西東京市地域福祉 活動計画(社会 福祉協議会) | | | | |
| 西東京市健康づくり 推進プラン | 平成16年度～平成22年度 | | | | | | | | | |
| 西東京市次世代育 成支援行動計画 | 前期計画 | | | | | 後期計画 | | | | |
| 西東京市高齢者 保健福祉計画・ 介護保険事業計画 | 第2期 | | | 第3期 | | 第4期 | | | 第5期 | |
| | 西東京市 障害者基本計画 基本計画(平成16年度～平成25年度) | | | | | | | | | |
| 西東京市 障害福祉計画 | 第1期計画 | | | | | 第2期計画 | | | | |

第2章 これまでの取り組みと主要課題

1. 『第1期地域福祉計画』を振り返って

(1) 第1期地域福祉計画の取り組み状況

方針1 地域で支える福祉の基盤づくり

目標1 地域に根ざす福祉のネットワークづくり

目標2 利用者支援の体制整備

目標3 誰もが快適に暮らせるまちづくり

【主な取り組み内容】

- ・ 障害者の日、障害者週間に併せ市報等で啓発記事などの掲載をし、各種イベント開催時に普及啓発の実施
- ・ 各種イベント開催時に福祉教育の推進（ノーマライゼーション理念の啓発及びユニバーサルデザイン普及活動を通して推進）
- ・ 市報及びホームページによる高齢者や子どもなど異世代交流を図る情報を発信
- ・ 地域生涯学習事業では、学校運営協議会を設置し交流事業を推進
- ・ 平成15年度に策定した「市民活動団体との協働基本方針」の促進を図るとともに、基本方針を見直し、NPO企画提案事業を実施
- ・ NPO・ボランティア等の活動を促進するため、学校の余裕教室、空き家、空き店舗などを活用した小規模な地域の活動拠点を整備・確保
- ・ ふれあいのまちづくり事業による小学校通学区域全箇所に関点を整備
- ・ 地域ケアシステムの整備
- ・ ささえあい（高齢者地域見守り）ネットワーク事業の構築・実施
- ・ 市報、HP、FM放送等多様な媒体による情報提供の実施
- ・ 「人にやさしいまちづくり条例」を整備（平成19年度）
- ・ コミュニティバス「はなバス」の充実のために既存路線の検証を実施
- ・ 交通計画の策定（平成18年度）によるバリアフリー化の推進
- ・ 犯罪に関する情報の収集及び提供、防犯に関する市民の自主的な活動に対する支援等を実施
- ・ 防災市民組織、事業所、ボランティア等が連携するための会議や連絡、協力体制等の推進

方針2 誰もが「よりよく生きる」ための多様な支援

目標4 健やかに暮らせる地域づくり

目標5 生きがいを持って暮らせる地域づくり

目標6 一人ひとりに応じた保健福祉サービスの提供

目標7 サービス利用に結びついていない要支援者への対応

【主な取り組み内容】

- ・各種健康診査を実施し、結果を活かした生活習慣病予防の教育、相談時の健康手帳の交付、またその活用方法の普及の推進
- ・スポーツ振興計画を策定し計画の進行管理を実施
- ・食の自立支援の観点から関連機関と連携し、食事を楽しむ事業の支援を実施
- ・老人福祉センター・福社会館における各種講座の実施やサークル活動の支援、利用促進のPR
- ・市民の文化活動の活性化を図るため、市民文化の交流機会として、市民文化祭を充実
- ・地域をつくる人材の育成や市民自らが地域づくりに参画できる講座・事業の実施
- ・障害のある人の生涯学習活動の情報収集・提供
- ・障害の有無に関わらず、交流を含めた場を提供し、心身ともに健康な生活が送れるよう事業を実施
- ・女性が自分らしい生き方を学習の中で考える「女性問題講座」の実施
- ・定年退職後の地域デビューのため公民館事業及びボランティア・市民活動センターへの協力を実施
- ・ケアマネジメントの充実のためケアマネジメントリーダーの育成強化及びケアプランの評価を実施

方針3 自ら選び満足できるサービスの確保

目標8 選択できるサービスの質と量の確保

【主な取り組み内容】

- ・第三者評価システムの普及・推進
- ・事業者の質の向上のための研修会、情報交換の場を提供
- ・専門人材の育成のためにホールヘルパー養成研修等を実施
- ・生涯学習人材バンクの整備
- ・多様な地域人材の活用を促進するため、地域における学習活動の履歴（コミュニティ・キャリア）の記録と活用について検討
- ・ボランティアが参加しやすいものとなるようにボランティア・市民活動センターとの連携・協力を実施

(2) 地域における支え合い活動の状況

① ふれあいのまちづくり

西東京市社会福祉協議会では、市内の小学校通学区域を中心として、地域住民が主体となって進める「ふれあいのまちづくり」を推進しています。

現在、市内すべての小学校区でふれあいのまちづくりが進められており、各地区では毎月1回住民懇談会を開催し、地域に即した活動について話し合い、実践しています。

ふれあいのまちづくりは、各地区のさまざまな活動を通して

- 世代を超えて交流できるまち
- “いざ”というときに助け合い、支えあえるまち
- 安心して暮らせるまち

を目指しています。

◆ ふれあいのまちづくりの概要

| 小学校通学区域 | 愛 称 | 主な活動場所 | 主 な 活 動 内 容 |
|------------|------------|---------------|----------------------------------|
| 谷戸第二 | ふれあいクラブ | 谷戸地区会館 | ○地域の清掃活動 ○子どもや高齢者の交流活動 |
| 柳 沢 | 柳小校区ふれあいの会 | 南町地区会館 | ○チャリティーフリーマーケット ○食べる会 |
| 田 無 | ファミリーたなし | 田無小ランチルーム | ○ふれあい・やすらぎのこみち清掃活動 ○高齢者昼食会 |
| 芝久保 | あい芝久保 | 芝久保地区会館 | ○高齢者向け茶話会「軽茶会」 ○高齢者昼食会 |
| 向 台 | 向台小通域ふれあい会 | 向台地区会館 | ○地域交流（もちつき、折り紙教室） ○高齢者昼食会 |
| けやき（旧西原） | タワーみつわ | 芝久保第2地区会館 | ○けやきサロンの運営（喫茶活動） ○高齢者昼食会 |
| 上向台 | 上向台サルビア | 上向台地区会館 | ○茶話会・昼食会 ○関係団体との交流会 |
| けやき（旧西原第二） | はくうんぼく | 西原総合教育施設 | ○喫茶けやきサロンの開催 ○ワンコインガーデニング |
| 谷 戸 | ひだまり谷戸 | 谷戸小学校家庭科室 | ○「ひだまり喫茶」の運営 ○地域団体活動への協力 |
| 保谷第二 | ほにほに | 東伏見コミュニティセンター | ○昼食会の開催 ○竹とんぼづくり |
| 保谷第一 | ふれあい広場 | 活動拠点しらうめ | ○高齢者ミニデイ活動 ○フリーマーケットの運営 |
| 保 谷 | ふれあい保谷 | 保谷小会議室 | ○あいさつ運動 ○高齢者茶話会 |
| 栄 | わくわく栄 | 栄小多目的室 | ○子どもの見守り活動 ○わくわく寄席 |
| 東伏見 | くじら山 | 東伏見小ランチルーム | ○「にこにこサロン」にて世代間交流 ○地域パトロール |
| 東 | クリーンあけぼの | 東小ランチルーム | ○地域の清掃活動 ○高齢者茶話会 |
| 泉 | いきいき泉 | 泉小ランチルーム | ○子どもや地域の見守りと清掃 ○ふれまちルームで喫茶の開催 |
| 本 町 | にこにこ本町 | 本町小会議室 | ○小学生の登下校時の見守り ○高齢者昼食会 |
| 碧 山 | ふれあい碧 | 富士町地域包括支援センター | ○ティールーム碧の開催 ○高齢者昼食会 |
| 住 吉 | ほっと住吉 | 住吉小ランチルーム | ○食育活動の実施 ○災害時の取り組み |
| 中 原 | いこいの中原 | ほうや福祉作業所 | ○「いこいの喫茶」の開催 ○講習会の開催 |

また、西東京市社会福祉協議会では、身近な地域で住民相互の助け合いの輪を広げていくために、地域活動の拠点を設置しています。

◆ 活動拠点一覧

| 名 称 | 所 在 地 |
|----------------|--------------------------|
| 活動拠点 しらうめ | 下保谷5-13-19 コーポフェリカ 105号 |
| フラワー通り ふれまちルーム | 泉町1-11-14 |
| 伏見通り 街なかサロンにここ | 柳沢2-2-10 |
| 活動拠点 わくわくサロン | ひばりが丘北2-5-8 松和マンション 103号 |

② ささえあいネットワーク

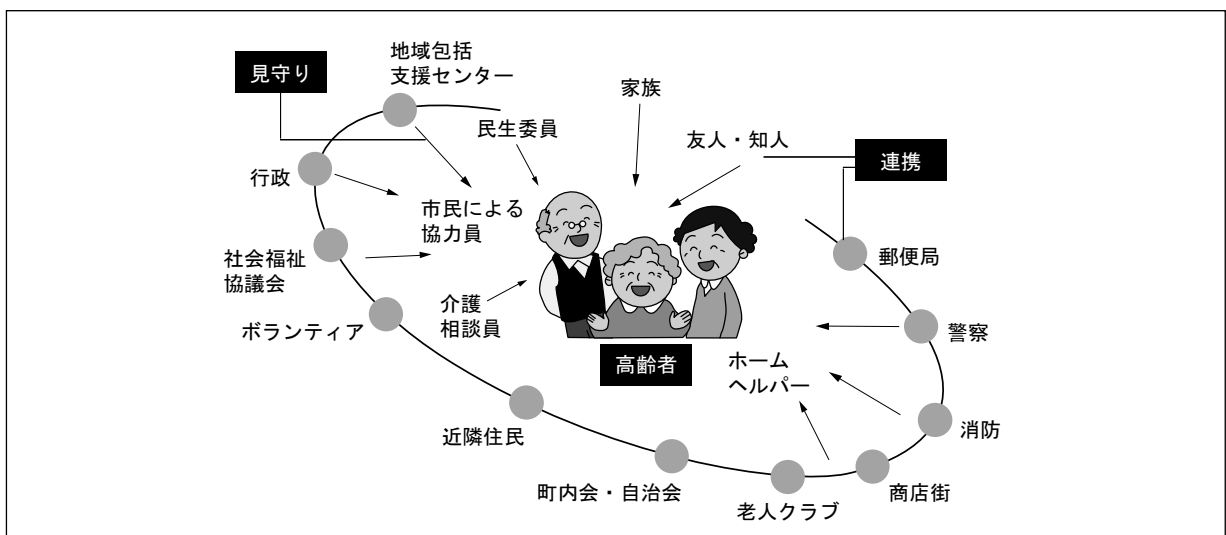
ささえあいネットワークは、高齢者が地域の中で安心して暮らせるよう、緊急を要する場合の早期発見、連絡、対応をスムーズに行ったり、高齢者や介護者、家族が抱える困っていることや相談に応じたり、あるいは閉じこもりがちな高齢者や要介護状態に陥りそうな高齢者などが必要な支援やサービスを受けられるようにするために、地域住民（ささえあい協力員）、事業所（ささえあい協力団体）、民生委員、地域包括支援センター及び市（高齢者支援課）が相互に連携して進める西東京市独自の支え合い活動のしくみです。

ささえあいネットワークは、平成 16 年 4 月から活動を始めており、平成 20 年 10 月現在ささえあい協力員は 399 人、協力団体数（郵便局、健康飲料、商店会、新聞販売所、タクシー、生協、金融、ガス、介護、医療等）は 61 団体となっています。

ささえあい協力員、団体は、近隣や通常の仕事において高齢者の異変に気付いた場合や、心配な高齢者の情報を地域の民生委員や地域包括支援センターに通報することが主な役割となっています。

また、ささえあいネットワーク活動の充実を図るため、平成 20 年度から支え合いの地域づくりを進めるために「ささえあい訪問サービス」がスタートしました。ささえあい訪問サービスは、支援を必要とする高齢者が安心して生活できるよう、ささえあい訪問協力員養成研修を受講した地域のボランティアが、対象者宅を訪問して玄関で話しをうかがったり、街で会ったときに声をかけ安否の確認を行ったり、新聞受けや郵便ポスト、照明の点灯などの状況から高齢者の生活を見守るものです。

◆ ささえあいネットワークのイメージ図



③ 町会・自治会等

本市では、コミュニティ活動や市民活動が活発に行われていますが、近年における人口の増加や地域に対する市民意識の変化などにより、町会・自治会などの組織が消滅したり、町会・自治会などが組織されていない地域もあり、総じて町会・自治会活動は希薄な傾向にあります。

しかし、町会・自治会などが組織されている地域の中には、町会・自治会などが中心となって、身近な地域での支え合い活動や災害時における要援護者情報の把握・収集など、地域のさまざまな生活課題に主体的に取り組んでいる町会・自治会などもみられます。

また、市民活動団体やNPOの中には、活動を通して地域コミュニティの再生や市民・企業・行政のパートナーシップの構築を目指している団体もみられます。

2. 市民等の声

(1) 市民意向調査

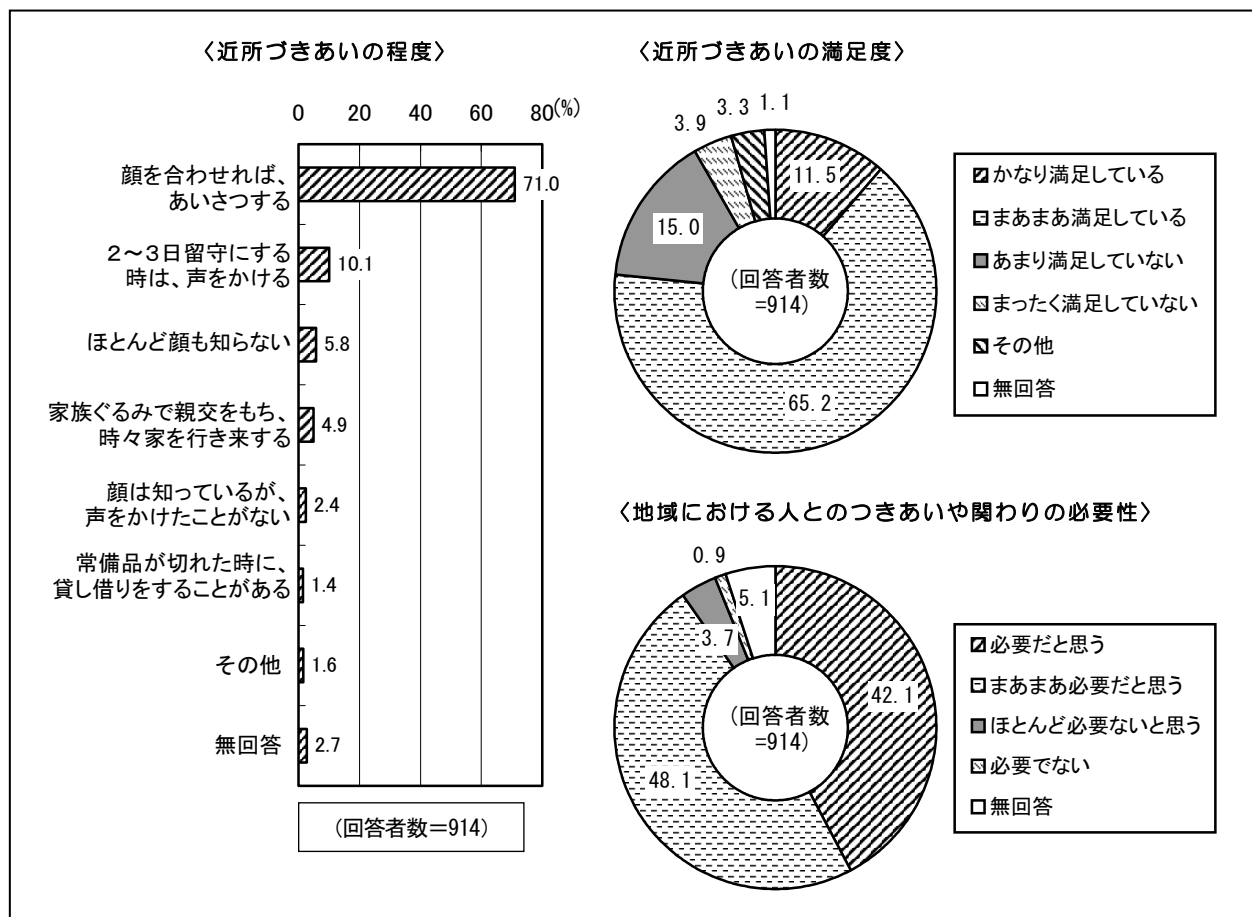
市民の地域福祉についての意識やニーズを把握するために、アンケート調査（以下、「市民意向調査結果」という。）を実施しました。主な結果は以下のとおりです。

■ 地域における人とのつきあいや関わりの必要性

近所づきあいの程度については、「顔を合わせれば、あいさつする」が7割を超えていました。また、近所づきあいの満足度についても、市民の7割以上が“満足している”（「かなり満足している」＋「まあまあ満足している」）と感じています。近所づきあいがあいさつ程度という状況にもかかわらず満足しているということから、ご近所とのつながりは希薄であると言えます。

こういった状況にもかかわらず、地域における人とのつきあいや関わりについて、市民の9割が“必要だと思う”（「必要だと思う」＋「まあまあ必要だと思う」）と感じていることから、あいさつ以上のつきあいや関わりが地域において求められていると言えます。

◆ 地域における人とのつきあいや関わりの必要性



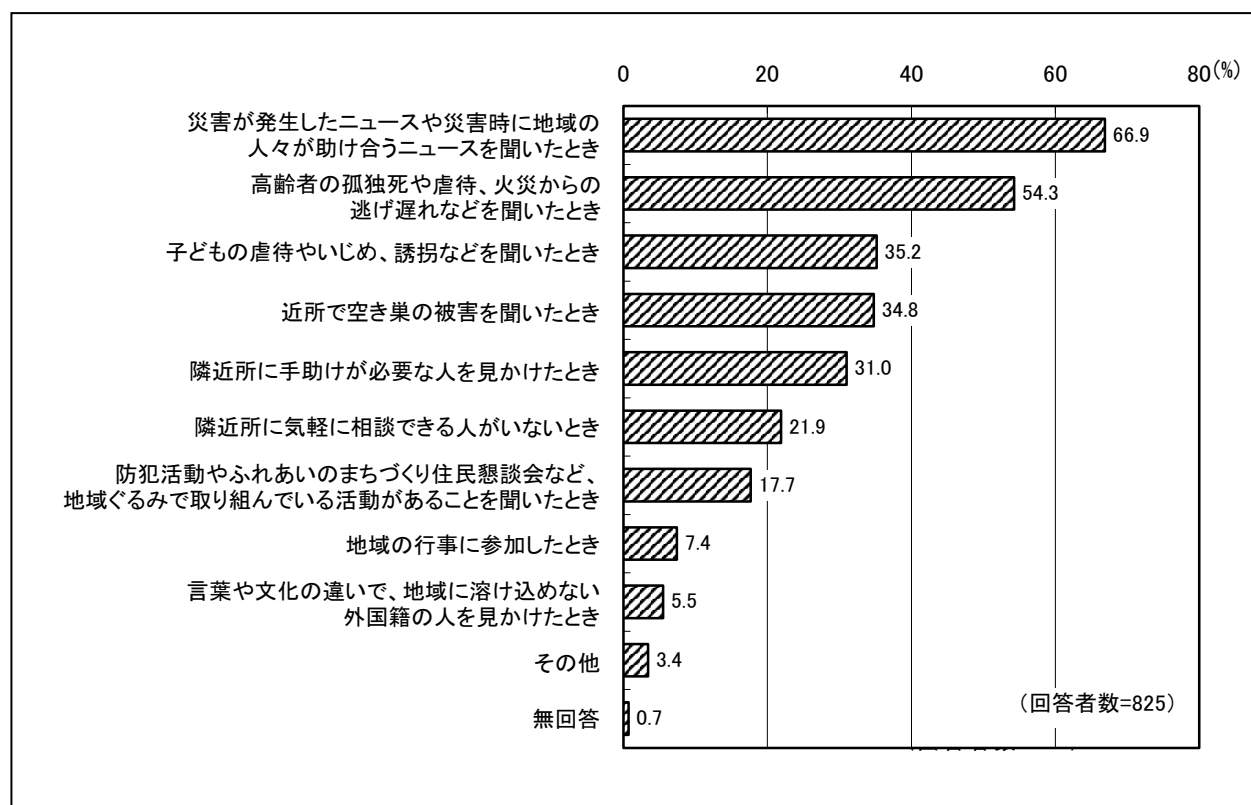
■災害時要援護者対策や高齢者、子どもなど要支援者への取り組みの必要性

地域との関わりの必要性を感じたときは、「災害が発生したニュースや災害時に地域の人々が助け合うニュースを聞いたとき」をあげた人が多く、また、「高齢者の孤独死や虐待、火災からの逃げ遅れなどを聞いたとき」や「子どもの虐待やいじめ、誘拐などを聞いたとき」、「近所で空き巣の被害を聞いたとき」をあげた人もそれぞれ多くみられました。

このように、災害が発生したとき、あるいは身近なところで高齢者や子どもに関わる事件、犯罪が起きたときに地域との関わりの必要性を感じています。今後の地域福祉活動の展開にあたっては、こうした結果を地域の課題としてとらえ、課題の解決に向けて災害時要援護者対策や防犯対策など新たな取り組みが必要になっています。

特に災害時については、要援護者対策として、高齢者や障害のある人など災害による避難時に支援が必要となる人を見出し、その一人ひとりについて、災害時の支援体制を確保し、必要な支援を的確に実施できる体制づくりが求められています。

◆ 地域との関わりの必要性を感じる場面

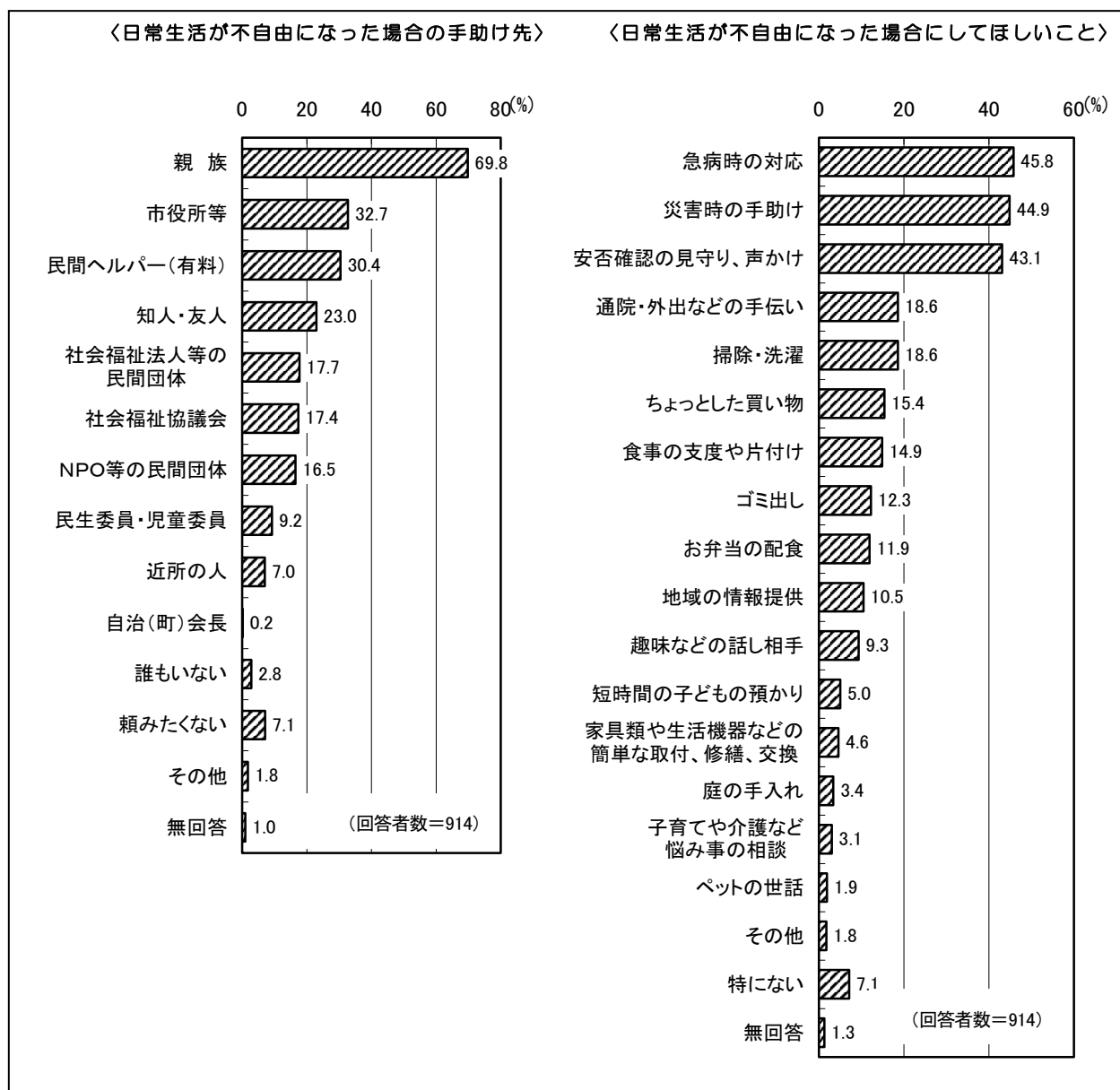


■ 地域における支え合いの必要性

日常生活が不自由になった場合の手助け先は、「親族」が約7割と最も多く、「市役所等」、「民間ヘルパー（有料）」、「知人・友人」と続いています。

その場合に地域の人たちにしてほしいことは、「急病時の対応」が最も多く、次いで「災害時の手助け」、「安否確認の見守り、声かけ」と続いています。

◆ 地域における支え合いの必要性

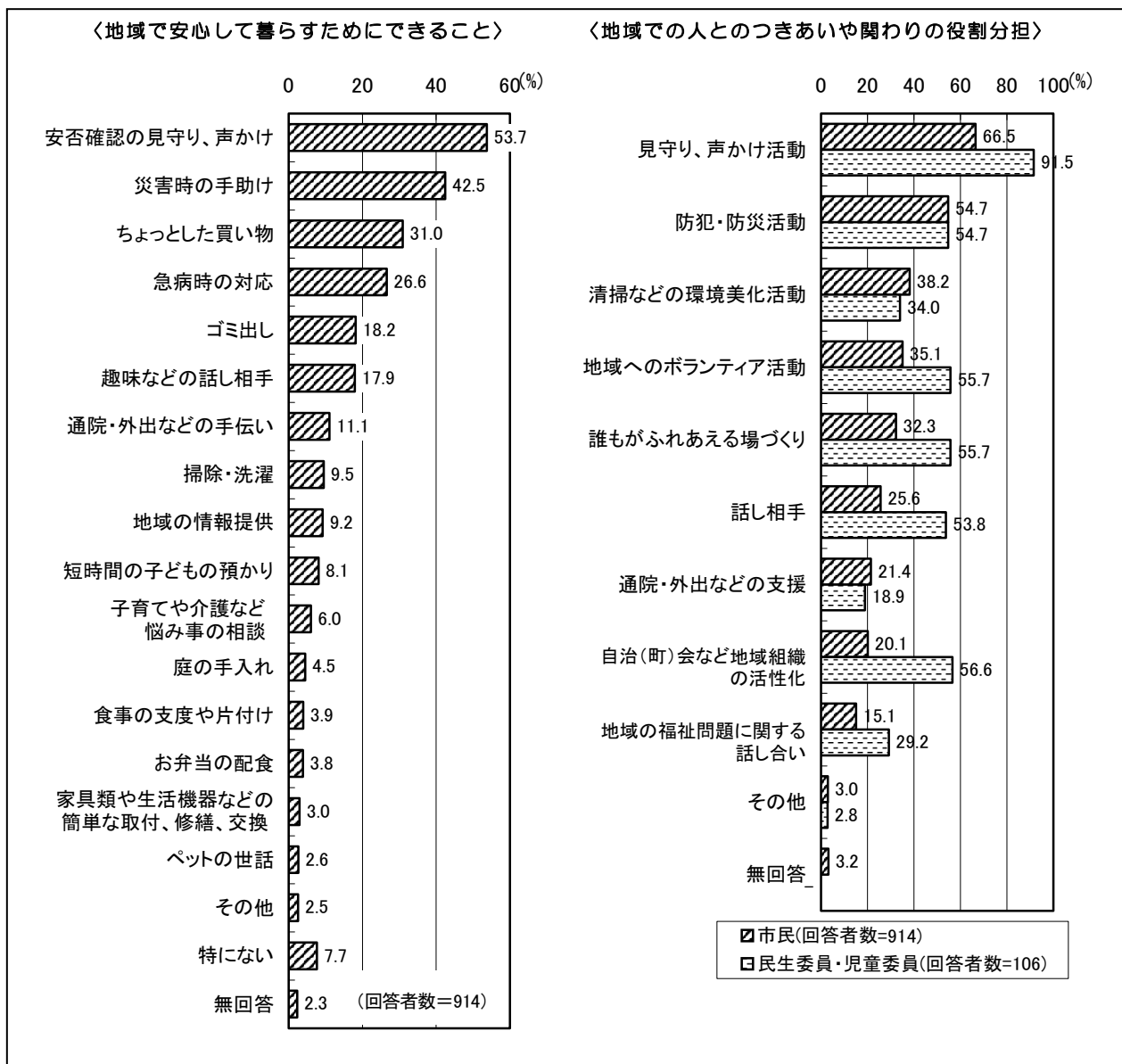


また、地域で安心して暮らすために、自分自身ができることとしては、「安否確認の見守り、声かけ」が最も多く、次いで「災害時の手助け」、「ちょっとした買い物」、「急病時の対応」と続いています。このように地域の人たちにしてほしいことと地域のためにできることは一致しています。

現状の手助け先は親族で最も多くなっていますが、親族は近所に少ない状況であることから、もっとご近所同士で支え合いを実現することが必要となっています。

また、地域における助け合いを推進していくために、「見守り、声かけ活動」が最も多く求められています。

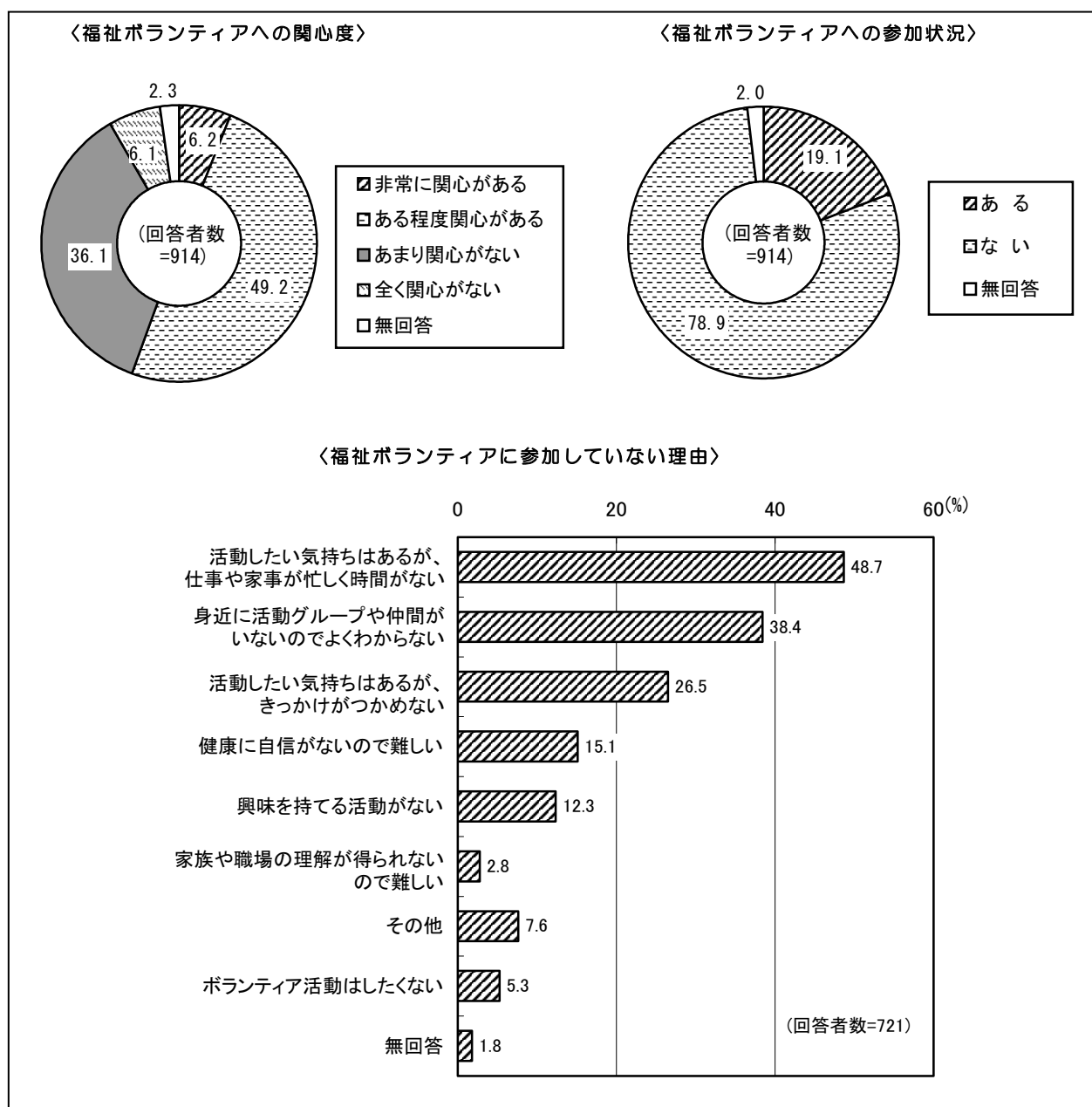
◆ 地域における支え合いの必要性



■福祉に関するボランティア活動への参加機会の提供・充実

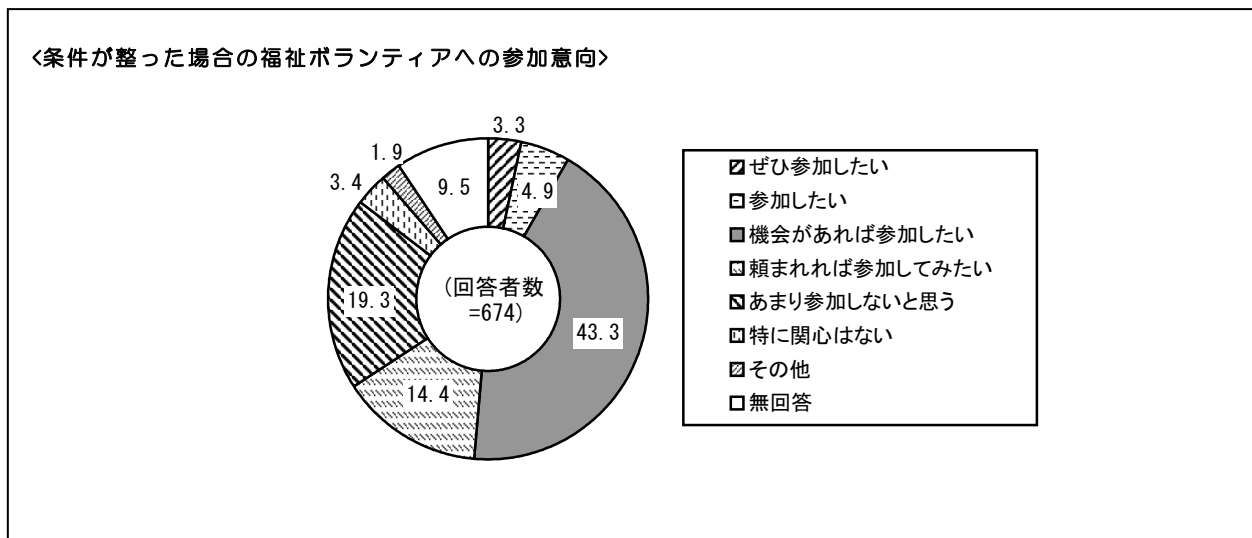
福祉に関するボランティアについては、市民の半数以上が“関心がある”と感じていますが、実際には約8割が参加したことがありません。その理由については、「活動したい気持ちはあるが、仕事や家事が忙しく時間がない」が最も多く、次いで「身近に活動グループや仲間がないのでよくわからない」、「活動したい気持ちはあるが、きっかけがつかめない」と続いています。

◆ 福祉に関するボランティア活動への参加機会の提供・充実



しかし、それらの問題が解決した場合に参加したいと積極的に考えている市民（「ぜひ参加したい」「参加したい」「機会があれば参加したい」「頼まれれば参加してみたい」）は、参加したことがない市民8割のうち6割を超えている状況から、ボランティア活動に参加できる機会を提供し、充実させていくことが求められています。

◆ 福祉に関するボランティア活動への参加機会の提供・充実

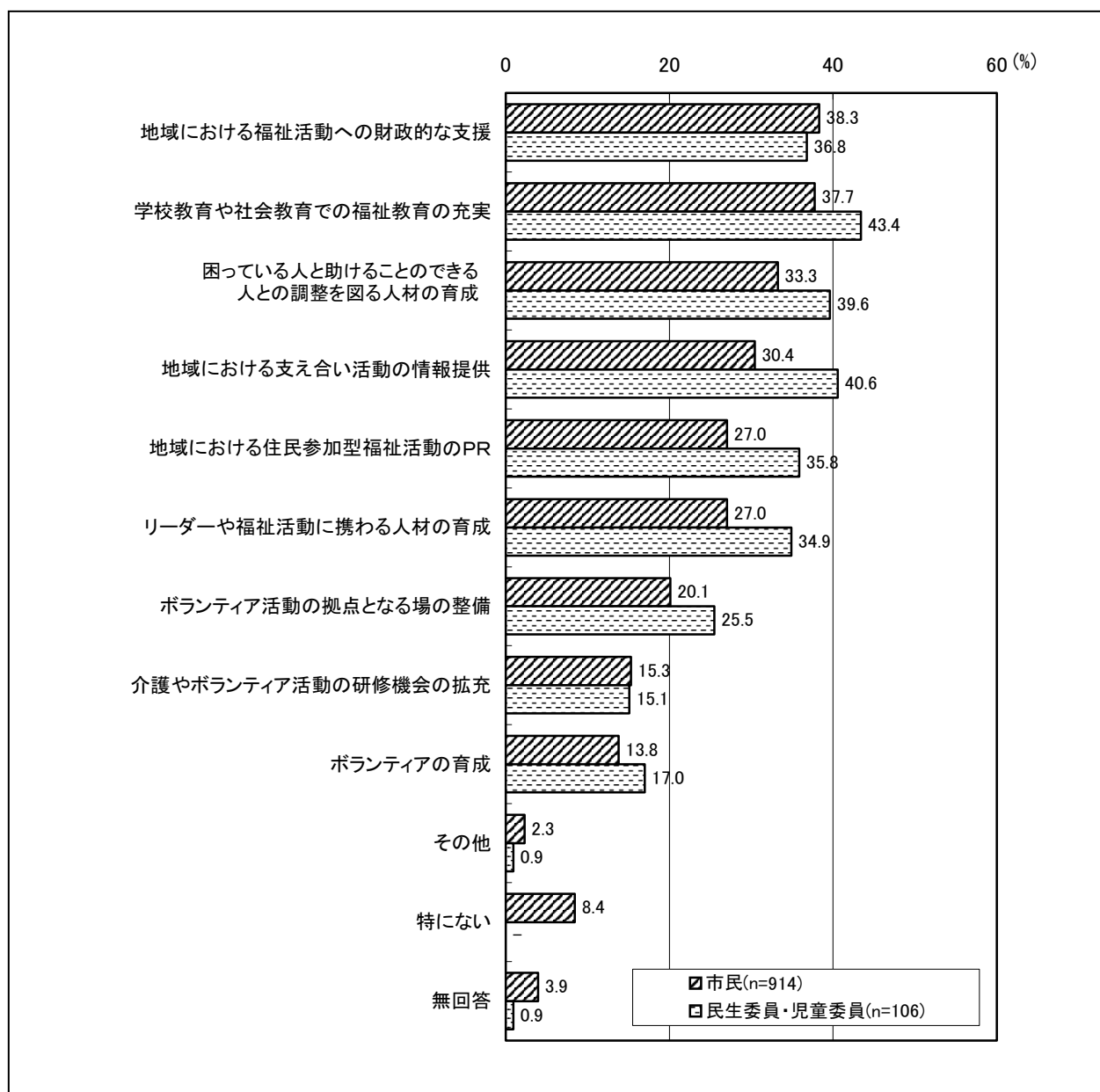


■活動への支援や福祉教育の推進、人材の育成、情報提供などの充実

地域における助け合いを活発にするために必要なこととしては、「地域における福祉活動への財政的な支援」、「学校教育や社会教育での福祉教育の充実」、「困っている人と助けることのできる人との調整を図る人材の育成」、「地域における支え合い活動の情報提供」が挙げられています。

これらの結果から、財政的な支援や福祉教育、人材の育成、情報提供の充実が地域における助け合いを推進していく上での課題として捉えることができます。

◆ 地域における助け合いを活発にするために必要なこと



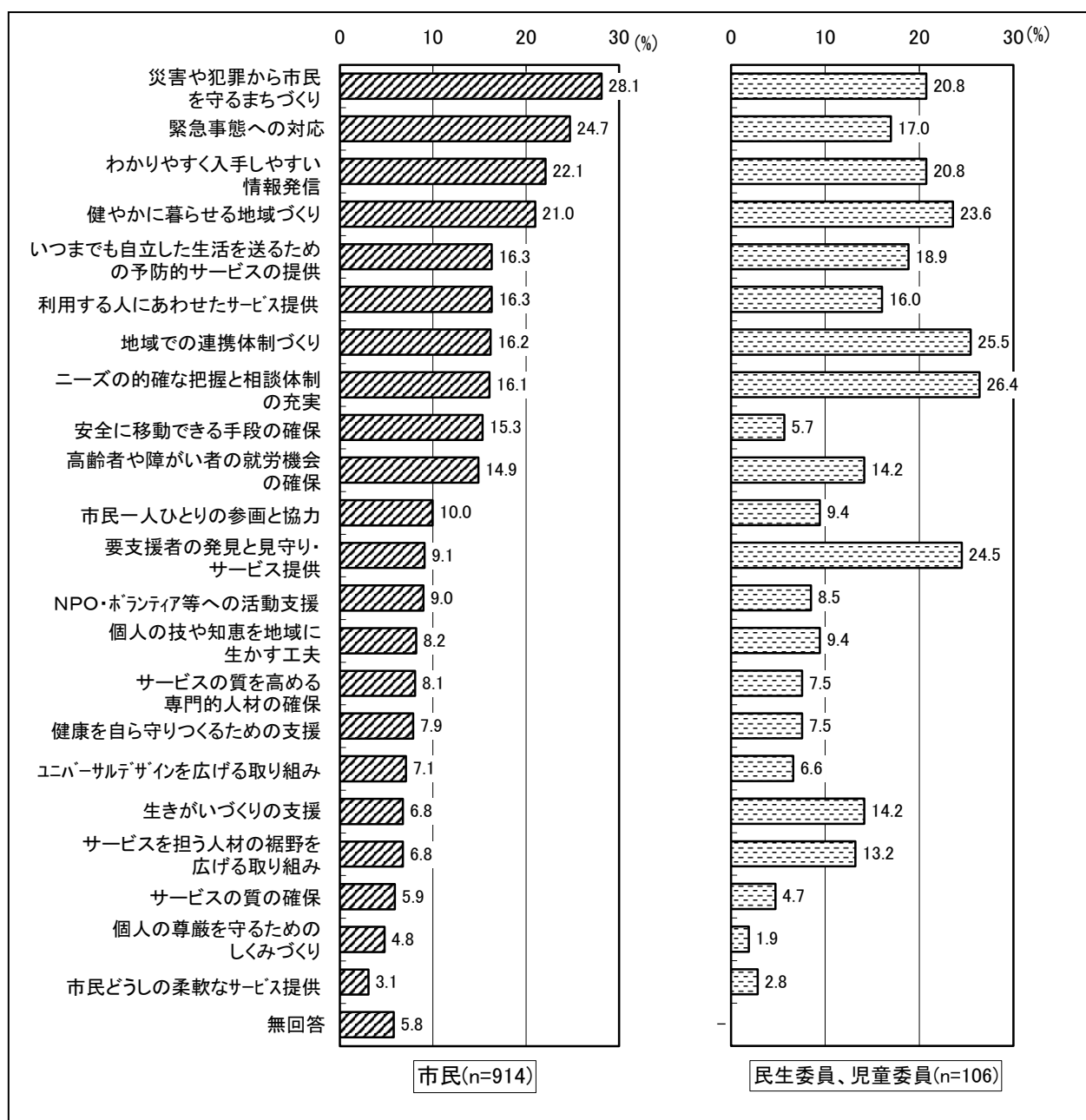
■市民ニーズに則した施策の展開

地域福祉の分野で優先的に市が取り組むべきことは、市民では、「災害や犯罪から市民を守るまちづくり」が最も多く、次いで「緊急事態への対応」、「わかりやすく入手しやすい情報発信」、「健やかに暮らせる地域づくり」と続いています。

民生委員・児童委員では、「ニーズの的確な把握と相談体制の充実」が最も多く、次いで「地域での連携体制づくり」、「要支援者の発見と見守り・サービス提供」、「健やかに暮らせる地域づくり」と続いています。

今後の施策の展開にあたっては、これらの結果を踏まえ、市民が求める施策を重点的に取り組んでいくことが求められています。

◆ 優先的に取り組むべき施策



(2) 地区懇談会

市民参加による地区別の課題や地域、社会福祉協議会、行政の役割分担を明確にするため、地区懇談会を開催しました。

地区懇談会における主な意見は以下のとおりですが、各地区からは“地域のつながりを深める”“地域の支え合いの充実”“地域活動の活性化”“活動の場の確保”“災害時の対応”などについて多くの意見が出されました。

■中部地区における主な意見

- ✓ 公園を使って高齢者対象の体操教室を開催している。健康のための遊具より、椅子を設置してほしい。
- ✓ 公園がほしい。世代を超えてみんなが集まれるものがあればいいのでは。公園がなくなったら祭りもなくなった。集まる場所が必要。
- ✓ 災害時の対策が不十分である。災害時に、高齢者に対して誰がいつ、どう手を差し伸べるのか見えてこない。
- ✓ 個人情報保護の関係で、地域を見守ることに困難を感じる。一人では見守りきれないので、多くの人で見守っていけるようにしたい。
- ✓ 災害時、特に地震が起こったときのことが心配である。自治会がなくなり、「向こう三軒両隣」の意識がなくなってきている。災害が発生したその瞬間、隣同士が声を掛け合って避難所までどうやって動くかという仕組みづくりが大切である。市民一人ひとりが考えていかざるを得ない。何かできることはないか。
- ✓ ふれまちの会員数（後継者）が増えない。
- ✓ 地域の高齢化が進んでいる。
- ✓ 公園の遊具等が子どものニーズに見合っていない。「～するな」と禁止するばかりではなく、子どもの意見を取り入れ、もっと遊びたくなるような取り組みを。
- ✓ 子どもたちにも「福祉教育」を広めてほしい。

■南部地区における主な意見

- ✓ いつでも誰でもほっとできるような場づくりが必要である。公園がその役割を負ってはどうか。
- ✓ 地域の方々が主催するお祭りに補助金がほしい。自治会からの寄付などで賄っているが、そうした時に市から補助金を出してほしい。
- ✓ 高齢者向けのはなバスルート（公的施設へ行くための）が欲しい。
- ✓ 定期的に高齢者が通える場所が必要。介護予防のイベントがあるが、イベントのときだけでなく、日常的に行えるとよいのでは。
- ✓ 情報不足。広報だけでなく別の情報手段が必要。
- ✓ 隣りの人にしかあいさつをしないので、近所の人でもどんな人なのかわからないということがあがる。進んであいさつをすることが必要ではないか。
- ✓ 災害時に助け合える体制づくりが必要である。
- ✓ 活動で男性の姿をあまり見ない。民生委員も男性の割合は1割ぐらいである。図書館では男性の姿をよく見かけるが、そこでは会話は少ない。そうした人たちに対して、ただ「活動に出なさい」と呼びかけるのではなく、きっかけづくりが必要である。
- ✓ 高齢者だけではなく、一般の人でも自由に出入りができる場所が欲しい。

■西部地区における主な意見

- ✓ 集会所が狭いかつ遠い。行くまでの道が坂を上ったり下ったりで、高齢者にはきつい。
- ✓ 地域の中において「障害者と共に暮らすことへの理解」が得られない。
- ✓ 町内会が減ってきており、新住民とのつながりができない。高齢者が多くなり、回覧・募金ができなくなった。自治会が減っている大きな要因だと思う。地域が高齢化している。
- ✓ 自治会、町内会が無く、隣近所との付き合いがない。つながりがなかなかつけれない。
- ✓ 宅地化が進み、緑が少なくなってきたように感じる。
- ✓ 一人暮らし高齢者を気にかける人が少ない。一人暮らし高齢者の面倒をもっと見るべきである。
- ✓ 昼食会をやろうとしても高齢者がどこに住んでいるか分からない。情報を把握している民生委員が交代すると、分からなくなってしまふ。民生委員の協力が必要。
- ✓ はなバスが通っていない。路線バスがあり増便されたがまだ不便。病院通いをするにも困る。
- ✓ ふれまの世話人が高齢化している。もっと若い人を巻き込むべきだが若い人は仕事に忙しくて活動への参加は期待できない。

■北東部地区における主な意見

- ✓ 福祉に関心を持った頃には自分が支援される側になっている。何かを一緒にやろうということになると敬遠されるが、支援されることになると皆関心を示す。
- ✓ 70歳以上の一人暮らしを対象に昼食会等を行っているが、網羅的に対応できていない。近隣とのネットワークづくりが必要である。
- ✓ 情報提供しようとしても誰に提供すればいいかわからない。一人暮らしの人がどこにいるかわからない。地域の人たちと友好を深めるため、高齢者の体操や料理教室の活動を広げたい。
- ✓ 地域福祉活動の資金が不足している。
- ✓ はなバス停留所を公的施設において欲しい。はなバスが、(栄町)地域包括支援センターを通過しておらず使いづらいので、もっと通いやすいところに通してほしい。
- ✓ 活動の場所が不足している。新しくできた保谷駅前公民館などをもっと活用すべきである。
- ✓ ふれあいのまちづくり住民懇談会ができて4年になるが、地域福祉活動に取り組む人材が不足している。世話人も高齢化している。
- ✓ 近隣地域の問題点の把握が十分でない。住民懇談会のメンバー間でも、必ずしも把握しきれていない。地域でのネットワークづくりが必要である。
- ✓ いざというとき、どのように動いていいのかわからない。自治会があれば、会長の支持で避難することができる。近所づきあいの希薄さがある。

(3) 福祉関連事業者の地域との関わり

今後の地域福祉を進めていく上で、福祉施設等の地域との関わりについての実態を把握するため、福祉関連事業者へのヒアリングを実施しました。各施設ごとに、状況が異なるため問題点がさまざまですが、地域福祉を推進するためには、地域との関わりの推進、福祉施設間や地域との連携が必要であるとの意見がありました。主な意見は以下のとおりです。

■児童関係

○児童館・児童センター

- ・ 地域住民やボランティアの受け入れについては、地域の活性化のために重要であり、積極的に行っていく。
- ・ 職員の講師派遣や対象年齢への柔軟な施設開放は可能である。
- ・ 今後は、近隣の中高生との連携、そして地域での日常的な声かけ行動等（見守り）へ発展させていきたい。

○保育園

- ・ 福祉施設との交流は、高齢者や障害者、そして子どもにとってお互いに良い刺激になる。子どもの教育に大変良いものである。
- ・ 園庭開放や地域の子供たちへの支援、研修講師としての派遣が可能である。
- ・ 地域における活動場所としての提供は、その活動内容や子どもの安全性を検討することが前提となる。
- ・ 地域の人や商店街の人たちが子どもと母親の顔がわかるまちづくりが重要である。

○児童養護施設

- ・ 地域との関わりで、施設が開放されていくのであれば、プライバシー問題への対応を検討する必要がある。

■高齢者関係

○介護老人保健施設

- ・ 個人情報の問題により、書面への押印や職場体験の写真撮影の禁止などボランティアの善意に反する制約が心苦しい。
- ・ 福祉に関心を持つ地域住民とボランティア受け入れ側の交流・説明会の場が必要ではないか。
- ・ 施設職員が地域住民組織へ出向き施設の活動内容をPRすることが必要である。

○認知症対応型共同生活介護

- ・ 地域との交流に当たり、若者と交流したいが高齢者が多く、また、地域団体間の横のつながりが弱いのではないか。
- ・ 地域でのインフォーマルサービスの構築とネットワーク化が課題である。
- ・ 医療や市民との連携
- ・ 活動拠点の確保

○介護老人福祉施設

- ・ 福祉団体や施設等が情報交換や交流ができる連絡会が必要ではないか。
- ・ ボランティアの高齢化への対応
- ・ 国や東京都の制度の縛りが強くなり、地域の独自性が損なわれているのではないか。

■障害者関係

○心身障害者通所授産施設

- ・福祉の法整備が進展した結果、一般住民が気軽に福祉活動をしにくくなっているのではないかと。
- ・昔から交流のある地域にいる人たちを活用し、人材を育成することが必要である。
- ・地域住民と障害者の交流のため、施設の地域活動利用は歓迎する。
- ・災害時などに備え、地域との交流、地域と一体的な防災体制の確立が必要である。

○精神障害者共同作業所

- ・働く場の保障とともに、地域生活を送る上での地域住民の理解が重要であり、啓発活動やふれあい活動の充実が必要である。

○知的障害者グループホーム

- ・障害のある人自身が人のためになる活動（草むしりなど）などで、地域に貢献することが障害のある人への偏見をなくすための一つの方法である。
- ・地域における他の法人や市、社会福祉協議会と問題を共有（ネットワーク化）し解決していくことが重要である。

■医療関係

○病 院

- ・地域における各種講演会、講座等の開催への協力は可能である。
- ・地域活動の場として会議室の提供ができる。
- ・災害時の空きベットの利用やデイケア、リハビリセンターの開放を検討中である。
- ・地域との交流などについてアイデアはあるが、どのようにPRしていけばよいのか情報がほしい。

(4) 福祉関連団体等の地域との関わり

今後の地域福祉を進めていく上で、福祉団体等の地域との関わりについての実態を把握するため、福祉関連団体へのヒアリングを実施しました。各団体ごとに、状況が異なるため問題点がさまざまですが、地域福祉を推進するためには、団体間のネットワークの構築や活動場所の確保が必要という意見がありました。主な意見は以下のとおりです。

■高齢者関係

- ✓ 誰もが自由に集い交流できる場所の確保
- ✓ 団体同士が情報交換できるネットワークの構築
- ✓ 支え合い活動の強化
- ✓ 地域包括支援センターの活用
- ✓ コーディネーターの配置
- ✓ ボランティア活動などへの費用支援

■障害者関係

- ✓ 障害のある人を理解してもらうための地域交流の推進
- ✓ 障害を抱える子どもの親が高齢化している問題への対応
- ✓ 自立できる雇用・賃金体制の確立
- ✓ 障害のある人と支援者（ボランティア）との情報を上手に交換できる仕組みの構築・情報発信方策の検討
- ✓ 民生委員・児童委員の高齢化
- ✓ 施設整備への支援
- ✓ 移動手段の確保

■子育て関係

- ✓ 青少年育成の担い手の育成、後継者問題
- ✓ 団体間のネットワークの構築
- ✓ 子育て世代のニーズ把握
- ✓ ふれあいのまちづくりの積極的な活用

■NPO等

- ✓ 障害のある人や高齢者との関わり方の検討が必要
- ✓ 団体間のネットワーク形成の場の構築
- ✓ 活動場所の確保

3. 地域福祉推進の課題

(1) 地域福祉推進の主要課題

■地域における支え合いの充実

市民意識調査において、地域における人とのつきあいや関わりについて、市民の9割が“必要だと思う”（「必要だと思う」＋「まあまあ必要だと思う」）と回答していました。

地区懇談会においては、“「向こう三軒両隣」の意識がなくなっている。災害が発生したその瞬間、隣同士が声をかけあって避難所までどうやって動くかという仕組みづくりが大切”（中部）、“災害時に助け合える関係づくりが必要”（南部）、“自治会（町内会）が減ってきており、新住民とのつながりができない”（西部）、“近隣地域の問題点の把握が十分でない。地域でのネットワークづくりが必要である。”（北東部）といった意見などがあげられていました。

また、福祉関連事業者へのヒアリングでも“近隣中高生との連携”、“災害時などに備え、地域との交流、地域と一体的な防災体制の確立が必要”、さらに福祉関連団体等へのグループヒアリングは、“地域交流の推進”や“ネットワークの構築”があげられていました。

今後の施策の展開にあたっては、これらの調査結果を踏まえ、地域におけるネットワークづくりや他団体との情報交換の機会を増やしたり、声かけ運動の実施、災害時に備えた取り組みなど地域の支え合いを推進していく必要があります。

■活動の場の確保・充実

活動の場の確保・充実については、地区懇談会において“若い世代（40～50歳代）の人たちの活動の場所がない”（中部）、“高齢者だけではなく一般の人も自由に出入りができる場所がほしい”（南部）、“集会所が遠い”（西部）、“地域活動の場所が不足している”（北東部）といった意見などがあげられていました。

また、福祉関連団体等へのグループヒアリングでも、“自由な交流場所の確保”、“地域活動場所の確保”があげられていました。

今後の施策の展開にあたっては、こうした地区懇談会や福祉関連団体等へのグループヒアリングにおける意見を踏まえ、市民が身近なところで活発に地域活動ができるよう、学校などの公共施設の活用や空き店舗、空き家などの地域に埋もれている地域資源の発掘などにも取り組みながら、活動の場の確保・充実を図っていく必要があります。

■担い手（人材）の確保・育成

市民意向調査結果において、市民及び民生委員・児童委員から地域における助け合いを活発にするために必要なこととして、「調整を図る人材の育成」「リーダー等の人材育成」があげられていました。また、民生委員・児童委員からは地域の主な課題として「担い手の確保」があげられていました。

地区懇談会においても、“ふれまちのメンバーが同じ人ばかり”（中部）、“ふれまちの活動を継続していきたいが後継者がいない”（南部）、“ふれまちの世話人が高齢化している”（西部）“地域福祉活動に取り組む人材が不足している”（北東部）といった意見などがあげられていました。

また、福祉関連事業者へのヒアリングでも“福祉に関心を持つ地域住民とボランティア受け入れ側の交流・説明会の場が必要”、“ボランティアの高齢化への対応”、“昔から地域にいる人たちの活用”、さらに福祉関連団体等へのグループヒアリングでは、“障害のある人と支援者（ボランティア）との情報を上手に交換できる仕組みの構築”や“青少年育成の担い手の育成、後継者問題”などがあげられていました。

今後の施策の展開にあたっては、こうした意見を踏まえ、地域活動に参加したい団塊の世代や若者をはじめとする地域活動人材を発掘し、地域活動を牽引する担い手の確保・育成を図っていく必要があります。

■福祉情報の発信方策・PRの検討・充実

市民意向調査結果において、福祉に関する情報入手方法として、「市の広報紙」「新聞・テレビ・ラジオ」「地域新聞・ケーブルテレビ・FM西東京」「市のホームページ」など多様な手法が活用されています。

地区懇談会においては、“防災ガイド&マップについて市民のどれくらいが知っているのか、もう少しPRが必要”（中部）、“地域の情報伝達手段として自治会が必要”（南部）、“高齢者がどこに住んでいるか分からず活動が難しい”（西部）、“地域により防災行政無線が聞き取りにくい”（北東部）といった意見などがあげられていました。

また、福祉関連団体等へのグループヒアリングでも、“障害のある人と支援者（ボランティア）との情報を上手に交換できる仕組みの構築・情報発信方策の検討”があげられていました。

今後の施策の展開にあたっては、こうした意見を踏まえ、多様な媒体による福祉情報を充実させるとともに災害時など緊急時に備えた情報発信方策の検討・充実を図っていく必要があります。

■地域福祉推進のための専門家の育成・配置

地域における支え合い活動を活発にするためには、その過程で地域住民では対応できない問題に直面することもあります。また、支え合い活動を支援する側とされる側、地域の団体と団体、地域と行政といったさまざまな関係者とのネットワークづくりや地域の生活課題を解決するための資源の開発を進めることも必要になります。

地域福祉推進の専門家には、

- ・専門的な対応が必要な問題を抱えた人に対し、問題を解決するため関係機関やサービス提供事業者、NPO・ボランティア等との連携を図り、総合的に支援するとともに、自ら解決することのできない問題については市や関係機関につなぐ
- ・地域住民の支え合い活動で発見された生活課題の共有化、社会資源の調整や新たな活動の開発、支え合い活動参加者によるネットワーク化などを通して、支え合い活動を促進する

などの活動を実践することが期待されます。

今後の施策の展開にあたっては、地域の問題を解決し、関係者のネットワーク化や地域資源を開発する専門家を育成・配置し、地域における支え合い活動を促進することが必要になっています。

(2) 第2期地域福祉計画における4つのキーワード

地域福祉推進の主要課題を解決するために、市の施策に反映させるべきキーワードとして、「災害」「要支援者」「地域活動」「ネットワークづくり」という4つのキーワードが導き出されます。

第2期計画においては、この4つのキーワードを踏まえながら施策を総合的に展開し、地域住民が主体となった支え合い活動を推進することが求められています。

■災 害

地域との関わりの必要性を感じたときは、「災害が発生したニュースを聞いたとき」、日常生活が不自由になった場合にしてほしいこととしては、「災害時の手助け」が多くあげられていました。また、地域福祉推進のために市が優先的に取り組むべき施策として「災害や犯罪から市民を守るまちづくり」が多くあげられていました。

地区懇談会においても、“災害発生時の安全対策が不十分”“災害時の安全対策の役割分担”（中部）、“災害時における高齢者情報の把握が必要”（南部）、“他市との隣接箇所は助け合いが必要”（西部）、“災害時にどのように動けば良いのか分からない”（北東部）という意見が出されました。

そのため、これらの意見等を踏まえ、災害時要支援者の安全確保や防災体制の確立など災害時に備えた現実的、具体的な施策を位置づけることが必要になっています。

■要支援者

地域との関わりの必要性を感じたときは、「高齢者の孤独死や虐待などを聞いたとき」「子どもの虐待やいじめ、誘拐などを聞いたとき」などが多くあげられていました。

また、地区懇談会においても、“地域の高齢化への対応が必要”（中部）、“介護予防を日常的に行える場所が必要”“孤独死の予防”（南部）、“ふれあいの場所が必要”“三世代同居の高齢者もいるが”日中独居が圧倒的に多い（西部）、“個人情報の問題によりひとり暮らしの人がどこにいるのかわからない”（北東部）などといった意見があげられていました。

福祉関連事業者へのヒアリングでは、“働く場の保障とともに、地域生活を送る上での地域住民の理解が重要であり、啓発活動やふれあい活動の充実が必要である”との意見がありました。

また、福祉関連団体等へのグループヒアリングでも、“活動に参加してこない高齢者の孤独死を防ぐことが課題”との意見がありました。

そのため、これらの意見等を踏まえ、要支援者への支援方策として見守り活動の推進や交流場所の確保・機会の提供など要支援者に関する施策を位置づけることが必要になっています。

■地域活動

地域における助け合いを推進していくために地域住民が行うべき活動として、“見守り、声かけ運動”、“防犯・防災活動”、“清掃などの環境美化活動”、“地域へのボランティア活動”などが多くあげられていました。

また、地区懇談会においても“地域活動の活性化のためにささえあいネットワークやふれあいのまちづくり活動を継続して推進することが必要”（中部）、“活動場所の確保”（南部）、“祭りや活動に多くの人を巻き込むことが必要”（西部）、“地域福祉に取り組む人材が不足している”（北東部）などという意見があげられました。

また、福祉関連団体等へのグループヒアリングでも“自由な交流場所の確保”、“地域交流の推進”、“支え合い活動の強化”との意見がありました。

そのため、こうした意見等を踏まえ、活発な地域活動が展開されるよう身近な場所で活動できる拠点の整備や地域活動の推進などに取り組むことが必要になっています。

■ネットワークづくり

地域におけるさまざまな課題を解決し、地域福祉を推進するために、地域活動団体間や行政、社会福祉協議会、事業者との横のつながり（ネットワーク）を構築することが重要という意見が地区懇談会や福祉関連事業者へのヒアリング、福祉関連団体等へのグループヒアリングにおいてあげられました。

そのため、こうした意見等を踏まえ、活発な地域活動が展開されるような仕組みづくりと地域福祉推進のための専門家の育成・配置に取り組むことが必要になっています。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

- 少子高齢化や核家族化が進行する中、多くの生活課題が生じています。これらの課題を解決するために、行政だけでなく市民、社会福祉協議会、事業者、NPO・ボランティア等と役割分担、連携して地域福祉を推進し、身近な地域における支援体制を確立します。
- 保健・医療・福祉の連携を図り、身近な地域で総合的な福祉サービスを提供するとともに、利用者がサービスを選択し、自己決定できるしくみを充実します。
- 多様な事業主体の参入を進めるとともに、社会福祉事業の健全な発達を目指します。



- 本市では、第1期計画において「いつも誰もが平等に、自分で選び参加して、手と手をつなぎ、支えあい、よりよく生きる社会をつくること」を地域福祉の基本的な理念に掲げ、地域福祉を普及・推進してきました。第2期計画においても、この基本的な理念を受け継ぎ発展させながら、わかりやすさという観点に立って、基本的な理念を「地域でふれあい 支え合う 心のかようまち 西東京」とし、「わたしたちの取り組み」の理念と「わたしたちがめざすまち」の理念の2つを掲げて、共に生き支え合うまちづくりを進めます。

◆地域福祉の基本的な理念

地域でふれあい 支え合う 心のかようまち 西東京

理念1：わたしたちの取り組み

一人のために みんなのために できることから はじめよう

理念2：わたしたちがめざすまち

声をかけあい 手をつなぎ 一人ひとりがよりよく生きる ほっとするまち

2. 基本方針

「地域でふれあい 支え合う 心のかようまち 西東京」の実現に向けて、第1期計画における3つの方針も踏まえながら、社会福祉法第107条に位置づけられている3つの項目に沿って基本方針を次のように定めます。

市民の主体的な参画と協働による地域福祉を推進します

地域の多様性を理解し、共感するための出会いの場を確保するとともに、担い手の育成や活動拠点の整備、地域福祉活動等への幅広い市民の参加を促進し、地域の生活課題を自ら発見し、解決する力を高めながら、共に助け合い、支え合うことにより、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりを進めます。

適切なサービスを安心して利用できるためのしくみを充実します

総合的な視点からサービスが提供できるように保健・医療・福祉の連携に加えて、サービス提供事業者やボランティア等の関係機関・関係団体とのネットワークを強化し、地域で生活する市民のニーズがサービスと適切に結びつけられるよう、福祉に関連する人材や事業の育成により、必要なサービスを総合的に利用できるしくみを充実します。

地域で安心して快適に暮らせる環境づくりを進めます

高齢者や障害のある人などの災害時要援護者対策や災害時におけるサービスの確保など行政の各部署が連携し防災対策を総合的に推進するとともに、既存施設のバリアフリー^(※1)やユニバーサルデザイン^(※2)の普及・啓発など人にやさしいまちづくり、移動手段の確保、高齢者や障害のある人の就労環境の整備など、誰もが安全で快適に暮らせるまちづくりを進めます。

※1 バリアフリー……………利用しやすく、移動しやすくするために、妨げになるものを取り除くこと。

※2 ユニバーサルデザイン……………誰にとっても利用しやすいように建物、製品、環境、制度等を設計の段階から取り入れること。

3. 第2期地域福祉計画の基本的な考え方

(1) 支え合う地域社会の形成

① 「(仮称)ほっとするまちネットワークシステム(略称:ほっとネット)」の構築

現在、市内には、福祉に関わるさまざまな地域活動団体が活動を展開していますが、地域活動団体は個別に活動しており、相互の連携が確保されていないのが現状です。

そのため、市全体で地域福祉を推進するよう「(仮称)ほっとするまちネットワークシステム」を構築します。(仮称)ほっとするまちネットワークシステムは、小学校通学区域、日常生活圏域、全市の3つから成り立っています。

小学校通学区域では、地域活動団体や事業者、自治会、ボランティア、民生委員・児童委員、社会福祉協議会の地区担当、(仮称)地域福祉コーディネーター、(仮称)地域福祉推進員等が一堂に集まり、地域の課題とその解決方法を話し合い、相互に情報交換する中で、団体同士のつながりを図るなど(仮称)地域福祉コーディネーターが中心となった相互連携を図ります。

日常生活圏域では、圏域ごとに設置されている(仮称)ほっとするまちネットワークシステム地区推進会議、子ども家庭支援センターやこどもの発達センター、地域包括支援センター、障害者福祉センター等の専門機関が必要に応じて連携し、小学校通学区域における活動の活発化を促進するための支援を行います。

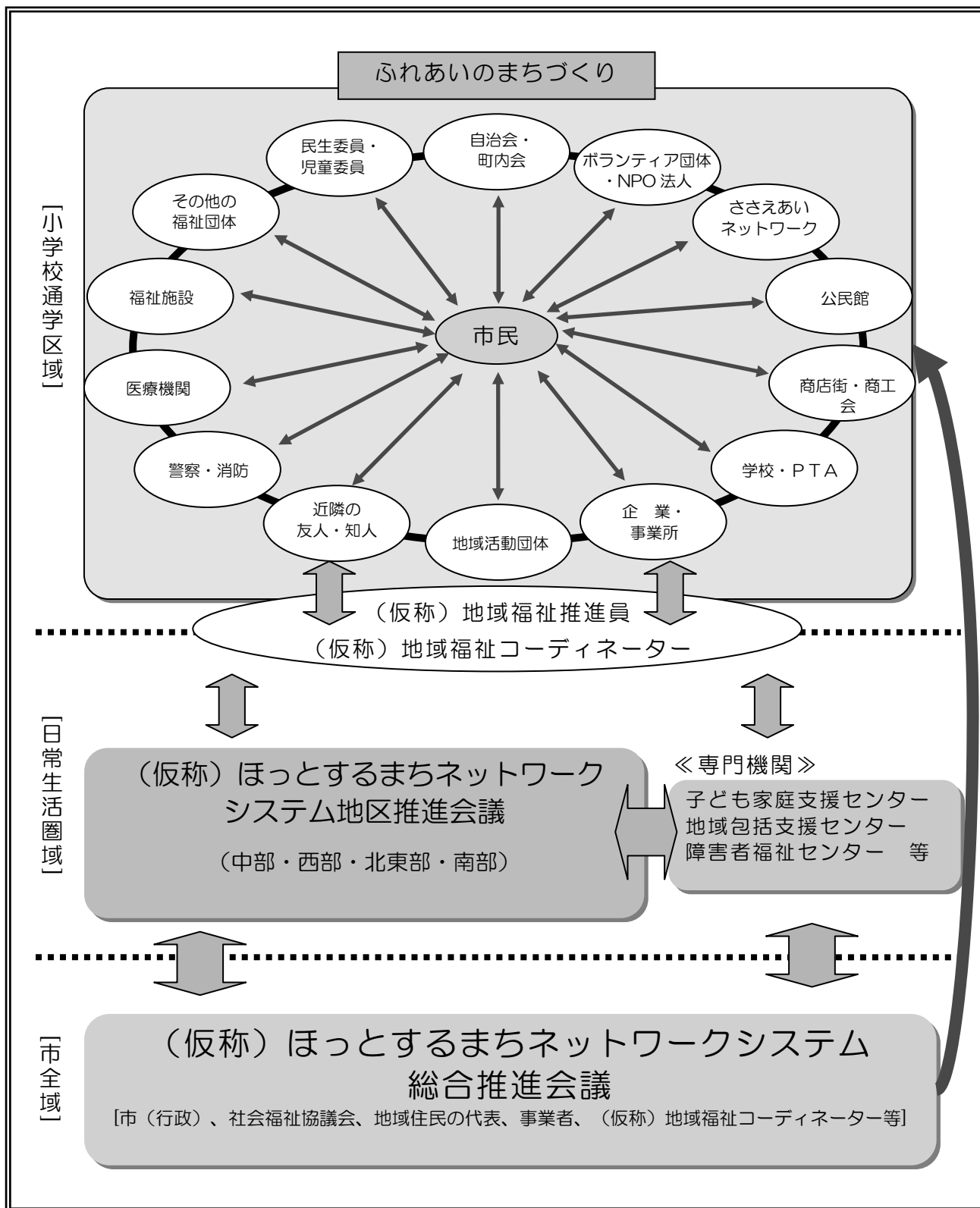
全市域では、(仮称)ほっとするまちネットワークシステム総合推進会議を設置し、(仮称)ほっとするまちネットワークシステムが機能するよう総合的な支援を行います。

■名称の由来～(仮称)ほっとするまちネットワークシステム～

西東京市に住んでいる誰もがほっとするまちであるためには、個人間、団体間の連携(ネットワーク)が重要であるとの考えから、(仮称)ほっとするまちネットワークシステムの構築に取り組むものです。

「ほっとするまち」は、西東京市の基本構想に位置づけられている将来像の一つである『ほっとやすらぐまち』から、また、地域福祉計画の理念2『声をかけあい 手をつなぎ 一人ひとりがよりよく生きる ほっとするまち』から名称を使用しています。

■「(仮称)ほっとするまちネットワークシステム(略称:ほっとネット)」のイメージ図



② (仮称) 地域福祉コーディネーター・(仮称) 地域福祉推進員の育成・配置

地域住民が主体となった地域福祉活動は、お互いの支え合いによるものですが、地域住民だけでは解決できない困難に直面することや、地域課題の解決のために地域資源を有効に活用しながら、地域住民の地域活動等への参加を促進するために、行政や社会福祉協議会、関係機関との連絡調整が必要となる場合もあります。

そのため、地域住民が主体となった支え合い活動を支援し、地域の生活課題を解決するための資源の開発や地域福祉推進の担い手の発掘・養成などを行う専門家としての(仮称)地域福祉コーディネーターと地域活動を推進する地域リーダーとしての(仮称)地域福祉推進員の育成・配置を検討します。

(仮称)地域福祉コーディネーターは、4つの日常生活圏域に各1名配置し、地域住民が集まるところ等に活動拠点を置き、専門的な支援業務を行います。

一方、(仮称)地域福祉推進員は、当面、小学校通学区域ごとに配置し、地域住民による地域福祉活動を促進するとともに、解決できない問題に直面した場合には、(仮称)地域福祉コーディネーターと相談・連携を図ります。

そして、両者は相互に連携し、地域で活動しているボランティア団体や自治会・町内会、個人、事業所等、そして要支援者を結びつけ、行政による公的な福祉サービスと地域における支え合い活動のネットワーク化を図り、地域福祉を推進していきます。

今後、(仮称)地域福祉コーディネーターと(仮称)地域福祉推進員の具体的な役割や活動内容、要件などについて検討することになりますが、現時点で考えられる検討内容は以下のとおりです。

【(仮称)地域福祉コーディネーター・(仮称)地域福祉推進員の検討内容】

- どのような役割を果たすのか
 - ・地域の調査・実態把握
 - ・地域のニーズや地域活動者、地域リーダーの発見・発掘
 - ・課題解決のために地域や人材、行政、社会資源の連絡・調整・組み合わせ
 - ・地域住民の身近な相談窓口
 - ・地域住民の組織化・支援
 - ・地域への情報提供
 - ・新たな活動の企画・開発
 - ・ソーシャル・アクション^(※3)の実施
- 活動の内容、範囲は
 - ・具体的にどのような活動を支援するのか
 - ・区域をどのように分割し、何人配置するのか。
- 身分は
 - ・公募市民、市職員、社協職員、その他専門家への委託なのか、その際に費用はどうするのか。
- 資格、技術は
 - ・専従か否か、継続活動が可能か、社会福祉士などの資格が必要なのか
 - ・地域活動に関する専門的能力、行政との調整能力を有しているのか否か

※3 ソーシャル・アクション………地域の状況を改善するために、世論を喚起しつつ地域住民を組織化し、よりニーズに合ったものを生み出していく間接援助技術の一つの方法。

(2) 福祉圏域の設定

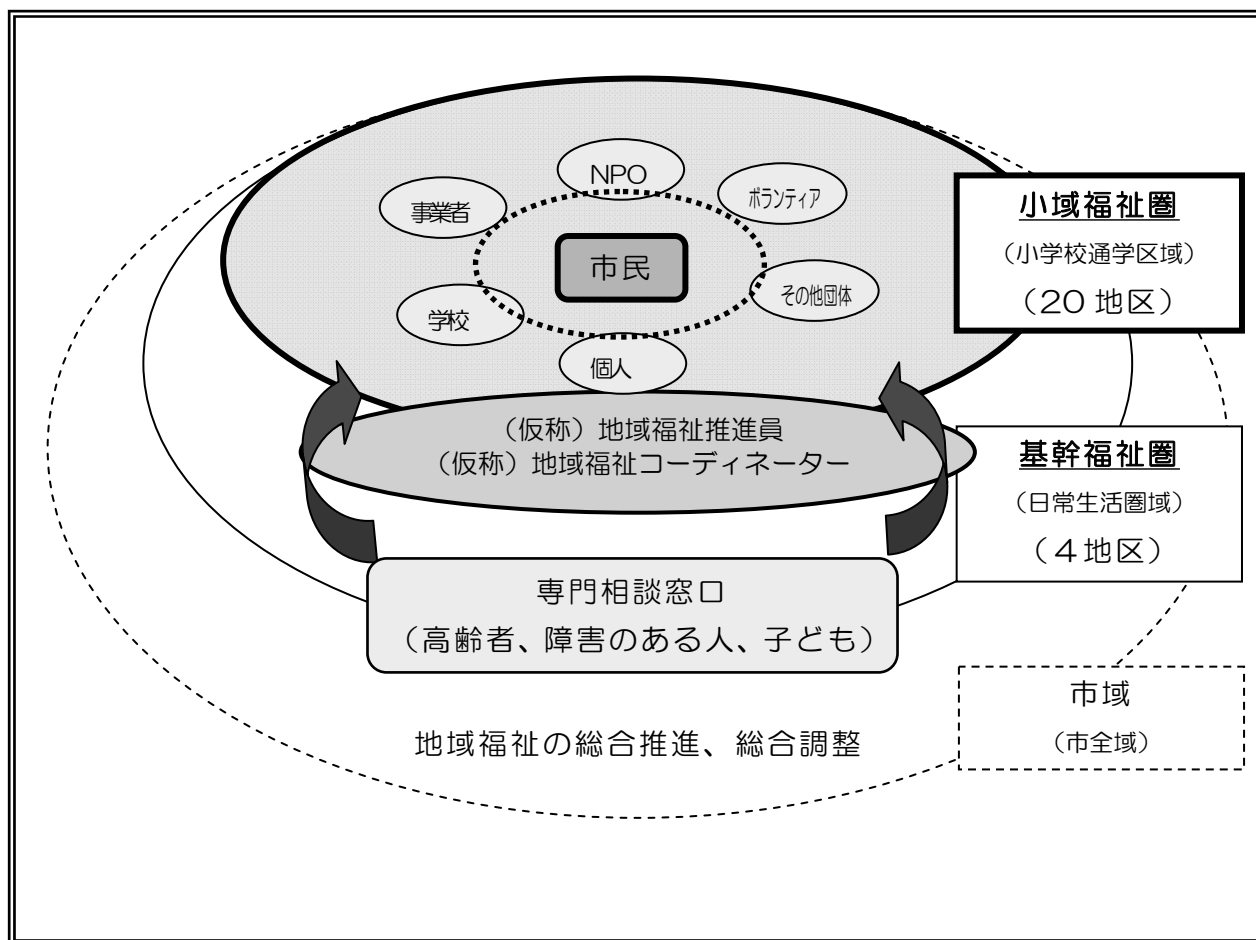
① 福祉圏域とは

福祉圏域とは、地域福祉を推進するために必要な取り組みや仕組みづくりを効果的に展開していくための地域の範囲です。

② 第2期計画における福祉圏域について

本市では、第2期計画の推進のために、市民や事業者・団体、行政などが役割分担し、小域福祉圏、基幹福祉圏、市域の三層構造の福祉圏域を設定し、各圏域に設置する推進組織体を中心に地域福祉を推進していきます。

◆福祉圏域のイメージ図



■小域福祉圏

社会福祉協議会では、市内に19ある小学校通学区域の20か所において「ふれあいのまちづくり」活動を行っています。地域福祉は、可能な限り身近な小範囲で福祉活動が行われることが理想であることから、小地域活動に積極的に取り組んでいきます。

そのため、小学校通学区域を小域福祉圏とします。また、地区の実情に応じて（仮称）地域福祉推進員を配置し、育成します。

■基幹福祉圏

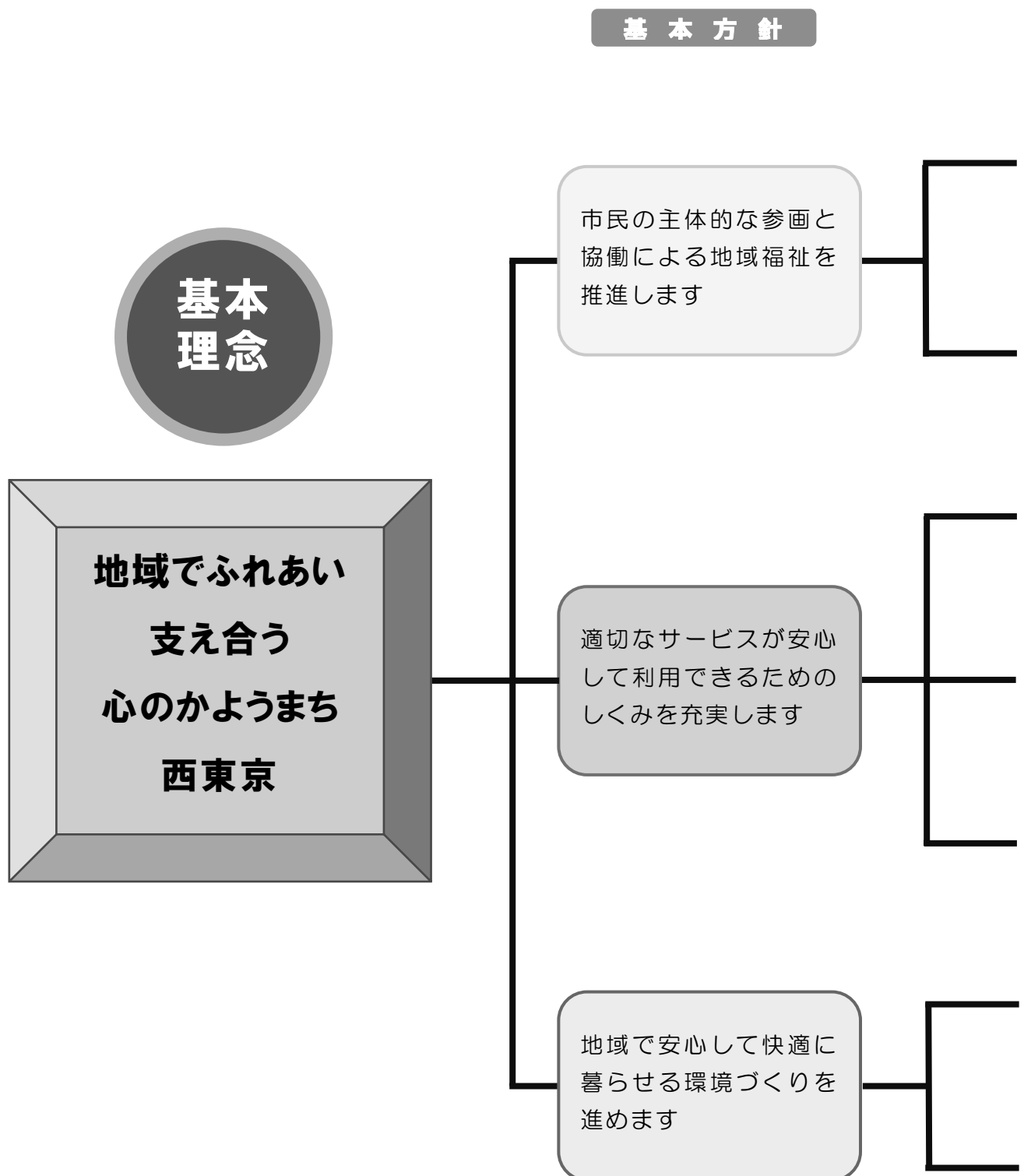
基幹福祉圏は、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」で定められている日常生活圏域の4地区（中部、南部、西部、北東部）とします。このエリアには、小域福祉圏で活動している人や一般市民による（仮称）ほっとするまちネットワークシステム地区推進会議を設置し、関係機関と連携して小域福祉圏における課題について検討します。

また、地域福祉の専門家である（仮称）地域福祉コーディネーターを配置し、小域福祉圏における支え合い活動の活発化を促進するための支援を行います。

■市 域

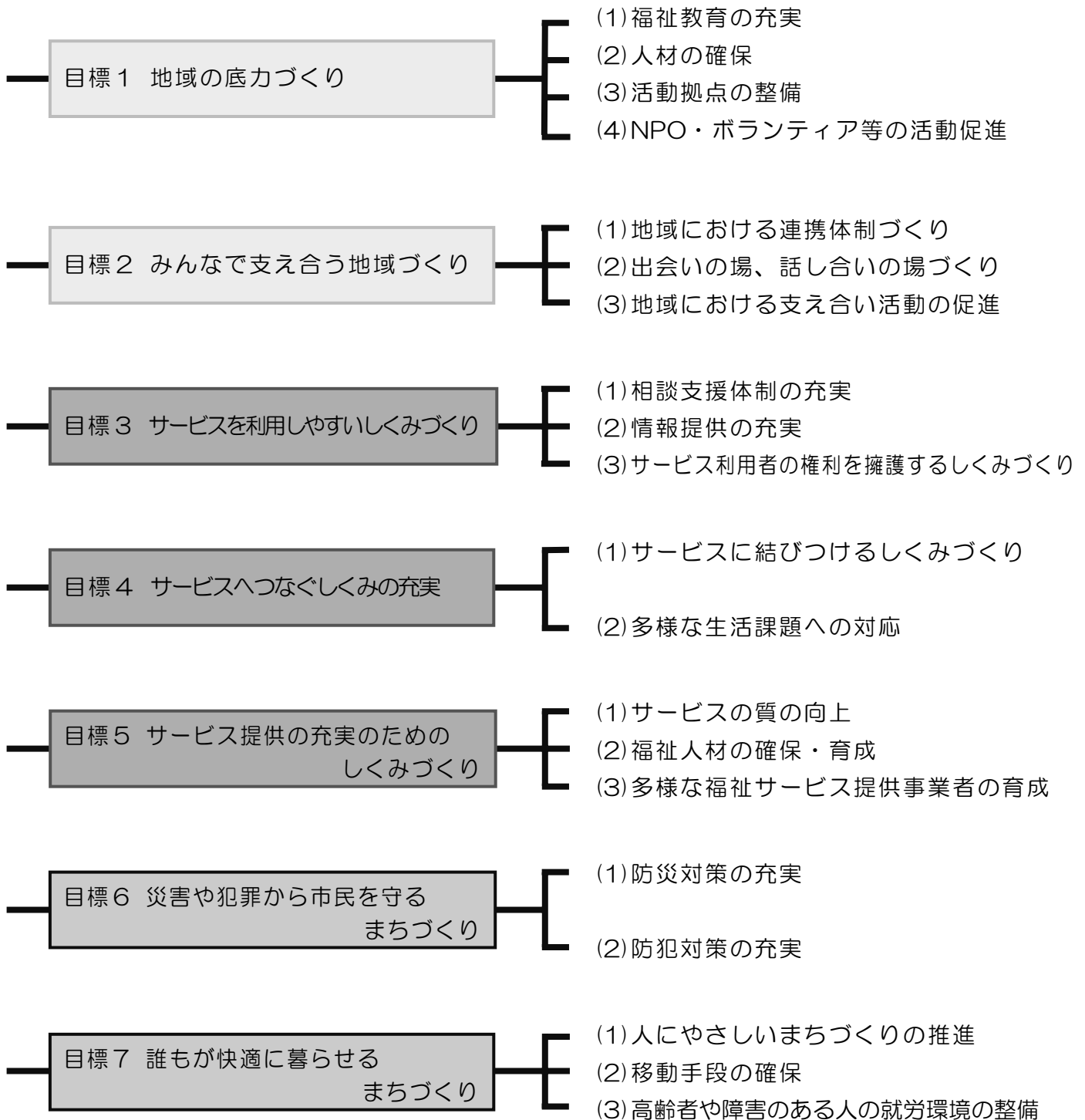
西東京市全域とします。市域では、（仮称）ほっとするまちネットワークシステム総合推進会議を設置し、小域福祉圏や基幹福祉圏で進められているさまざまな取り組みを支援するとともに、本計画の進行管理を行い、必要に応じて新たな課題の検討を行うなど地域福祉を総合的に推進します。

4. 計画の体系



基本目標

施策の方向



第4章 地域福祉推進策の総合的展開

1. 市民の主体的な参画と協働による地域福祉を推進します

基本目標1 地域の底力づくり

現状と課題

(行政主導のまちづくりから市民との協働によるまちづくりへの転換)

- 今、本市では新しいまちづくりが進められています。それは、ふれあいのまちづくりやささえあいネットワークなどに代表されるように、「地域の問題は地域で解決する」という住民自治意識の高まりとともに、まちづくりの取り組み方も行政主導から市民との協働へと変わりつつあります。

(市民一人ひとりの「共に暮らすまちづくり」意識の醸成)

- 「地域の底力づくり」とは、福祉をテーマとして地域を活性化していこうという積極的な意思を表しています。福祉による地域の活性化を図るためには、市民一人ひとりの心にも「共に暮らすまちづくり」の意識が必要です。
- 市民の福祉や福祉に関する諸問題、高齢者や障害のある人などへの正しい理解と認識を深めるため、市報をはじめ多様な媒体を活用した啓発・広報活動を充実することが必要です。また、誰もが安心していきいきと暮らせるよう市民の「思いやりの心」を醸成するため、子どもに対する福祉教育を充実するとともに、家庭・学校・職場・地域社会などのあらゆる場において、福祉教育を推進することが必要になっています。

(人材の確保)

- さまざまな地域住民が協力して、地域福祉を推進していくためには、さまざまな福祉に関わる人々が、地域福祉を「地域づくり」という視点で捉え、実践する力を身につけた人材を確保することや、市民の多様な経験や知識を地域福祉活動に活かすことが必要です。
- 今後とも、地域ぐるみで地域の福祉活動に興味や関心を持っている人材の発掘に取り組むとともに、市民協働推進センターや社会福祉協議会西東京ボランティア・市民活動センターの充実、地域の福祉活動に関心を持っている市民が興味を持ち、行動につながるようなイベントの開催とPR活動を進めることが必要になっています。

(活動拠点の確保)

- 活動拠点については、現在地区会館や小学校等を活動拠点としてふれあいのまちづくりが展開されています。今後、より小地域での活動が行われるよう、地域ぐるみで地域に埋もれている空き店舗や空き家など地域福祉活動の拠点として活用できる場の発掘に取り組むとともに、福祉施設については、サービス提供事業者の理解と協力を

求めながら、施設の地域開放を進めることが必要になっています。

(多様な主体によるサービスの提供)

- 今後ますます多様化し、増え続けることが予想される福祉ニーズに 대응していくためには、公的なサービスを充実するだけでなく、地域の特性にあった福祉サービスを提供することが必要になっています。地域では、従来からの自治会・町内会活動や民生委員・児童委員活動、ふれあいのまちづくりの活動、ささえあいネットワークの活動に加えて、ボランティア活動やNPO法人などによる市民活動が活発に展開されています。
- 一方、「市民意向調査結果」によると、ボランティア活動に“参加したい”と回答した人は約7割を占めていました。今後、より多くの市民がそれぞれの関心に応じた活動に参加できるよう、さまざまな媒体を通して活動情報を提供し、市民の福祉活動のすそ野を拡大することが必要になっています。

施策の方向

(1) 福祉教育の充実

高齢者や障害のある人などへの正しい認識を育むとともに、相手の立場や心情を思いやり、協力し合う精神や態度を養うため、小・中学校における福祉教育の充実を図ります。

また、市民一人ひとりが高齢者や障害のある人などへの正しい理解と認識を深めるため、生涯学習における福祉教育の充実を図ります。

(2) 人材の確保

社会福祉協議会や（仮称）地域福祉コーディネーターとの連携のもとで、身近で福祉活動を行う人材を発掘するとともに、市民一人ひとりが持つ資格や職能、特技を地域で発揮し、地域福祉に活用するためのしくみを充実します。

(3) 活動拠点の整備

地域の実情にあった拠点づくりを進めるため、引き続き地区会館等の利用を進めながら、より小地域での活動が行われるよう、地域ぐるみで地域に埋もれている空き店舗や空き家など地域福祉活動の拠点として活用できる場の発掘を促進します。

また、事業者の理解と協力を求めながら、福祉施設の地域開放を促進します。

(4) NPO・ボランティア等の活動促進

活力ある地域づくりと市民福祉の向上を目的に、NPO・ボランティアなどの活動環境の改善や運営の安定化を図るための支援策を充実します。また、社会福祉協議会西東京ボランティア・市民活動センターの機能充実に向けた取り組みを行うとともに、市民の多様な活動とまちづくりの拠点として、市民協働推進センターを設置するほか、市民との協働事業を公募するなど協働による福祉のまちづくりを進めます。

推進計画

(1) 福祉教育の充実

| 取 り 組 み 内 容 | 所 管 課 |
|--|---|
| <p>① 啓発・広報活動の充実</p> <p>広報や各種行事などを活用して福祉や生活課題などについての啓発・広報活動を推進するとともに、高齢者や障害のある人を含むすべての人が、その人らしく生活しながら、共に暮らし、共に生きていくというノーマライゼーション^(※4)の理念や、特定の対象者を社会的に排除するのではなく、差異や多様性を認め合い、地域全体で包み込み支え合うというソーシャル・インクルージョン^(※5)の考え方について、市民の理解を深めるよう努めます。</p> | 秘書広報課 生活福祉課 高齢者支援課 障害福祉課 |
| <p>② 心のバリアフリーの推進</p> <p>障害のある人をはじめ、社会的に弱い状況や立場にある人に対する偏見や差別等を解消し、理解を深めるだけでなく、思いやりの心を持った心のバリアフリー^(※6)を推進し、市民、事業者、行政の意識啓発に努めます。</p> | 生活福祉課 障害福祉課 教育指導課 社会教育課 公民館 |
| <p>③ 福祉教育の充実</p> <p>市民の福祉や福祉に関する諸問題、高齢者や障害のある人などへの正しい認識を深めるとともに、地域でできることについて、一人ひとりが考え行動するきっかけづくりになるよう、学校教育や生涯学習などと連携して福祉教育を充実します。</p> | 教育指導課 社会教育課 公民館 |
| <p>④ 出前講座の活用</p> <p>市の福祉施策について市民が理解を深められるよう、出前講座のメニューの充実とPRに努めます。</p> | 企画政策課 |

※4 ノーマライゼーション……大人も子どもも、高齢者も、障害のある人もない人も、すべての人が平等に、社会を支えている大事な一員である、という考え方。

※5 ソーシャル・インクルージョン…貧困者や失業者、路上生活者、閉じこもりがちな高齢者等を社会的に排除するのではなく、公的扶助や職業訓練、就労機会を提供し、再び社会に参入することを目指す考え方。

※6 心のバリアフリー……障害のある人等に対する誤解、偏見など心のバリア(障壁)を取り除くこと。

(2) 人材の確保

| 取 り 組 み 内 容 | 所 管 課 |
|---|-------------------------|
| <p>① 地域の支え合い活動への参加促進</p> <p>社会福祉協議会や（仮称）地域福祉コーディネーターとの連携を図り、ふれあいのまちづくりやささえあいネットワークの活動について広く地域住民へ周知するとともに、地域で実践している地域活動のチラシなどを活用し、若年層に対し自治会・町内会活動やふれあいのまちづくりやささえあいネットワークの活動への参加を促進します。</p> | <p>生活福祉課 高齢者支援課</p> |
| <p>② 人材の発掘</p> <p>地域における支え合い活動が活発に展開されるよう、社会福祉協議会の地区担当や（仮称）地域福祉コーディネーターが有する地域の情報をもとに、地域の福祉活動に興味や関心を持っている人材の発掘に努めます。</p> | <p>生活福祉課</p> |
| <p>③ 西東京ボランティア・市民活動センターの人材バンクの充実</p> <p>担い手を確保するため、社会福祉協議会西東京ボランティア・市民活動センターの活動をPRし、西東京ボランティア・市民活動センターの周知に取り組むとともに、保健・医療・福祉の有資格者や職能・特技を持つ市民を掘り起こし、その人々を登録する西東京ボランティア・市民活動センターの人材バンクを充実します。</p> | <p>生活福祉課</p> |
| <p>④ 地域デビューの支援</p> <p>地域で行われているさまざまな地域活動を市民に紹介しながら、子育てや福祉、まちづくり、環境等の地域活動の視点に立った講座を実施することで、地域デビューを支援します。</p> | <p>生活福祉課 公民館</p> |

(3) 活動拠点の整備

| 取 り 組 み 内 容 | 所 管 課 |
|---|--------------------------|
| <p>① 地区会館等の活用</p> <p>地域における支え合い活動が活発に展開されるよう、引き続き地区会館やコミュニティセンター、公民館などを活動拠点としての利用を進めます。</p> | 生活福祉課 公民館 |
| <p>② 空き店舗・空き家等の発掘</p> <p>より小地域での活動が行われるよう、社会福祉協議会や（仮称）地域福祉コーディネーター等との連携を図り、地域に埋もれている空き店舗や空き家など地域福祉活動の拠点として活用できる場を発掘するとともに、所有者や経営者などの申出や協力の承諾があった場合の福祉的活用のしくみを検討します。</p> | 生活福祉課 産業振興課 |
| <p>③ 福祉施設の地域開放</p> <p>福祉施設が福祉教育実践の場として、また、地域との交流の場としてその機能を発揮させるよう、サービス提供事業者の理解と協力を求めながら、施設の地域開放を進めます。</p> | 生活福祉課 高齢者支援課 障害福祉課 |

(4) NPO・ボランティア等の活動促進

| 取 り 組 み 内 容 | 所 管 課 |
|---|----------------|
| <p>① NPO・ボランティア等の活動支援</p> <p>社会福祉協議会や既存の団体との連携を図り、NPO・ボランティア等の情報を収集、整理、公開を進めます。また、ボランティア養成講座の開催や身近なボランティア活動の機会の提供、活動を行う際のノウハウやNPO法人設立のための相談などの活動を拡充します。</p> | 生活福祉課 |
| <p>② 市民協働推進センターの設置と西東京ボランティア・市民活動センターの機能充実のための支援</p> <p>市民協働推進センターを設置し、地域における交流や情報交換、連携する仕組みづくりを行うなど、ハードとソフトの両面から市民の活動を支え、協働の促進を図ります。また、市民やNPO・ボランティア等による地域福祉の推進拠点となる社会福祉協議会西東京ボランティア・市民活動センターの機能充実のための支援を行います。</p> | 企画政策課 生活福祉課 |

基本目標2 みんなで支え合う地域づくり

現状と課題

(地域のつながりの希薄さ)

- 高齢者や障害のある人などが望んでいる支援の内容は、保健福祉サービスだけでなく、話し相手や外出時の付き添い、ゴミ出しや電球交換など、隣近所の支え合いがあれば解決できることが少なくありません。しかし、地区懇談会から“自治会・町内会がなく、隣近所との付き合いがない。つながりがなかなかつukれない”“隣の人にしかあいさつをしないので、近所の人でもどんな人なのかわからないことがある。進んであいさつをすることが必要ではないか”など地域のつながりを深めることの必要性についての意見が多く出されました。

(地域活動団体のネットワークづくり)

- 本市では、社会福祉協議会が中心となって、市内の小学校通学区域を対象に「ふれあいのまちづくり」を進めています。現在、市内すべての小学校区でふれあいのまちづくりに取り組んでおり、各地区では毎月1回住民懇談会を開催し、地域に即した活動について話し合い、地域の美化活動やサロン活動などの実践活動が展開されています。
- また、高齢者が地域の中で安心して暮らせるよう、緊急を要する場合の早期発見、連絡、対応をスムーズに行ったり、高齢者や介護者、家族が抱える困っていることや相談に応じたり、あるいは閉じこもりがちな高齢者や要介護状態に陥りそうな高齢者などが必要な支援やサービスを受けられるよう、地域住民、事業所、民生委員、地域包括支援センター及び市が相互に連携して進める本市独自の「ささえあいネットワーク」の活動が行われています。
- しかし、これらの地域活動団体は個別に活動しており、地域活動団体相互の連携が確保されていないことから、今後は、地域活動団体や関係機関、事業者、社会福祉協議会の地区担当などとのネットワークを形成し、小域福祉圏域における支え合い活動の推進体制を確立することが必要になっています。

(福祉圏域ごとの推進体制の確立)

- さまざまな地域住民が協力して地域福祉を推進していくためには、地域におけるニーズや生活課題を把握し、その解決に向けて知恵を出し合い、具体的な支え合い活動に結びつけていくことが重要です。そのためには、各地域活動団体の活動の活発化を促進するとともに、団体相互の連携を確保するため、小域福祉圏、基幹福祉圏、市域の3つの福祉圏域ごとに地域福祉推進組織を設置し、(仮称)地域福祉コーディネーター及び(仮称)地域福祉推進員が地域活動を支援するような地域福祉推進のしくみを構築することが必要になっています。

(地域の支え合い活動につなげるしくみづくり)

- 「市民意向調査結果」によると、近所の人とのつきあいは、「顔を合わせれば、あいさつする」程度と回答した人が7割を超えており、また、地域における人とのつきあいや関わりが“必要だと思う”と回答した人が9割を占めていました。
- 今後、こうした機運を更に高めつつ、市民が主体となった地域福祉を推進していくためには、地域福祉に関するさまざまな情報を提供するとともに、市民一人ひとりが自らの生活を取り巻く諸問題に気づき、地域の中で解決していくための方策を考える学びや話し合いの機会を、社会福祉協議会や(仮称)地域福祉コーディネーターなどとも連携しながら確保し、地域における支え合い活動につなげていくようなしくみを構築することが必要になっています。

施策の方向

(1) 地域における連携体制づくり

保健・医療・福祉の連携はもとより、まちづくりや環境、教育、防災防犯、市民や事業所、社会福祉協議会など、多様で幅広い分野と連携し、それぞれの主体の特徴と果たすべき役割を踏まえながら、地域福祉推進の体制づくりを推進します。

(2) 出会いの場、話し合いの場づくり

さまざまな地域住民が協力して、地域福祉を推進していくためには、取り組みの過程が重要な鍵となることから、(仮称)地域福祉推進員をはじめ、地域住民が、地域におけるニーズや生活課題を把握し、その解決に向けて知恵を出し合うことが必要です。そして具体的に活動し、評価しながら、地域づくりを進められるよう、社会福祉協議会や(仮称)地域福祉コーディネーターと連携を図りながら、「出会いの場」「協働の場」「協議の場」という3つの場を確保し、参加者を地域における支え合い活動につなげていきます。

(3) 地域における支え合い活動の促進

誰もが住み慣れた家庭や地域で安心していきいきと暮らしていけるよう、地域での人と人のつながりを大切にし、お互いに助けたり、助けられたりする関係を築き、共に支え合い、助け合うしくみを充実します。

推進計画

(1) 地域における連携体制づくり

| 取 り 組 み 内 容 | 所 管 課 |
|--|--|
| <p>① (仮称)ほっとするまちネットワークシステム総合推進会議の設置</p> <p>市や社会福祉協議会、ふれあいのまちづくりの代表、(仮称)ほっとするまちネットワークシステム地区推進会議の代表、福祉施設の代表、(仮称)地域福祉コーディネーター等で構成する(仮称)ほっとするまちネットワークシステム総合推進会議を設置し、(仮称)ほっとするまちネットワークシステムが機能するよう総合的な支援を行います。</p> | 生活福祉課 |
| <p>② 地域ケアシステムの充実</p> <p>地域包括支援センターとささえあいネットワークの連携や、地域包括支援センター相互の連携を強化し、支援を必要とする高齢者に、効果的・効率的に介護サービスや介護予防、健康づくり、生活支援サービスが提供できる地域ケアシステムを充実します。</p> | 高齢者支援課 |
| <p>③ 保健・医療・福祉をはじめ多様な分野の連携強化</p> <p>子どもから高齢者まで、ライフステージに対応した保健・医療・福祉をはじめとする各種サービスを関係機関と連携して提供します。</p> | 健康年金課 生活福祉課 高齢者支援課 障害福祉課 子ども家庭支援センター |
| <p>④ 地域活動団体との連携への支援</p> <p>社会福祉協議会との連携を図り、地域活動団体の地域ネットワークづくりに対して支援を強化し、柔軟で先駆的な福祉サービスの展開を促進します。</p> | 生活福祉課 |
| <p>⑤ NPO等との協働</p> <p>地域の課題を解決するため、市民協働推進センターが中心となって、NPO等との協働によるまちづくりを一層推進します。また、市内で活動しているNPO等の団体が相互に連携し、新たな事業を展開できるよう、フォーラムや交流会の開催などの支援を行います。</p> | 企画政策課 生活福祉課 高齢者支援課 障害福祉課 |

(2) 出会いの場、話し合いの場づくり

| 取 り 組 み 内 容 | 所 管 課 |
|---|-------|
| <p>① 出会いの場の確保</p> <p>社会福祉協議会や（仮称）地域福祉コーディネーターとの連携を図り、地域住民が地域の多様性を理解し、共感する能力を高めるために、地域住民がワークショップや体験を通じて地域で暮らす多様な人々の生活のしづらさや生活上の課題について話し合い、相互に学習できる出会いの場を確保します。</p> | 生活福祉課 |
| <p>② 協働の場の確保</p> <p>出会いの場で共有された情報を基本として、地域住民のそれぞれの役割を合意し、役割分担しながら生活上の課題を解決するための具体的な活動を展開する協働の場を確保します。</p> | 生活福祉課 |
| <p>③ 協議の場の確保</p> <p>地域住民どうしの協働を生み出すための話し合いの場や活動・プログラム間での情報や課題の共有を図るための話し合いの場、さらには、地域住民どうしの協働だけでは解決できない地域の生活課題を、他の多様な主体間で共有し、解決に向けて話し合う場としての協議の場を確保します。</p> | 生活福祉課 |

(3) 地域における支え合い活動の促進

| 取 り 組 み 内 容 | 所 管 課 |
|---|-----------------|
| <p>① (仮称)ほっとするまちネットワークシステムの構築</p> <p>支え合う地域社会の形成を図るため、小学校通学区域では、地域活動団体や事業者、そして社会福祉協議会、(仮称)地域福祉コーディネーター、市等が一堂に集まり地域の課題とその解決方法を話し合い、相互に情報交換する中で、団体同士のマッチング・情報交換を行います。また、日常生活圏域では、圏域ごとに設置する(仮称)ほっとするまちネットワークシステム地区推進会議を設置し、関係機関と連携を図りながら小域福祉圏における活動の活発化を促進するための支援を行います。さらに、全市では(仮称)ほっとするまちネットワークシステム総合推進会議を設置し総合的な支援を行う、(仮称)ほっとするまちネットワークシステムの構築を推進します。</p> | 生活福祉課 |
| <p>② 地域における支え合い活動のネットワークの拡大と活動の充実</p> <p>市内の小学校通学区域において地域住民が主体となって進めているふれあいのまちづくりがプラットフォーム^(※7)として機能するように、ふれあいのまちづくり及び(仮称)地域福祉推進員が中心となって、地域の民生委員・児童委員、ささえあいネットワーク、福祉施設、NPO法人、ボランティア団体、自治会・町内会等への参加を呼びかけ、ふれあいのまちづくりの活動の輪を広げながら、課題解決へ向けての活動を展開できるようネットワークの拡大を促進します。</p> <p>また、地域住民が主体となって地域の生活課題の解決に取り組めるよう、社会福祉協議会や(仮称)地域福祉コーディネーターとの連携を図りながら、サロン活動や交流活動から見守り・支援活動や小地域における支え合い活動に活動内容の充実を図ります。</p> | 生活福祉課 高齢者支援課 |
| <p>③ ファミリー・サポート・センター事業の充実</p> <p>社会福祉協議会に委託し実施している地域での子育て支援のしくみであるファミリー・サポート・センター事業の周知に努めるとともに、提供会員を確保し、地域の中での相互扶助のしくみの拡充を図ります。</p> | 子ども家庭支援センター |

※7 プラットフォーム……………一般的には、人が自由に乗り降りする「駅」のことですが、ここでは駅のように関係者が自由に出たり、入ったりできる検討の場を意味している。

2. 適切なサービスが安心して利用できるためのしくみを充実します

基本目標3 サービスを利用しやすいしくみづくり

現状と課題

(措置制度から契約して利用する制度への転換)

- 平成12年に社会福祉法が施行され、個人が尊厳を持ってその人らしい自立した生活を送ることを支えるといった理念に基づき、それまでの行政の判断で福祉サービスを提供する「措置制度」から市民が自らサービスを選び、事業者と「契約して利用する制度」への転換が図られました。このため、さまざまな福祉サービスについて、利用者が気軽に相談したり、容易に情報を得られるようにすることが求められています。

(相談支援体制の充実)

- 本市では、子どもと家庭、高齢者、障害のある人などの対象者ごとに相談窓口を設け、福祉に関するさまざまな相談に応じています。また、子どもから高齢者まで、子ども家庭支援センターや地域包括支援センター、こどもの発達センターをはじめ、市内の福祉関係機関においても専門的な相談に応じており、地域の民生委員・児童委員も身近なところでさまざまな相談に応じています。
- 近年、相談内容が複雑かつ多岐にわたってきていることから、各課における相談窓口の連携を強化するとともに、関係機関が各々の役割を明確化した総合的な相談体制の確立や地域における相談体制の充実、さらには、適切なケアマネジメント^(※8)ができる専門性を有する人材を確保し、相談者へのきめ細かな対応を図ることが必要になっています。

(情報提供の充実)

- 一方、情報提供については、市報や市のホームページ、情報公開コーナー、各種パンフレットなどを通して情報を提供していますが、地区懇談会において、“情報不足、広報だけでなく別の情報手段が必要”といった意見も出されています。また、高齢者や障害のある人にとっては、人を介した情報の方がより信頼性の高いものと受け止める人も少なからずみられます。一方、若い世代ではパソコンによる情報入手が有効であるという意見もみられ、情報の受け止め方や入手方法は世代によってさまざまです。
- このような現状を踏まえ、必要な人が必要な情報を入手することができるよう、引き続ききめ細かな情報を提供するとともに、今後は、地域や市、社会福祉協議会などにあるさまざまな情報のうち、相互に利用できるものを整理し、共有するしくみをつくることも必要になっています。

※8 ケアマネジメント……………要介護者等のサービス利用者に対して、そのニーズを満たす保健・医療・福祉サービスを適合させるために必要な系統だった連携・調整・統合の一連の活動。

(サービス利用者の権利を擁護するしくみの充実)

- 福祉サービスを「契約して利用する制度」のもとでは、利用者が実質的に事業者と対等の関係を築くために、利用者のサービス利用を支援する成年後見制度^(※9)や地域福祉権利擁護事業^(※10)の周知が不可欠です。
- 本市では、権利擁護センター「あんしん西東京」を設置し、成年後見制度のPRや福祉サービスの利用に関する相談、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理などを行っていますが、制度を知らない高齢者等も多く、今後、あらゆる機会を通じて制度の周知に努めていく必要があります。

※9 成年後見制度……………病気や障害のため判断能力が十分でない人を法的に保護するための制度。後見とは生活、療養介護、財産管理に関する事務を代行、援助すること。自分の意思で後見人を選任する任意後見と、家庭裁判所に後見人、保佐人、補助人の選任を申し立てる法定後見がある。

※10 地域福祉権利擁護事業……………判断能力が十分でない人(認知症高齢者、知的障害のある人、精神障害のある人など)が、地域において自立した生活を送れるよう、日常的な金銭管理のサービス、大切な書類の預かりサービス、介護保険のサービス、福祉サービスの利用援助等を行う事業。

(1) 相談支援体制の充実

専門的な相談の充実や多様な媒体・手段を使った相談、身近な地域における相談体制の整備などを通じて、対象者ごとに多様なニーズに対応できる相談体制を充実するとともに、身近な地域での福祉の総合相談をはじめ、各種相談窓口におけるワンストップサービスの実現に努めます。

特に、ケアマネジメントによる一人ひとりに応じたきめ細かな相談支援に努めるとともに、身近なところで相談が受けられるよう、子ども家庭支援センターや地域包括支援センターの相談機能を充実するとともに、ケアマネジャー、介護相談員、民生委員・児童委員、(仮称)地域福祉コーディネーター、(仮称)地域福祉推進員などを含む地域での相談ネットワーク体制を、地域で支え合うネットワークの展開と併せて構築します。

(2) 情報提供の充実

福祉サービスをはじめ市民に必要な情報を総合的・体系的に提供するため、ホームページやパンフレット、エフエム放送などを活用しながら、わかりやすく入手しやすい情報提供に努めます。

(3) サービス利用者の権利を擁護するしくみづくり

介護保険制度や障害者自立支援法が施行され、個人の選択と責任による契約によって福祉サービスを利用するしくみが浸透しつつありますが、今後も円滑なサービス提供・利用が進むよう、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の普及・活用など、判断能力が不十分な人たちの権利を擁護するしくみの周知に努めます。

推進計画

(1) 相談支援体制の充実

| 取 り 組 み 内 容 | 所 管 課 |
|---|--|
| <p>① 対象者ごとのきめ細かい相談の充実</p> <p>対象者ごとの専門的な知識に基づく迅速な対応を図るとともに、同じ立場の人が相談を受けアドバイスするピア・カウンセリングの導入など、対象者に応じたきめ細かい相談を充実します。</p> | 生活福祉課 高齢者支援課 障害福祉課 |
| <p>② 多様な媒体・手段による相談の充実</p> <p>電子メールや電話、ファックス、ホームページの掲示板など多様な媒体を利用して、高齢者や障害のある人、子育て支援、健康づくりなどに関して、情報収集や相談が双方向でできるしくみを充実します。</p> | 生活福祉課 高齢者支援課 障害福祉課 関係各課 |
| <p>③ 地域での相談体制の整備・充実</p> <p>子ども家庭支援センターや地域包括支援センターの相談窓口の充実を図り、身近な地域での相談・情報提供体制の強化に努めます。また、ケアマネジャー、介護相談員、民生委員・児童委員、(仮称)地域福祉コーディネーター、(仮称)地域福祉推進員などを含む地域での相談ネットワーク体制を、地域で支え合うネットワークの展開と併せて検討・構築します。</p> | 生活福祉課 高齢者支援課 障害福祉課 関係各課 |
| <p>④ 福祉施設等への訪問相談の充実</p> <p>施設入所者等の相談ニーズに対応するため、傾聴ボランティアの派遣による訪問相談を充実します。</p> | 生活福祉課 高齢者支援課 障害福祉課 |
| <p>⑤ ケアマネジメントの充実</p> <p>一人ひとりの相談に適切に対応できるよう、ケアマネジメントができる専門性を有する人材を確保し、介護予防や介護サービスが必要な高齢者や障害のある人、小学校就学前までの子どもを対象に、一人ひとりに応じたきめ細かな支援を行います。</p> | 高齢者支援課 障害福祉課 子育て支援課 子ども家庭支援センター |

(2) 情報提供の充実

| 取 り 組 み 内 容 | 所 管 課 |
|---|-----------------------------------|
| <p>① 福祉情報総合ネットワークの構築</p> <p>福祉サービスや健康づくりに関する情報を市民一人ひとりに総合的・体系的に提供するため、福祉関連各課のホームページを充実します。また、身近な地域で福祉の総合相談が受けられるような体制を検討・構築することによって、相談体制を充実させ、総合的な福祉情報総合ネットワークを構築します。</p> | 秘書広報課 生活福祉課 高齢者支援課 障害福祉課 |
| <p>② 多様な媒体による情報提供</p> <p>音声による情報提供に対応した市報やホームページ、点字やSPコード^(※11)による各種パンフレット、エフエム放送など、多様な媒体により情報提供を行うとともに、文字や図表に工夫を凝らしたわかりやすい表現に努めます。</p> | 秘書広報課 生活福祉課 高齢者支援課 障害福祉課 |

(3) サービス利用者の権利を擁護するしくみづくり

| 取 り 組 み 内 容 | 所 管 課 |
|--|-------|
| <p>① 成年後見制度・地域福祉権利擁護事業の普及と活用</p> <p>認知症高齢者など判断能力が不十分な人が適正なサービスを利用できるよう、権利擁護センター「あんしん西東京」を中心に、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の普及と活用に努めます。</p> | 生活福祉課 |

※11 SPコード……………専用の読み取り機を使用すると、音声で内容を読み上げる2次元コード。

基本目標4 サービスへつなぐしくみの充実

現状と課題

(サービス利用につなぐしくみの充実)

- 福祉サービスは、措置制度によって提供されてきたというこれまでの経緯や、サービスを必要とする人々が社会的に弱い立場に置かれがちであるという実態を踏まえると、ニーズを顕在化させ、サービスの利用に結びつけていくための支援が不可欠となっています。

(制度の狭間にいる人々への対応)

- 例えば、リストラや倒産により失業した人、将来への不安やストレスから引きこもっている人、言葉や文化の違いに戸惑っている外国籍の人など、地域の中には、いろいろな悩みを抱えた人たちがいます。また、天気がいいから散歩をしたいとか、仲間と話がしたいと思っても誰かの手助けがないとできない人もいます。こうした制度の狭間にいる人々に対しても、個人のプライバシーに配慮しながら、必要な支援を行うことが求められています。
- こうした人の発見・対応は、行政だけで実施することが難しいことから、地域の民生委員・児童委員をはじめ、地域住民や福祉団体、事業者等との連携を確保し、支援を必要としている人に気づき、見守り、支え合う取り組みを充実することが必要です。

(多様な生活課題への対応)

- 制度の狭間にいる人々の問題以外にも、これまで社会問題となっている家庭内暴力や子ども・高齢者等への虐待に加えて、孤独死や消費者被害に遭っても自覚がない認知症の一人暮らし高齢者の問題や、要介護の保護者と障害のある子どもが生活している世帯など複合的な問題を抱えた家庭への支援、ニートや路上生活者といった新たな貧困を含む低所得者の問題、福祉施設や病院から地域生活へ移行する障害のある人たちを支えるしくみづくりなど多様な生活課題が顕在化しつつあります。今後、専門家を含む関係機関と連携しながら、こうした問題の発生予防と発生後の対応に取り組んでいくことが必要になっています。

施策の方向

(1) サービスに結びつけるしくみづくり

誰もが地域で安心して暮らせるよう、地域での見守り、課題の早期発見、適切な相談窓口や福祉サービスにつなぐしくみを充実します。

また、一人ひとりが必要とするサービスは多様であり、その人にとって最も適切な福祉サービスを利用できるよう、その人の生活全体を考えて検討することや、保健・医療・福祉の連携をはじめ、教育、住宅などさまざまな生活関連分野との連携を図ること、公的な福祉サービスに限らず、NPOやボランティアの活動など、公私のさまざまな福祉サービスや活動を適切に調整することが必要になることから、福祉サービスを適切に調整するしくみを充実します。

(2) 多様な生活課題への対応

子どもや高齢者、障害のある人への虐待を防止するため、関係機関と連携して虐待の防止対策を進めるとともに、自殺や地域における高齢者等の孤立を予防するため、民生委員・児童委員やふれあいのまちづくり参加者が閉じこもりがちな一人暮らしの高齢者宅等を訪問し、見守るなどの取り組みを充実します。

また、路上生活者については、関係機関と連携して必要な見守りやサービス提供を行います。

推進計画

(1) サービスに結びつけるしくみづくり

| 取 り 組 み 内 容 | 所 管 課 |
|---|--------------------------|
| <p>① 地域における支え合い活動のネットワークの拡大と活動の充実 (再掲)</p> <p>市内の小学校通学区域において地域住民が主体となって進めているふれあいのまちづくりがプラットフォームとして機能するように、ふれあいのまちづくり及び(仮称)地域福祉推進委員が中心となって、地域の民生委員・児童委員、ささえあいネットワーク、福祉施設、NPO法人、ボランティア団体、自治会・町内会等への参加を呼びかけ、ふれあいのまちづくりが多くの地域住民を巻き込みながら、課題解決へ向けての活動を展開できるようネットワークの拡大を促進します。</p> <p>また、地域住民が主体となって地域の生活課題の解決に取り組めるよう、社会福祉協議会や(仮称)地域福祉コーディネーターとの連携を図りながら、サロン活動や交流活動から見守り・支援活動や小地域における支え合い活動に活動内容の充実を図ります。</p> | 生活福祉課 |
| <p>② 総合的なサービスを調整する体制の充実</p> <p>市民の多様な生活課題を適切に解決するためには、公的なサービスだけでなく、NPOやボランティアなどのさまざまなサービスや取り組みを含め、幅広い調整が必要になっていることから、介護保険制度や障害者自立支援法など各法制度におけるサービス調整機能を一層充実します。</p> | 生活福祉課 高齢者支援課 障害福祉課 |

(2) 多様な生活課題への対応

| 取 り 組 み 内 容 | 所 管 課 |
|---|---|
| <p>① 地域における支え合い活動のネットワークの拡大と活動の充実 (再掲)</p> <p>市内の小学校通学区域において地域住民が主体となって進めているふれあいのまちづくりがプラットフォームとして機能するように、ふれあいのまちづくり及び(仮称)地域福祉推進員が中心となって、地域の民生委員・児童委員、ささえあいネットワーク、福祉施設、NPO法人、ボランティア団体、自治会・町内会等への参加を呼びかけ、ふれあいのまちづくりが多く地域住民を巻き込みながら、課題解決へ向けての活動を展開できるようネットワークの拡大を促進します。</p> <p>また、地域住民が主体となって地域の生活課題の解決に取り組めるよう、社会福祉協議会や(仮称)地域福祉コーディネーターとの連携を図りながら、サロン活動や交流活動から見守り・支援活動や小地域における支え合い活動に活動内容の充実を図ります。</p> | 生活福祉課 |
| <p>② 子どもや高齢者、障害のある人への虐待の防止対策の充実</p> <p>子どもや高齢者、障害のある人への虐待や子どものいじめなど子ども等の権利侵害を予防するため、児童相談所や地域包括支援センター等の関係機関との連携を強化し、子どもや高齢者、障害のある人への虐待の防止対策の推進するとともに、いじめの防止に努めます。また、児童虐待については、子ども家庭支援センター「のどか」を中心とした相談ネットワークも充実します。</p> | 高齢者支援課 障害福祉課 子ども家庭支援センター 教育指導課 |
| <p>③ 自殺や高齢者等の孤立の予防</p> <p>関係機関と連携して自殺予防のための普及・啓発や教育を実施するとともに、自殺を防ぐためのホットライン(東京都のいのちの電話等)の情報提供を推進します。また、自殺が生じてしまった場合は遺された家族等に対する相談・支援を行います。特に、職場や学校でのメンタルヘルスケアの充実を進めます。</p> <p>地域における高齢者等の孤立については、ふれあいのまちづくりやささえあいネットワークの活動の充実に併せて、閉じこもりがちな一人暮らしの高齢者等の見守りなど、地域での支え合い活動の取り組みを支援・充実します。</p> | 関係各課 |

| 取 り 組 み 内 容 | 所 管 課 |
|--|-------|
| <p>④ 女性に対する暴力（ドメスティックバイオレンス）の防止対策の充実</p> <p>夫やパートナーからの女性に対する暴力（ドメスティックバイオレンス）を予防し、早期に発見するための啓発活動を充実するとともに、警察・病院等の関係機関との連携を強化します。また、民間シェルター等を運営するNPO等への支援を行います。</p> | 生活文化課 |
| <p>⑤ 外国籍市民の社会参加の促進</p> <p>市民と外国籍市民とが共に暮らすことのできる地域社会を形成するため、人権問題に関する普及・啓発活動を推進するとともに、国際交流や異文化理解を深める事業を推進し、外国籍市民の社会参加への支援に努めます。</p> | 生活文化課 |
| <p>⑥ 路上生活者への自立支援</p> <p>路上生活者の自立に向けて、施設の管理者をはじめ関係機関との連携と、国や東京都の方針に基づく支援を進めます。</p> | 生活福祉課 |

基本目標5 サービス提供の充実のためのしくみづくり

現状と課題

（質の高いサービスの確保）

- サービス利用のしくみの転換に伴い、利用者は、多様な事業者が提供するサービスの中から、自身が必要とする適切なサービスを自己責任で選ばなければなりません。サービス利用者が安心してサービスを選択できるよう、質の高いサービスを確保することが必要になっています。

（サービスの評価と介護サービス情報公表制度の周知）

- 利用者がサービスを選ぶ際の判断材料として、また、事業者が自らサービスの質の改善を図る指標として、国及び東京都では、福祉サービスを事業者や利用者以外の公正・中立的な第三者評価機関が、専門的、客観的に評価するシステムを構築しています。西東京市においても、利用者の立場に立った福祉サービス第三者評価システムを活用し、サービスの評価を進めるとともに、市内でサービスを提供する事業者に普及・啓発することが必要になっています。
- また、平成17年度の介護保険法の改正で、介護サービス事業者や施設の開設者に対して、「介護サービス情報」の公表が義務づけられました。今後、要介護者等が適切かつ円滑に介護サービスを利用できるよう、東京都における介護サービス情報公表制度の周知に取り組んでいくことが求められています。

（苦情解決システムの周知）

- 本市では、保健福祉サービスの利用に伴う苦情や要望を幅広く汲み上げ、迅速かつ適切に対応しサービスの改善を図るため、権利擁護センター「あんしん西東京」に相談受付窓口を設置しています。さらに、専門性・第三者性を持つ「保健福祉サービス苦情調整委員会」において、困難な苦情の解決を図っていますが、サービス利用者で制度を知らない人が多いことから、今後周知に努めていく必要があります。

（地域生活や在宅生活につなぐという視点からの施設サービスの提供）

- 福祉サービスの提供にあたっては、本人の意向を尊重し、福祉サービスが地域での生活の質の向上につながるよう支援することが重要です。施設サービスであっても、施設での生活支援の範囲だけでなく、地域生活や在宅生活につなぐという視点からのサービス提供が求められています。
- 福祉施設は、在宅生活と対極にある社会資源でなく、市民の生活の場であり、連続したものとして地域に溶け込み、市民の生活を支援することにより、支え合う地域社会の形成にもつながります。

（サービス基盤の整備）

- 介護保険制度や障害者自立支援法の施行により、市の役割はそれまでのサービス提供主体から調整主体へと変化しています。市民が福祉サービスを自ら選択し、自ら決定するためには、必要なサービス量を確保することが必要になります。
- 今後とも、福祉サービスを計画的に提供できるよう、できるだけ多くの民間事業者やNPO法人等が事業主体として参入できる環境を整備するなど、福祉に関連する事業を育成し、発展させることが求められています。

施策の方向

(1) サービスの質の向上

利用者が安心してサービスを選択し利用できるよう、東京都福祉サービス第三者評価システムの受審を奨励するとともに、事業者の研修会や相互交流を支援し、サービス提供事業者の質の確保に努めます。

また、サービス利用者がサービス提供事業者と対等な立場でサービスを選択できるよう、苦情解決システムの周知に努めるとともに、迅速かつ適切な対応ができるよう充実を図ります。

(2) 福祉人材の確保・育成

市内の大学等と連携し、最新の知識や技術を身につけた学生と市内の福祉施設での交流を進めるとともに、ホームヘルパーの養成研修などを充実し、サービスの質を高める専門的人材を確保します。

また、民生委員・児童委員の研修の充実ととともに、地域で支え合うネットワークの形成や地域の生活課題を解決するための資源の開発や地域福祉推進の担い手の発掘や養成などを行う専門家としての（仮称）地域福祉コーディネーターと地域活動を推進する地域リーダーとしての（仮称）地域福祉推進員を確保・育成し、福祉圏域に配置します。

(3) 多様な福祉サービス提供事業者の育成

良質な福祉サービスの安定的な供給を確保するため、事業者との連携や事業者相互の情報交換の場を拡充しながら、本市における福祉サービスに関する各種の情報を提供し、民間事業者やNPO法人等に対して、サービス規模の拡大や幅広い事業主体の福祉関連事業への新規参入を促進します。

推進計画

(1) サービスの質の向上

| 取 り 組 み 内 容 | 所 管 課 |
|--|---|
| <p>① 福祉サービス第三者評価システム受審の奨励</p> <p>利用者が安心して利用できる良質なサービスを確保するため、東京都福祉サービス第三者評価システムの受審を奨励し、市が提供しているサービスの評価を進めるとともに、市内でサービスを提供しているより多くの事業者が福祉サービス第三者評価システム受審の普及・啓発を行います。</p> | <p>生活福祉課 高齢者支援課 障害福祉課 保育課</p> |
| <p>② 介護サービス情報の公表</p> <p>東京都における「介護サービス情報の公表制度」による情報により、要介護者等が適切かつ円滑に介護サービスを利用できるよう制度の周知に努めます。</p> | <p>高齢者支援課</p> |
| <p>③ 事業者の質の確保と向上</p> <p>福祉サービスの提供事業者に対する研修会や事業者どうしの交流会を開催するとともに、事業者からの適切な情報公開を促進します。</p> | <p>生活福祉課 高齢者支援課 障害福祉課</p> |
| <p>④ 苦情解決システムの充実</p> <p>サービス利用者がサービス提供事業者と対等な立場でサービスを選択できるよう、権利擁護センター「あんしん西東京」の周知に努めるとともに、保健福祉サービスに関する解決困難な苦情に対して「あんしん西東京」の苦情相談窓口で対応するほか、専門性・第三者性を持つ「保健福祉サービス苦情調整委員会」による苦情解決に努めます。</p> | <p>生活福祉課 高齢者支援課 障害福祉課</p> |

(2) 福祉人材の確保・育成

| 取 り 組 み 内 容 | 所 管 課 |
|---|-----------------------------------|
| <p>① 地元の大学等と連携した福祉人材の確保・育成</p> <p>最新の知識や技術を身につけた学生の市内の福祉施設での実習受け入れや、市や市内の福祉施設で必要とする人材や技術についての意見交換など、地元の大学等と連携した福祉人材の確保・育成に努めます。</p> | <p>生活福祉課 高齢者支援課 障害福祉課</p> |
| <p>② 専門的人材の育成</p> <p>保健福祉サービスを支える優秀な人材を育成するため、ホームヘルパー養成研修等を実施します。</p> | <p>生活福祉課 高齢者支援課</p> |
| <p>③ 民生委員・児童委員の研修の充実</p> <p>民生委員・児童委員の研修機会を充実し、民生委員・児童委員の資質の向上に努めるとともに、現在定数に満たない民生委員・児童委員を補充し、民生委員・児童委員活動の充実を図ります。</p> | <p>生活福祉課</p> |
| <p>④ (仮称)地域福祉コーディネーターの確保・育成</p> <p>(仮称)地域福祉コーディネーターは、市及び社会福祉協議会の地区担当と連携を確保し、(仮称)ほっとするまちネットワークの形成を目指して、地域で支え合うネットワーク構築の支援、地域福祉の担い手の発掘や養成、ニーズの発見システム構築の支援、新たな福祉活動の開発や活動の支援など、生活課題の解決に向けた提案などを行うコーディネーターとしての役割を果たすとともに、市や社会福祉協議会、関係機関との連絡・調整を行えるよう支援します。</p> | <p>生活福祉課</p> |
| <p>⑤ (仮称)地域福祉推進員の確保・育成</p> <p>(仮称)地域福祉推進員は、(仮称)地域福祉コーディネーターと連携を確保し、地域住民による地域福祉活動を促進するとともに、解決できない問題に直面した場合には、地域福祉コーディネーターと相談・連携する役割を担います。</p> | <p>生活福祉課</p> |

(3) 多様な福祉サービス提供事業者の育成

| 取 り 組 み 内 容 | 所 管 課 |
|--|---|
| <p>① 民間事業者参入のための情報提供の推進</p> <p>民間事業者やNPO法人など幅広い事業主体の福祉サービスへの参入を促進するため、本市が進める福祉施策やサービスの利用状況などに関する情報提供を積極的に行います。</p> | <p>高齢者支援課 障害福祉課 保育課 児童青少年課</p> |
| <p>② 福祉分野の事業領域の見直し</p> <p>現在、市が行っている福祉分野の事業について、民間事業者やNPO法人などが担うことが可能かどうかという視点から事業領域の見直しを検討します。</p> | <p>生活福祉課 高齢者支援課 障害福祉課 子育て支援課 保育課 児童青少年課 子ども家庭支援センター</p> |

3. 地域で安心して快適に暮らせる環境づくりを進めます

基本目標6 災害や犯罪から市民を守るまちづくり

現状と課題

(災害や犯罪から市民を守るまちづくり)

- 高齢者や障害のある人を含めて誰もが安心して地域生活を送るためには、火災、地震などの災害による被害を防ぐ防災対策や犯罪を未然に防ぐ防犯対策を積極的に展開することが求められています。

これら防災・防犯対策では、一人ひとりが知識や行動力を高めることとともに、近隣や地域ぐるみでの協力、地域と関係機関との連携・協働が大きな力となります。

(災害時要援護者の安全確保策の確立)

- 本市では、平成20年3月に『西東京市地域防災計画』を策定するとともに、平成20年5月に「西東京市災害時要援護者登録制度に関する庁内検討会」を設置し、災害時要援護者の対応について検討を進めています。
- 「市民意向調査結果」によると、地域福祉の分野で優先的に市が取り組むべきこととして、「災害や犯罪から市民を守るまちづくり」と回答した人が最も多くあげられていました。また、地区懇談会においても、“災害時の対策が不十分である。災害時に、高齢者に対して誰がいつ、どう手を差し延べるのか見えてこない”“災害時、特に地震が起こったときのことが心配である。自治会がなくなり、「向こう三軒両隣」の意識がなくなってきている。災害が発生したその瞬間、隣どうしが声を掛け合って避難所までどうやって動くかという仕組みづくりが大切である”など災害時の対応を求める意見が多く寄せられています。
- 特に、地域における災害時要援護者の状況を的確に把握することが重要な課題となっていることから、今後、防災知識の普及、災害時の情報提供、地域における高齢者や障害のある人など災害時要援護者の把握、災害時の避難誘導など関係機関との協議を進めるとともに、福祉施設等における安全対策や災害時におけるサービスの確保など、災害時要援護者の安全確保策を確立することが必要になっています。

(犯罪を未然に防止する地域ぐるみの取り組み)

- 安全は、社会の豊かさの基盤となるものですが、最近、安全について改めて考えさせるような事件が相次いで発生しており、安全の価値が再認識されるようになってきています。一方、都市化や情報化の進展などによる社会構造の変化に伴い、地域住民の連帯感の希薄化が進み、地域社会が伝統的に有している犯罪を抑える機能が低下しているとの指摘もあります。
- こうした状況の中で、犯罪のない安全な地域社会を実現するため、今後とも関係機関との連携を強化し防犯体制の充実を図るとともに、犯罪を未然に防止するため、子

どもや高齢者、障害のある人など支援が必要な人々が犯罪に巻き込まれないよう、地域での見守りなど地域ぐるみの取り組みが求められています。

(1) 防災対策の充実

大規模な災害に備え、防災知識の普及、地域における協力体制づくり、災害時の情報提供、高齢者や障害のある人など要援護者の把握、災害時の避難誘導など関係機関との連携を確保し、要援護者に配慮したきめ細かな防災対策を推進します。

また、被災した要援護者等に対し、居宅、避難所、仮設住宅等において、サービス提供事業者と協力して在宅福祉サービスの継続的な提供に努めるとともに、福祉施設等における安全対策や災害の発生後速やかに平常の福祉活動が実施できるよう応急対策を進めます。

併せて、日常における火災や事故、急病等にも備えた情報の伝達、訓練の実施、各種防災機器システムの普及等を進めます。

(2) 防犯対策の充実

犯罪を未然に防止するため、ひったくりや盗難、振り込め詐欺等悪質な詐欺事件や訪問販売などの被害の防止など、防犯対策の充実を図ります。

推進計画

(1) 防災対策の充実

| 取 り 組 み 内 容 | 所 管 課 |
|---|---|
| <p>① 防災コミュニティづくりの推進</p> <p>防災市民組織及び地域や事業所等の防災体制を強化するとともに、市民や事業所、ボランティア、NPO、行政等との相互連携に努めます。また、福祉施設や自治会・町内会、防災市民組織、事業所、ボランティア等による「消防のふれあいネットワークづくり」を推進し、地域で助け合う防災コミュニティづくりを進めます。</p> | <p>危機管理室</p> |
| <p>② 災害時要援護者の安全確保策の推進</p> <p>高齢者や障害のある人等の災害時要援護者の安全を確保するため、手あげ方式と同意方式を組み合わせた「災害時要援護者登録制度」を確立するとともに、災害時要援護者の個人情報の取扱いに十分配慮しながら、民生委員、警察署、消防署などが共有する一元的な情報管理システムを構築します。妊産婦や乳幼児については、災害時の医療機関とのネットワーク及び情報連絡体制の整備を図ります。</p> <p>また、災害時要援護者登録制度の対象者一人ひとりの「災害時要援護者支援プラン」を策定し、安否確認や避難支援など地域における協力体制の整備をはじめ、二次避難所活用方法、重度の要援護者の確認や避難先の確保、サービス提供等の体制を確保するとともに、ひとり暮らしの高齢者や重度の身体障害のある人の安全を確保するため、緊急通報システムの利用を促進します。</p> <p>併せて、災害時要援護者も参加する実効性の高い防災訓練の実施及び災害時要援護者のニーズを捉えた防災機器等の普及、設置を進めます。</p> | <p>危機管理室 健康年金課 生活福祉課 高齢者支援課 障害福祉課 子ども家庭支援センター 生活文化課</p> |

| 取 り 組 み 内 容 | 所 管 課 |
|--|---|
| <p>③ 福祉施設等における安全対策と応急対策の促進</p> <p>関係機関と連携し、スプリンクラーや消防機関と直結する火災通報装置などの設置、自衛消防隊等による防災行動力の向上、事業所、自治会・町内会等及び施設相互間における災害時応援協定の締結などを促進するとともに、市の総合防災訓練に福祉施設における訓練項目を設け、地域住民等の協力による避難活動や初期消火訓練等を実施します。</p> <p>また、災害の発生後速やかに平常の福祉活動が実施できるよう、福祉被災状況の把握や施設設備の応急復旧、代替建物の確保など必要な支援を行います。</p> | <p>危機管理室 生活福祉課 高齢者支援課 障害福祉課</p> |
| <p>④ 災害時におけるサービスの確保</p> <p>災害時要援護者が避難所等で生活する上で必要とする福祉機器や日常生活用具を確保するため、調達先等について検討します。</p> <p>また、被災した要援護者等に対し、居宅、避難所、仮設住宅等において、関係団体やボランティア等の協力を得て、福祉サービスに関する情報を提供しながら、サービス提供事業者と協力して在宅福祉サービスの継続的な提供に努めるとともに、デイサービスやショートステイ等の早期再開を支援し、災害時要援護者に対する福祉サービスの継続的な提供に努めます。</p> <p>さらに、居宅、避難所等では生活が困難な要援護者等について、市内の社会福祉法人等との間で緊急入所についての協定を事前に締結するとともに、本人の意思のもと、サービス提供事業者等の協力を得て、福祉施設への緊急入所の手続きを迅速に進めます。</p> | <p>危機管理室 生活福祉課 高齢者支援課 障害福祉課</p> |
| <p>⑤ 外国籍市民の安全確保と災害時における外国籍市民への支援</p> <p>外国籍市民に対し、防災意識の高揚と防災行動力の向上を図るため、外国語版の防災パンフレットを作成するとともに、避難等の情報確認のため、語学ボランティアと連携したシステムづくり、避難場所等の掲示板に多国語表記の検討、各種防災関連行事や防災訓練への参加を促進します。</p> <p>また、災害時に外国籍市民に対して、東京都が開設する外国人災害時情報センター、東京都災害ボランティア（語学ボランティア）等との連携を確保するとともに、災害ボランティア・センター等と協力的確な情報提供に努めます。</p> | <p>危機管理室 生活文化課</p> |

| 取 り 組 み 内 容 | 所 管 課 |
|---|------------------------|
| <p>⑥ 災害・事故・急病等の緊急時に対応できる救急医療、福祉・医療情報提供の充実</p> <p>医療機関、保健所、消防署等と連携し、また、近隣市民等の協力を得ながら、高齢者や障害のある人等の災害、事故、急病等に対応できる救急医療、福祉・医療情報提供の充実に努めます。</p> <p>また、新型インフルエンザ等の新たな脅威から市民を守る情報提供の充実に努めます。</p> | <p>危機管理室 健康年金課</p> |

(2) 防犯対策の充実

| 取 り 組 み 内 容 | 所 管 課 |
|--|--------------|
| <p>① 防犯対策の充実</p> <p>西東京市犯罪のない安全なまちづくり条例に基づき、ひったくりや空き巣などの犯罪被害にあわないよう、安心・安全なまちづくりを進めます。</p> | <p>危機管理室</p> |
| <p>② 悪質な詐欺事件や訪問販売被害の防止</p> <p>高齢者や障害のある人をはじめ、市民が悪質な事業者の勧誘などにより消費者被害にあわないよう、情報・啓発冊子等の発行や市報に消費者相談のコーナーを掲載するなど情報を提供するとともに、東京都や国民生活センターなど関係機関と連携し、消費者センターでの相談体制の充実に努めます。</p> | <p>生活文化課</p> |

基本目標7 誰もが快適に暮らせるまちづくり

現状と課題

（誰もが快適に暮らせるまちづくり）

- 高齢者や障害のある人をはじめ、すべての市民が社会参加できるよう、誰もが安心して利用でき、安全に移動できるまちや施設の整備が求められています。

（人にやさしいまちづくりの推進）

- 本市では、鉄道駅周辺において人にやさしいまちづくり事業や市街地再開発事業を推進し、エレベーターの設置や段差の解消などを進めています。
- 今後とも、すべて人々が不自由なく日常生活を過ごすことができ、平等に社会参加ができるよう、市民、企業等と連携してバリアのないまちづくりを総合的に進めることや、また、年齢、性別、国籍、障害の有無など人々が持つさまざまな違いをお互いに認め合いながら、誰もが利用しやすいように配慮した施設や設備の整備などを推進するため、ユニバーサルデザインの考え方を積極的に進めることが必要になっています。

（移動手段の確保）

- 高齢者や障害のある人が安全で快適に移動し、その生活活動範囲を拡大するためには、円滑に利用できる交通環境の整備とともに、移動手段を確保することが必要です。本市では、市民の交通利便性の向上を図るため、コミュニティバス「はなバス」を運行していますが、地区懇談会において“はなバスが地域包括支援センターを通っていないので利用しづらい”など「はなバス」の利便性の向上を求める意見が出されました。
- 特に、公共交通の空白地域に居住する高齢者や障害のある人など移動に制約がある人の円滑な移動を確保するため、市民の協力を得ながら「はなバス」の路線を見直すことが求められています。

（高齢者や障害のある人の就労環境の整備）

- 本市においても高齢者人口は年々増加していますが、その多くは元気な高齢者です。健康でいきいきと暮らし、充実した生活を送ることは誰もの願いです。生涯現役社会を目指していくためにも、高齢者が自らの能力を生かす就業機会を充実することが求められています。
- また、障害のある人にとっても、自身の自立を図るために就業は大きな課題です。障害のある人が自立した生活を送り、自己実現を図るためには、障害の特性を踏まえた条件を整備し、障害のある人が十分に能力を発揮できるよう、職業能力の向上を支援する必要があります。

施策の方向

(1) 人にやさしいまちづくりの推進

鉄道駅や人の多く集まる場所でのバリアフリーはもとより、市民や事業者と協働しながら、誰もが快適に利用できる人にやさしいまちづくりを推進します。

(2) 移動手段の確保

高齢者や障害のある人、子どもや妊婦など、さまざまな人が利用できるコミュニティバスや介助を備えた移動サービス、安全で歩きやすい歩道の整備、外出時の付き添いをするガイドヘルパーの派遣するなど、安全に移動できる手段の確保を進めます。

(3) 高齢者や障害のある人の就労環境の整備

就労意向を有する高齢者や障害のある人に対して、シルバー人材センターや障害のある人の就労支援センターなどを通じて必要な技術や能力を身につけられるよう支援します。

また、公共職業安定所等と連携しながら、就職が可能な職域、職種の開拓を進めるとともに、障害のある人が可能な限り一般就労できるよう、障害の特性に応じたきめ細かな就労支援策を推進します。

推進計画

(1) 人にやさしいまちづくりの推進

| 取 り 組 み 内 容 | 所 管 課 |
|---|---|
| <p>① ユニバーサルデザインの普及・啓発</p> <p>人にやさしいまちづくり条例に基づき、既存施設のバリアフリーを進めるとともに、誰もが快適に過ごせるユニバーサルデザインの施設・まちづくりを進めます。また、市民や事業者に対してもユニバーサルデザインの普及・啓発に努めます。</p> | 関係各課 |
| <p>② 心のバリアフリーの推進（再掲）</p> <p>障害のある人をはじめ、社会的に弱い状況や立場にある人に対する偏見や差別等を解消し、理解を深めるだけでなく、思いやりの心を持った心のバリアフリーを推進し、市民、事業者、行政の意識啓発に努めます。</p> | 生活福祉課 障害福祉課 教育指導課 社会教育課 公民館 |
| <p>③ 交通バリアフリー新法^(※12)に基づくまちづくりの推進</p> <p>交通バリアフリー新法に基づき、公共交通機関、道路、建築物のみならず、公園、路外駐車場を含め、障害のある人等をはじめ誰もが安心して外出できるよう、日常生活において利用する施設や経路を一体的にとらえた総合的なバリアフリーのまちづくりを進めます。</p> | みどり公園課 都市計画課 道路建設課 道路管理課 再開発課 |
| <p>④ 人にやさしいイスによるまちづくり</p> <p>市民がちょっと休むための憩いの場として、いごちの良いイスをまちのあちこちに設置し、人にやさしいイスによるまちづくりの事業を、市民や事業者等と協働して取り組みます。</p> | 生活福祉課 産業振興課 みどり公園課 都市計画課 |

※12 交通バリアフリー新法……………平成 18 年 12 月に「高齢者、障害のある人等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（交通バリアフリー新法）が施行され、公共交通機関、道路、建築物のみならず、公園、路外駐車場を含め、障害のある人等が日常生活等において利用する施設や経路を一体的にとらえた総合的なバリアフリー化を推進することとなった。

(2) 移動手段の確保

| 取 り 組 み 内 容 | 所 管 課 |
|---|-----------------|
| <p>① コミュニティバス「はなバス」の利便性の向上</p> <p>市内の公共交通の空白地域を運行している「はなバス」のルート等の見直しを検討し、より一層の利便性の向上を図ります。</p> | 都市計画課 |
| <p>② 高齢者や障害のある人の外出支援</p> <p>介助員を配置したリフト付福祉車両等を用い、外出の支援を行う高齢者等外出支援サービスや、障害のある人の外出を支援する移送サービスや移動支援事業の充実を図ります。</p> | 高齢者支援課 障害福祉課 |
| <p>③ 安全な歩道の整備</p> <p>誰もが安全に通行できる歩道の整備を進めます。また、放置自転車や看板の不法な路上占有や点字ブロック上の障害物が解消するよう普及・啓発を進めます。</p> | 道路建設課 道路管理課 |

(3) 高齢者や障害のある人の就労環境の整備

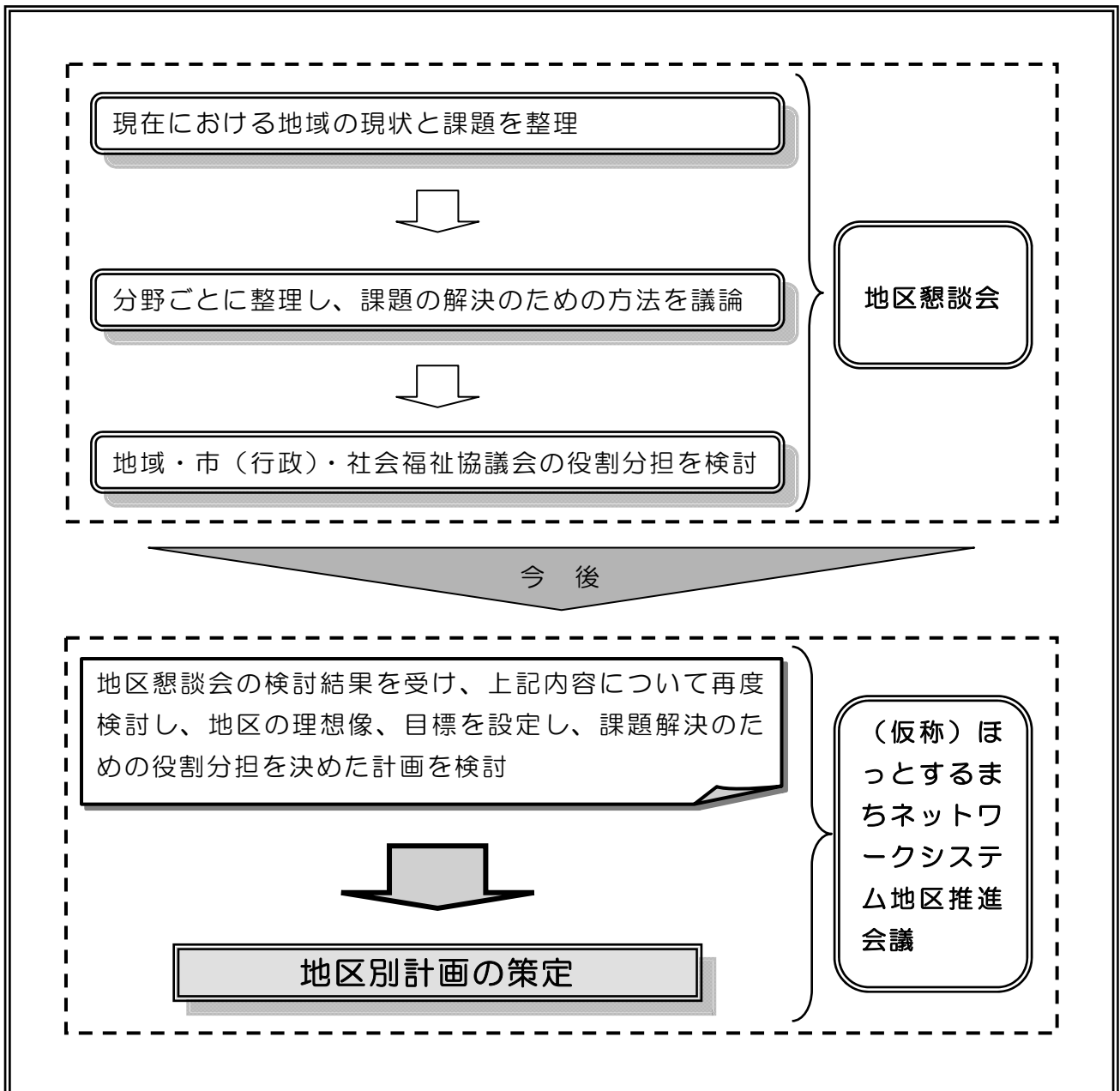
| 取 り 組 み 内 容 | 所 管 課 |
|---|---|
| <p>① シルバー人材センターの支援</p> <p>シルバー人材センターにおいて、職種や職域の開拓を促進するとともに、個人の技術や能力を高めるための技能訓練を実施するなど、高齢者の就労を支援します。</p> | <p>生活福祉課 高齢者支援課</p> |
| <p>② 障害のある人の就労支援の充実</p> <p>障害のある人の就労を支援するため、ライフステージに応じた支援策の展開、就労支援センター機能の充実、福祉的就労の活性化と工賃アップの検討、関連機関のネットワークの構築、障害のある人のスキルアップ支援などを行います。また、ジョブコーチの派遣など障害のある人の就労を支援する各種手法を検討・実施します。</p> | <p>障害福祉課</p> |
| <p>③ 関係機関との連携</p> <p>公共職業安定所（ハローワーク）、東京都高齢者就業相談所、東京都高齢者技術専門学校、特別支援学校、障害者就労支援センターなどとの連携を図り、高齢者や障害のある人の就労を促進します。</p> | <p>生活福祉課 高齢者支援課 障害福祉課 産業振興課</p> |

第5章 地区別の方向

市民参加による計画を策定するため、地区懇談会を開催し、地区別の課題や役割分担について検討を進めてきました。

今後は、この検討結果について、ほっとするまちネットワークシステム地区推進会議で、議論を進めるとともに地区別計画の策定につなげていきます。

■地区別計画策定に向けての今後の流れ



◆中部地区

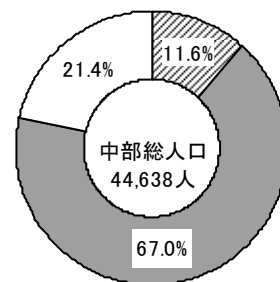


◆中部地区の人口・世帯の状況

(平成20年10月1日現在、外国人登録除く)

| 人 口 | | |
|------------------|-----------|---------|
| 0 ~ 5 歳 | 2,050 人 | (4.6%) |
| 6 ~ 14 歳 | 3,141 人 | (7.0%) |
| 15 ~ 64 歳 | 29,880 人 | (67.0%) |
| 65 歳 以上 | 9,567 人 | (21.4%) |
| 合 計 | 44,638 人 | |
| 世 帯 | | |
| 世帯数 | 21,106 世帯 | |
| 一世帯当たり 平均世帯人員 | 2.11 人 | |

◆年齢3区分別人口構成



■ 0~14歳 ■ 15~64歳 □ 65歳以上

《中部地区からの意見一覧》

1. 地域活動

- ✓ 世代を超えてみんなが集まれる公園がほしい。
- ✓ 福祉会館は、60歳以上でないと貸してもらえない。若い世代（40～50歳代）の人たちの活動の場がない。
- ✓ 個人情報保護の関係で、地域を見守ることに困難を感じる。
- ✓ 認知症の高齢者がいるが、プライバシーの問題が騒がれており、気軽に声をかけられない世の中である。
- ✓ 地域で防災・防犯のことに取り組みたいが自治会もなく、居住者が分からない。
- ✓ 災害時、特に地震が起こったときのことが心配である。自治会がなくなり、「向こう三軒両隣」の意識がなくなってきている。災害が発生したその瞬間、隣同士が声を掛け合って避難所までどうやって動くかという仕組みづくりが大切である。
- ✓ 人づきあいの壁が大きくなり、新しく引っ越してきた人が自治会に入っていない。
- ✓ 「ふれまち」で、世話役（まとめ役）がない。
- ✓ 大型店の登場により、地域の核となる商店がなくなってきた。
- ✓ 小学生の下校時に合わせて、見守りとゴミ拾いを行っている。なかなか参加者が増えず、メンバーが固定している。
- ✓ ふれまち活動に温度差がある。「ふれまち」・「ささえあいネットワーク」・民生委員が組織的、継続的に関わってほしい。
- ✓ 地域のことも大事だが、一番大事なのは知り合いをつくってコミュニケーションをとることである。
- ✓ 「ふれまち」のメンバーがずっと同じ人であり、新たな人に声をかけてもなかなか集まらない。地域の中で、子ども・障害・高齢者などそれぞれの関心ごとが異なり、それ以外のことはやらない。
- ✓ 拠点活動をしているが、参加者が固定している。一部の人のために公費を使っているという批判がある。増やしたいが、社協と行政の協力が必要ではないか。
- ✓ ふれまちのメンバーが同じ人ばかりで、新しい人が増えない。どのようなことをしたら、広がりをもてるのか。

2. 災害

- ✓ 民生委員で「災害時一人も見逃さない運動」をやっているが、我々は実際には何も動けない。誰が中心となり誰が関わるのか、全く分かっていない状態であり、どう対処するかを決めないといけない。
- ✓ 災害時の対策が不十分である。災害時に、高齢者に対して誰がいつ、どう手を差し伸べるのか見えてこない。
- ✓ 災害が起きたときの避難方法を明確にする必要がある。
- ✓ 災害に関することは、行政が中心にならないとシステム化は難しい。
- ✓ 孤独死の防止のため、緊急時にボタンひとつで連絡の取れるシステムが必要であり、行政は、お金をかけてでもシステムが必要なところには取り組むべきである。
- ✓ 災害に対する意識を高めるために市報等で避難所の周知をしたり、視覚に訴えるPRがもっと必要である。
- ✓ 災害時の市の方針や、具体的な内容についてPRをもっと進めてほしい。
- ✓ 泉町に住んでいるが、自治会から外れている地域なため、災害時における独居老人のことが心配である。地域での組織化が必要である。
- ✓ 災害時の、高齢者の一人暮らし、障害のある人、日中独居等の人たちへの対策について、地域としてできることを決めるためにも、行政がどこまでできるのかをはっきり示すべきである。

3. 高齢者

- ✓ 地域の高齢化が進んでおり、防災や防犯など様々な問題が発生している。
- ✓ 一人暮らしの世帯が多くなり、それに伴い健康不良を訴える方も多く、自治会が成り立っていない。
- ✓ 高齢者の無理な道路の横断や、自転車の無灯火運転が多い。高齢者は体力が低下しているのだから、その認識をもっと持たなければいけない。交通安全についての働きかけが必要である。

4. 子ども

- ✓ 子どもたちの声が地域にいても聞こえない。
- ✓ 子どもの遊び場があると良い。
- ✓ ボール投げを禁止している公園が多い。
- ✓ 子育て中のお母さんの顔が見えない。
- ✓ 公園の遊具等が子どものニーズに見合っていない。「～するな」と禁止するばかりではなく、子どもの意見を取り入れ、もっと遊びたくなるような取り組みをすべきである。
- ✓ 子育てサークルに参加する親が増え、ボランティアだけでは見守れない時があるが、ボランティア人数が増えない。

5. 福祉教育

- ✓ 近くに公園があるが、犬のフンやごみがあり、ゴミを捨てていく人が多く、モラルが低下している。
- ✓ ペット（特に犬）の糞尿の後始末が徹底されていない。市報等にもマナーについての記事があるが、もっと徹底してほしい。
- ✓ 子どもたちにも「福祉教育」を広めてほしい。
- ✓ 市で年1回交差点の渡り方を指導しているが、小学3年生だけではなく全校生徒を対象にした指導を行うべきである。
- ✓ 公園を利用する人のモラルが欠けているような気がする。特にゴミ問題。

6. 環境整備

- ✓ 高齢者の病気予防のために気軽に体験できる健康遊具を公園に設置してほしい。
- ✓ 公園を使って高齢者対象の体操教室を開催している。健康のための遊具より、高齢者向けの椅子を設置してほしい。
- ✓ 団地内に来客用の駐車場がない。
- ✓ 児童館において、小さな子どもが安心して遊べるような安全面に配慮した整備を行ってほしい。
- ✓ 火葬場（葬儀場）を建設してほしい。
- ✓ 住吉小の学童路が狭いので、子どもたちが安心して歩くことができるよう整備してほしい。
- ✓ 道路が狭く、車椅子の人が通りにくい。
- ✓ ゴミの分別方法について、袋の色分けが分かりにくい。色を統一してほしい。
- ✓ 収集車を、エコ・カーにすることが必要ではないか。
- ✓ ゴミ袋の値段が高い。
- ✓ 東町ゴルフ場脇の植木の中などに対して、ゴミの不法投棄が多い。地主と交渉して看板を立てるなど、もっと工夫をして美化をすべきである。
- ✓ （ひばりが丘の）パルコのゴミ置き場に他の地域からゴミを持ってきて捨てている人がいるので、対処するべきである。
- ✓ 公園が夜10時以降騒がしいことあり。警察のパトロールをこまめにして欲しい。
- ✓ 公園にある落ち葉の清掃を近所の人がやっている。市からは週1回10分程度しか来ない。
- ✓ 文理台公園の高い所に屋根のようなものがあり、中高生らしい子どもが登っているのが危険。なくても良いのではないか。
- ✓ 住吉町に森林公園があるが、あまり使われていない。暑いときには、木があり、ベンチもあるので、高齢者にとっては快適な場所になるのではないか。

7. その他

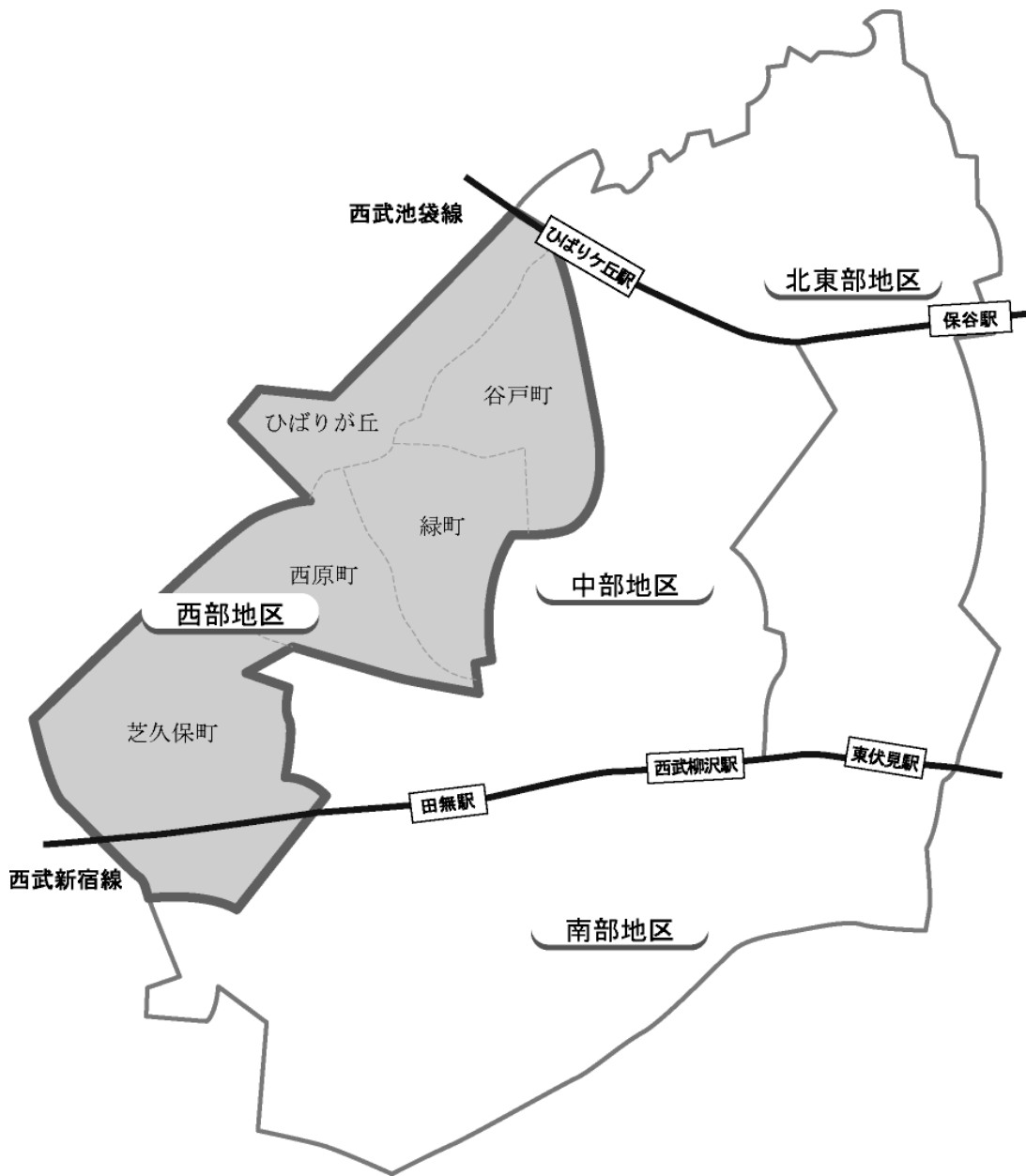
- ✓ 市の福祉に関する情報が、市民（特に高齢者や障害のある人）にきちんと届いているか心配である。
- ✓ 西東京市地域福祉計画第1期の5年間の総括を提示してほしい。
- ✓ 市は、市議会議員と市民の意見のどちらを大事にしているのか。議員を通すと、速く解決するような気がする。
- ✓ 地域づくりには、いろいろな立場の人との連携が必要。小学校の先生にもこういった会議に参加してもらいたい。
- ✓ 市民葬祭場が少ないため、葬儀にお金がかかる。
- ✓ 来年から火災報知器の設置が義務化されるが、まだ未設置の家が多い。防災行事の際などに、実際に火災報知器の展示を行い、PRしてみてもどうか。
- ✓ 市報に工夫をしていると思うが、市民の関心が薄いのか、情報が右から左へ抜けていってしまっている。行事への参加が少なく、今後どうするべきか考える必要がある。

中部地区の重点課題と解決のための役割分担

中部地区では、前述のような意見が出され、重点的に取り組むべき課題として、「地域のつながりを深める」「災害時の対応」があげられ、それらを解決するための役割分担について以下のとおり整理しました。今後は、この検討結果をほととずるまちネットワークシステム地区推進会議で議論していきます。

| 重点課題 | 重点課題を解決するための役割分担 | | |
|-------------|--|---|---|
| | 市（行政） | 社会福祉協議会 | 地 域 |
| 地域のつながりを深める | <ul style="list-style-type: none"> ○組織間の連携強化を図る ○出会いの場、協働の場、協議の場を確保する ○自治会やふれまちなどを活用した地域福祉推進の体制づくり ○市民に必要な情報を総合的・体系的に提供するため、わかりやすく入手しやすい情報提供に努める ○ささえあいネットワークの充実を図る | <ul style="list-style-type: none"> ○地域活動の情報や手法を地域に伝える ○専門的な立場から積極的に地域活動を支援し、横のつながりを確保し、発展させる ○地域活動への参加の充実を図る ○社会福祉協議会の活動をPRする | <ul style="list-style-type: none"> ○声をあげ、ニーズを伝える ○要援護者の担当を決める ○行政からの情報をしっかり把握する |
| 災害時の対応 | <ul style="list-style-type: none"> ○組織間の連携強化を図る ○災害時における避難情報を周知する ○災害に関する情報伝達手段を明確にする ○災害時の対応（市の役割・地域の役割など）を明確にする ○住民への啓発活動の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ○行政・地域と連携して要援護者を把握する ○啓発活動を推進する ○地域における日頃のネットワークづくりを支援する | <ul style="list-style-type: none"> ○地域の要援護者を把握する ○行政の災害時対応方法をもとに、地域の役割を明確にする ○出前講座を積極的に活用し、地域住民の意識を高める |

◆西部地区

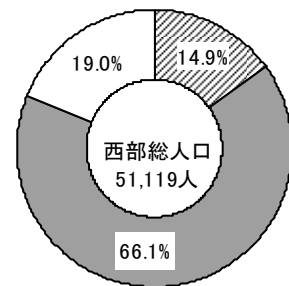


◆西部地区の人口・世帯の状況

(平成20年10月1日現在、外国人登録除く)

| 人口 | | |
|------------------|----------|---------|
| 0～5歳 | 3,112人 | (6.1%) |
| 6～14歳 | 4,483人 | (8.8%) |
| 15～64歳 | 33,806人 | (66.1%) |
| 65歳以上 | 9,718人 | (19.0%) |
| 合計 | 51,119人 | |
| 世帯 | | |
| 世帯数 | 21,978世帯 | |
| 一世帯あたり 平均世帯人員 | 2.33人 | |

◆年齢3区分別人口構成



■ 0～14歳 ■ 15～64歳 ■ 65歳以上

《西部地区からの意見一覧》

1. 地域活動

- ✓ 高齢者とのふれあいの場所を地域に整備してほしい。「ふれあいのまちづくり」はあるが、メンバーがいつも同じ人ばかりである。
- ✓ 自治会のあるのかないのか、存在が分からない。民生委員が戸ずつ全戸回らなければならないのだろうか、伝えきれない。
- ✓ 自治会が崩壊したり、小規模だったり、会長が入れ替わりすぎる。地域の伝達手段をどうするのか分からない。チラシをばらまくのは物理的に不可能である。振り込め詐欺の被害が減らないのは伝わっていない証拠。新しく戸建に移ってきたときも、どういう人たちかわからない。
- ✓ 自治会がなくなってきた。現在は市報で情報を得ることができ、下水道も整備され、自治会の存在意義が薄れてきた。災害時に一体どうなるのか。
- ✓ 町内会が減ってきており、新住民とのつながりができない。高齢者が多くなり、回覧・募金ができなくなった。地域が高齢化している。
- ✓ ふれまち活動が偏っている。人の集まりが少ない。来て欲しい人が来てくれない。
- ✓ 災害時（地震）の避難所までの間に隣近所に声をかけて行く必要があるのではないか。コミュニティの希薄さを感じる。
- ✓ 自治会、町内会が無く、隣近所との付き合いがない。つながりがなかなかつけれない。
- ✓ マンションが多い地域である。セキュリティが高く中に入ることが困難でチラシも配れず、つながりもない。
- ✓ 夕涼み会（まつり）を開催し、若い人を集めてみてはどうか。
- ✓ 三世代居住している高齢者もいるが、日中独居の人が圧倒的に多い。中途半端に家族がかかわっている高齢者が多く声をかけづらい。災害時にどうしたらよいか。
- ✓ 自治会が少なくなり、火災報知器のまとめ買いができない。また、助成を受けて安く購入できる方法も地域に伝達しにくい。
- ✓ ミニデイの活動がマンネリ化している。
- ✓ 集会所が狭くて遠くて少ない。また、集会所までの道が坂を上ったり下ったりで、高齢者にはきつい。
- ✓ けやき小学校の地域開放棟の利用を進めてほしい。
- ✓ 昼食会をやるとしても、個人情報の問題により、高齢者がどこに住んでいるか分からない。情報を把握している民生委員が交代すると、分からなくなってしまう。
- ✓ 民生委員のなり手がいない。
- ✓ ふれまちの世話人が高齢化している。もっと若い人を巻き込むべきだが若い人は仕事に忙しくて活動への参加は期待できない。
- ✓ 活動のための保険手続きや会計報告記録を担っている。他にやる人がいない。

2. 災害

- ✓ 災害時には、他市や市境の自治体とは連携ができると良い。

3. 高齢者

- ✓ 一人暮らし高齢者を気にかける人が少ない。一人暮らし高齢者の面倒をもっと見るべきである。
- ✓ 認知症の人がいるという情報を受けても、果たして本当に認知症なのか個人情報の問題もあり、確かめるのが難しい。地域包括支援センターに伝えてよいものか。
- ✓ 団地のひとり暮らしが多くなった。720世帯で高齢化が進み、認知症の方が多くなった。
- ✓ 自分の住むマンションのエレベーターが4階と7階しか開かず、それ以外の階に住んでいる高齢者には非常に不便である。
- ✓ 年金が少なく生活が大変だ。生保（生活保護）は絶対に嫌だ、どうしたらよいか。
- ✓ 民間アパートに住んでいるが家賃が大変だ（一人暮らしの高齢者）。
- ✓ 緊急通報システムについてのサービスの周知を行うべきである。
- ✓ 「ふれあい収集」という制度（一人でゴミ出しできない方対象）もあるが、一人暮らしの高齢者に対しては手伝いが必要である。

4. 子ども

- ✓ 中学生が公共施設の椅子を破いたり、色々と問題を起こしているのに、中学生の居場所づくりが必要ではないか。

5. 福祉教育

- ✓ 集合住宅で、収集の仕方のチラシを出しても効果がなく、ゴミが正しく分別されていない。
- ✓ 若い人も高齢者も自転車のマナーが悪い。ルールが最近変わったが、知られていない。自転車教室を開いてはどうか。
- ✓ 地域の中において「障害のある人と共に暮らすことへの理解」が得られない。

6. 環境整備

- ✓ 公園の雑草が生え放題になっているので、1年に何回か誰かに草むしりをやってほしい。
- ✓ 大型マンションの設置に伴い、訪問してくる人の違法駐車が増えている。再三苦情を入れているが、改善しない。
- ✓ 高齢者施設の設置が少ない地域なので、特別養護老人ホームのようなものがもう一つ二つほしい。
- ✓ シルバーピアに住む人は、ベッドを置くスペースが居室内にない。布団を上げ下ろしが困難な人もいる。間取りに問題があるのではないか。
- ✓ 住人が施設に入ったりして空き家になり、草が生え放題になっていたり、郵便物があふれてしているが、勝手に立ち入ることはできないので、どうしたらよいのか。
- ✓ 宅地化など整備が進み自然が減少している。住宅地の中にある小さな公園の整備が悪く、利用されていない箇所がある。
- ✓ はなバスを西部地区に廻して欲しい。病院に通うのに路線バスの本数が少ない。
- ✓ 新しくできたルピナスは、地域的に西東京市の中心から外れているため、利用しにくい。市のはなバスがあると利用できる。
- ✓ 新しい施設ができて、市内の交通手段が少なく行けない。老人福祉センターへ行くバスの利用方法も分からない。
- ✓ 保谷庁舎に行けるはなバスがあると良い。西部地区から「こもれびホール」への交通が不便。はなバスの本数を増やして欲しい。

7. その他

- ✓ 障害のある人の問題をどこに相談したらよいのか分からない。
- ✓ 買い物をして、重い荷物を運ぶのは、高齢者にとって大変なので、運んでくれるサービスを商店街で提供してほしい。

西部地区の重点課題と解決のための役割分担

西部地区では、前述のような意見が出され、重点的に取り組むべき課題として、「コミュニケーションの確保」「地域活動の活性化」「災害時の対応」があげられ、それらを解決するための役割分担について以下のとおり整理しました。今後は、この検討結果をほっとするまちネットワークシステム地区推進会議で議論していきます。

| 重点課題 | 重点課題を解決するための役割分担 | | |
|-----------------------|---|--|---|
| | 市（行政） | 社会福祉協議会 | 地 域 |
| コミュニケーション（交流・つながり）の確保 | <ul style="list-style-type: none"> ○地域で活動している団体や個人の話し合いの場を設定し、積極的に参加する ○地域活動の情報について周知を図る | <ul style="list-style-type: none"> ○地域で活動している団体や個人の話し合いの場へ参加し、専門家として支援する ○地域活動への参加の充実 ○地域活動情報を地域に周知する | <ul style="list-style-type: none"> ○地域行事への参加を呼びかける ○地域住民が集まる場・機会を設定する ○若い人たちに声をかけつながらをつくる ○新旧住民の交流を推進する |
| 地域活動の活性化 | <ul style="list-style-type: none"> ○地域活動への支援などを行う ○地域活動の情報について周知を図る | <ul style="list-style-type: none"> ○地区担当者の人員を確保・充実する ○ふれまちなどの地域活動の活性化を図る ○地域活動人材の発掘・育成 | <ul style="list-style-type: none"> ○できることから始める ○活動のPRを行う ○自治会がある地域は自治会のメリットをPRする ○地域活動人材の発掘・育成 ○地域住民への福祉教育の実施 ○他の活動団体との交流の推進、情報交換 |
| 災害時の対応 | <ul style="list-style-type: none"> ○災害時の対応（市の役割、地域の役割など）を明確にする ○備蓄倉庫の鍵を持っている人を明確にする ○防災意識を高めるためのPRの充実を図る | <ul style="list-style-type: none"> ○ふれまちの活動機能を促進する ○行政・地域と連携して要援護者を把握する ○災害時の対応について情報共有できるしくみづくりを行う ○協力的な人（地域のキーマン）を確保する | <ul style="list-style-type: none"> ○ふれまち活動の機能強化を図る ○災害時の対応について情報共有できるしくみづくりを行う ○協力的な人（地域のキーマン）を確保する |

◆北東部地区

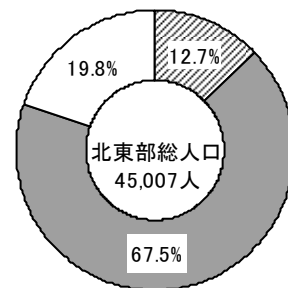


◆北東部地区の人口・世帯の状況

(平成20年10月1日現在、外国人登録除く)

| 人 口 | | |
|------------------|-----------|---------|
| 0 ~ 5 歳 | 2,236 人 | (5.0%) |
| 6 ~ 14 歳 | 3,485 人 | (7.7%) |
| 15 ~ 64 歳 | 30,366 人 | (67.5%) |
| 65 歳 以上 | 8,920 人 | (19.8%) |
| 合 計 | 45,007 人 | |
| 世 帯 | | |
| 世帯数 | 20,664 世帯 | |
| 一世帯あたり 平均世帯人員 | 2.18 人 | |

◆年齢3区分別人口構成



■ 0~14歳 ■ 15~64歳 □ 65歳以上

《北東部地区からの意見一覧》

1. 地域活動

- ✓ 情報提供しようとしても誰に提供すればいいのかわからない。一人暮らしの人がどこにいるかわからない。
- ✓ 情報発信のため、地域活動するのに公的施設のコピー機を安く使わせて欲しい。
- ✓ 地域福祉活動の資金が不足している。
- ✓ 高齢者は歩けないので集会場（40人ぐらい入る）を地域に欲しい。
- ✓ 活動の場所が不足している。新しくできた保谷駅前公民館などをもっと活用すべきである。
- ✓ 住民懇談会ができて4年になるが、地域福祉活動に取り組む人材が不足している。世話人も高齢化している。
- ✓ 地域との関わりを持つようになって、関係機関と関わったときに専門的知識を持った人が不足している。これからは専門的な人材が必要であり、専門的な教育機関との連携が必要。
- ✓ 近隣地域の問題点の把握が十分でない。住民懇談会のメンバー間でも、必ずしも把握しきいていない。地域でのネットワークづくりが必要である。
- ✓ 東伏見は団地が多く、高齢者同士の近所関係をどこが把握しているのか。コミュニケーションづくりが必要である。
- ✓ ささえあいネットワークから漏れている人たちをどうチェックするかが重要である。
- ✓ 地域のコミュニティ、人間関係が希薄である。年2回荒屋敷公園に500人ぐらい集まって交流があるが、そうした市民発の交流場所がもっと必要である。
- ✓ 老人会は趣味のサークル化している。もっと地域づくりに参加させて活性化させる必要がある。
- ✓ 福祉会館で、ほぼ毎日、朝30分50名ぐらい参加して体操をしている。毎日顔を合わせるので最高。福祉にもってこいである。こうした取組みを増やしたい。「あの人が来ていない」といったことにも気付く。
- ✓ 市民のやる気がイベントを企画する必要がある。
- ✓ 現在動いている各種の機関の統一的な情報交換はできないか。

2. 災害

- ✓ いざというとき、どのように動いていいのかわからない。
- ✓ 消防ボランティアなど、最低限の訓練を皆が揃っておくことが大事ではないか。防災訓練なども地域の人の発見につながるならやってみてはどうか。

3. 高齢者

- ✓ サービス利用に結びついていない高齢者への対応が必要である。（例：高齢転入者への地域へのデビュー）
- ✓ 70歳以上の一人暮らしを対象に昼食会等を行っているが、網羅的に対応できていない。近隣とのネットワークづくりが必要である。
- ✓ 高齢者の方は外出したがる。家庭以外で話しをしない。
- ✓ 送り迎えの体制作りが必要ではないか。遊ぶことに対して、車をお願いできない。外出時の足（車）がほしい。

4. 子ども

- ✓ 子育て世代は市報を見る余裕がない。今回の地区懇談会についても、「自分とは関係ない」と思っているのではないか。
- ✓ ボール遊びのできる場所が少ない。
- ✓ 子育てしている若い2人に声をかけると大変喜ばれるので、色々な方が気兼ねなく声をかけられる様な社会をつくる必要がある。
- ✓ 子どもの虐待への対応をどのような仕組みで行うのか、市民にわかるようなかたちで説明してほしい。

5. 福祉教育

- ✓ 「福祉」といっても若い世代は自分たちの生活だけで手一杯で「福祉」への関心が薄いのではないか。
- ✓ 福祉に関心を持った頃には自分が支援される側になっている。何かを一緒にやろうということになると敬遠されるが、支援されることになると皆関心を示す。
- ✓ 交通ルールを守らない・知らない大人が多い。
- ✓ 介護保険の改定で生活が困っている人たち（日中独居）を如何に救済するか。
- ✓ ゴミの分別のルールを守れない。賃貸マンションの住人の中には、ルールを守れない人が多い。意識が低いのではないか。

6. 環境整備

- ✓ （栄町）地域包括支援センターが北端部に位置するので、高齢者は通いにくい。福祉会館にも地域包括の機能を置いてほしい。
- ✓ 福祉会館のお風呂が3時30分までだが、もっと遅くまでやって欲しい。
- ✓ 保谷駅前について、北側から自転車を置けない。
- ✓ ひばりが丘図書館の開館時間を毎日8時までにしてもらいたい。
- ✓ はなバスが地域の施設に行きやすいように路線を作って欲しい。
- ✓ はなバスを東伏見団地に通って欲しい。団地が高齢化しているのに商店もない。
- ✓ 市の防災放送が聞き取りにくい。自分の住んでいるところは新座市との境だが、新座の方がよく聞こえるぐらいである。
- ✓ 防災無線が聞こえない。大音量で流すと、近所の人迷惑するし、小さくすると、遠くの人が聞こえない。大音量で少なくではなく、小音量で多く設置したほうがよい。
- ✓ 水辺のある公園が少ない。
- ✓ 歩道が狭くて車いすで移動できない。
- ✓ 道路脇のくぼ地にイスが設置されているが、木陰が欲しい。
- ✓ ひばりが丘北地区には、公衆トイレのある公園がないので新設してほしい。文理台公園に時計と電灯を設置してほしい。
- ✓ ひばりが丘北地区には公共施設が少ない。
- ✓ 線路によって地域が分断されてしまう。高架によって解消できるのではないか。
- ✓ 保谷駅北口のロータリーができたが、車中心で歩く人を除外した構造になっている。日陰もほとんどない。木は見通しが悪く、反対が起きる。まちの一角として、人を中心に考えた駅前が必要である。
- ✓ 図書館の移転により、地域の子供たちの勉強場所として、福祉会館に、図書館機能を持ったスペースを作ってもらいたい。
- ✓ 線路の北側は今のところ緑地が多いが、道路ができるとどんどん少なくなるのではないか。個人宅の緑地の保全を図るべきである。
- ✓ 猫が自分の庭に放尿したり、車に傷を付けたりする。猫の管理について対策が必要ではないか。
- ✓ 線路の北側で大きな道路が完成する。完成後に備えて、子どもや高齢者の事故防止について色々考えておかないといけない。
- ✓ 下保谷地区（線路の北側）交番が線路を挟んで反対側にあり、線路を越えてのパトロールが難しい。駐在所があるが、管轄が違う。エアポケットのように警察の目が届かない。
- ✓ 憩いの場であるあらかし公園は、見通しが悪く、特に夜間は不安である。

7. その他

- ✓ 入浴券というものはあるが、下保谷は公衆浴場がないので、もらっても行くところがない。
- ✓ 行政の問題点ごとの具体的な施策提言が不足している。
- ✓ 関係機関の活用不足。内部ネットワークをしっかりと構築しないといけない。
- ✓ 東伏見自転車置場の利用率について100円にしてほしい。
- ✓ それぞれの地域には、市の職員も多く住んでいる。このような会に住民として出席してもらいたい。
- ✓ 福祉会館にはスポーツ新聞しか置いていない。普通の新聞も置いてもらいたい。

北東部地区の重点課題と解決のための役割分担

北東部地区では、前述のような意見が出され、重点的に取り組むべき課題として、「支え合いの充実・異世代交流の促進」「活動の場の確保」「災害時の対応」があげられ、それらを解決するための役割分担について以下のとおり整理しました。今後は、この検討結果をほっとするまちネットワークシステム地区推進会議で議論していきます。

| 重点課題 | 重点課題を解決するための役割分担 | | |
|--|---|---|---|
| | 市（行政） | 社会福祉協議会 | 地 域 |
| 支え合いの充実・異世代交流の促進 ～安全で安心して暮らせるまちづくり～ | <ul style="list-style-type: none"> ○地域住民の顔が見えるシステムを整備する ○ささえあいネットワーク会員の活動内容の明確化、及び目標設定とやりがいの意識付け、PRの実施などを行う ○地域に関わりたい人が誰でも登録でき、円滑に地域デビューできる仕組みを構築する ○個人情報に対する仕組みを検討する ○個人ニーズへのきめこまやかな対応を検討する | <ul style="list-style-type: none"> ○活動区域について検討する（高齢者に小学校区は広い） ○地域活動の人材を発掘・確保・育成する ○ふれまち活動について、地域の様々な人が携わることができるよう参加者や活動内容について検討する ○市内の地域活動の成功事例をPRする ○地域活動を行うための研修を実施・充実する ○個人ニーズへのきめこまやかな対応を検討する ○情報交換の場を充実する ○地域課題について専門家として地域を支援する | <ul style="list-style-type: none"> ○地域活動に携わる人材（後継者）を確保する ○見守り、声かけなどを行う ○学校や地域の行事などに地域の人々を巻き込むために声をかける ○地域の課題について話し合うよう心がける |
| 活動の場の確保 | <ul style="list-style-type: none"> ○活動の場の確保のため、地域活団体の支援をする ○学校などの公共施設について、地域活動で利用ができるよう検討する ○身近な場所（小学校区）での活動場所を確保する ○商店街の空き店舗の活用を推進する | <ul style="list-style-type: none"> ○身近な場所（小学校区）で活動ができるよう活用可能な場所について情報提供を行う ○商店街の空き店舗の活用ができるよう支援する | <ul style="list-style-type: none"> ○活動に利用できる空き店舗や空家、空き部屋などを発掘する |
| 災害時の対応 | <ul style="list-style-type: none"> ○災害に関する情報伝達手段を明確にする ○災害時の対応（市の役割、地域の役割など）を明確にする ○住民への啓発活動の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ○行政・地域と連携して要援護者を把握する ○啓発活動を推進する ○地域における日頃のネットワークづくりを支援する | <ul style="list-style-type: none"> ○地域の要援護者を把握する ○行政の災害時対応方法をもとに、地域の役割を明確にする ○災害発生時は、第1に自分・家族、そして隣人の安否確認を行う ○出前講座を積極的に活用し、地域住民の意識を高める |

◆南部地区

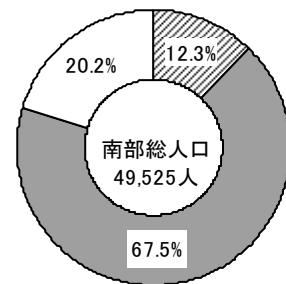


◆南部地区の人口・世帯の状況

(平成20年10月1日現在、外国人登録除く)

| 人口 | | |
|------------------|----------|---------|
| 0～5歳 | 2,153人 | (4.3%) |
| 6～14歳 | 3,965人 | (8.0%) |
| 15～64歳 | 33,425人 | (67.5%) |
| 65歳以上 | 9,982人 | (20.2%) |
| 合計 | 49,525人 | |
| 世帯 | | |
| 世帯数 | 22,859世帯 | |
| 一世帯当たり 平均世帯人員 | 2.17人 | |

◆年齢3区分別人口構成



□ 0～14歳 □ 15～64歳 □ 65歳以上

《南部地区からの意見一覧》

1. 地域活動

- ✓ 地域の方々が主催するお祭りに補助金がほしい。自治会からの寄付などで賄っているが、そうした時に市から補助金を出してほしい。
- ✓ 都バスは無料なのに、「はなバス」は有料である。地域活動者へ割引や無料などの優遇措置を図ってもらえないか。
- ✓ 家の中の電球交換を簡単にお願いできるようにしてほしい。
- ✓ 隣りの人しかあいさつをしないから、近隣の人でもわからない。
- ✓ 市民が公共の場で意見を言うためには、日程調整や雰囲気づくりなど、環境づくりが必要である。
- ✓ ボランティアで紙飛行機をつくっているが、いい親子のふれあいの場になっており、若者の凶悪犯罪が増えている中、小さい頃からの積み上げが必要だと思う。
- ✓ あいさつは人づきあいの基本である。あいさつで相手のことがわかる。不審者発見にも役立つので、町内会にもつなげていきたい。
- ✓ 地域活動で男性の姿をあまり見ない。きっかけづくりが必要である。
- ✓ ふれまちの活動を継続していきたい後継者がいないので、継続の手立てを考える必要がある。
- ✓ マンションの住人が交流できる場所、移ってきた新住民とのふれあいが必要である。
- ✓ 地域のための情報伝達手段として自治会が必要である。
- ✓ 「ふれまち」の参加者が、毎回同じである。声かけなどをして、新しい顔を多く引き入れたい。
- ✓ 田無地区にも拠点（社協）を設置してほしい。
- ✓ 高齢者だけではなく、一般の人でも自由に出入りができる場所（無料）が欲しい。
- ✓ 市立施設だけでなく、都営住宅の集会所などの活用も検討が必要である。

2. 災害

- ✓ 災害時に備え高齢者情報の把握が必要である。
- ✓ 災害時に助け合える体制づくりが必要である。

3. 高齢者

- ✓ 一人暮らし高齢者の住宅の確保充実を図るべきである。
- ✓ 定期的に高齢者が通える場所が必要。介護予防のイベントがあるが、イベントのときだけでなく、日常的に行えるとよいのではないか。
- ✓ 孤独死が多く、とりわけ男性に多い。もっと手前で予防できるはずである。
- ✓ 施設利用の手続きが難しい。
- ✓ 独居高齢者の方への情報が不足している。広報だけでなく違う情報手段を考えるべきではないか。

4. 子ども

- ✓ 児童に対する声かけが大切である。
- ✓ 新しくできたマンションに住む、若い子育て世代の交流の場があればよいのではないか。
- ✓ 子どもをおおらかに見守る体制づくりが必要である。

5. 福祉教育

- ✓ ゴミの出し方や置き去りなどルールが守られていない。

6. 環境整備

- ✓ お年寄りが通る道がでこぼこである。転んでいるのを見たこともある。市へ改善を求めたが、私道なので対処が難しいと言われた。
- ✓ 神社や農家がある付近は夜暗いので、街灯をつけてほしい。
- ✓ いつでも誰でもほっとできるような場づくりが必要である。公園がその役割を負ってはどうか。
- ✓ 入浴施設がほしい。
- ✓ おあしす（老人憩いの家）内に手すりがない。
- ✓ 大雨の後に、土砂や枯葉があちこちにたまって困る。
- ✓ 雨が降ると、道路に水がたまり、外に出られない。
- ✓ こもれびホールまでいく道が狭い。
- ✓ 「はなバス」の運行回数を増やしてほしい。田無に買い物に行くのも、バスならいいが、徒歩ではきつい。
- ✓ 「はなバス」を、「おあしす」（南部地区にある「老人憩いの家」）の前などにも通してほしい。
- ✓ 地区会館に、「はなバス」が通っておらず、行きにくい。
- ✓ 南部地域を中心にはなバスが通っていないので、不便である。
- ✓ 高齢者向けのはなバスルート（公的施設へ行くための）が欲しい。
- ✓ 近所の枝木が覆い、街灯が見えない。通行の邪魔になる。

南部地区の重点課題と解決のための役割分担

南部地区では、前述のような意見が出され、重点的に取り組むべき課題として、「身近に集える場の整備」「災害時の対応」「移動手段の確保」があげられ、それらを解決するための役割分担について以下のとおり整理しました。今後は、この検討結果をほっとするまちネットワークシステム地区推進会議で議論していきます。

| 重点課題 | 重点課題を解決するための役割分担 | | |
|------------|---|---|--|
| | 市（行政） | 社会福祉協議会 | 地 域 |
| 身近に集える場の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ○子ども、高齢者、障害のある人の誰もが自由に集うことができる場を身近に整備する | <ul style="list-style-type: none"> ○活動に利用できる場の発掘を行う ○活動に利用できそうな場所について、行政・地域と連携して所有者との交渉を行う ○身近な場所（小学校区）で活動ができるよう活用可能な場所について情報提供を行う | <ul style="list-style-type: none"> ○活動に利用できる空き店舗や空家、空き部屋などを発掘する ○興味の持てるものを中心に人の集まりをつくる |
| 災害時の対応 | <ul style="list-style-type: none"> ○災害に関する情報伝達手段を明確にする ○災害時の対応（市の役割、地域の役割など）を明確にする ○地域ごとの防災拠点を整備する ○住民への啓発活動の推進、広報の充実 ○災害時の避難場所の確保 | <ul style="list-style-type: none"> ○行政・地域と連携して要援護者を把握する ○啓発活動を推進する ○地域における日頃のネットワークづくりを支援する | <ul style="list-style-type: none"> ○隣近所とのつきあいを深めるために、あいさつから始める ○地域の要援護者を把握する ○行政の災害時対応方法をもとに、地域の役割を明確にする ○災害発生時は、第1に自分・家族、そして隣人の安否確認を行う ○出前講座を積極的に活用し、地域住民の意識を高める |
| 移動手段の確保 | <ul style="list-style-type: none"> ○はなバスルートの見直し ○コミュニティタクシー等の検討 | <ul style="list-style-type: none"> ○ふれまち事業の中で移動補助を検討 | <ul style="list-style-type: none"> ○近所の移動の支援や手助け |

第6章 計画を推進するために

1. 推進体制の整備と役割分担

この計画を推進していくためには、市民、事業者、関係機関、市の協働が欠かせません。そのため、これら4者によるパートナーシップを基礎として、計画の推進体制の整備及び進行管理を行います。

(1) 推進体制の整備

本市では、小学校通学区域である19校区20地区について、社会福祉協議会の地区担当者とともに地域福祉を推進していきます。

そして、市の関連部署による組織と、市民、事業者、関係機関、市が共につくる組織を核として、連携体制を整備し、計画を推進します。

【核となる組織】

○地域福祉計画策定・普及推進委員会

保健、福祉及び医療に関する機関が推薦する者、学識経験者、NPO、ボランティア団体等が推薦する者、公募市民等を構成メンバーとし、本計画の進行管理や普及・推進、見直しなどを行います。

○(仮称)ほっとするまちネットワークシステム総合推進会議(市(行政)、社会福祉協議会、地域住民の代表、事業者、(仮称)地域福祉コーディネーター等による組織)

市(行政)、社会福祉協議会、地域住民の代表、事業者、(仮称)地域福祉コーディネーター等を構成メンバーとし、地域の多様な主体が共に計画を推進する組織として設置します。

そして、西東京市において地域福祉を推進するための人・組織・情報のネットワーク化を推進する組織として機能することをめざします。

○(仮称)ほっとするまちネットワークシステム地区推進会議

基幹福祉圏ごとの地域課題の検討を行い、地区別計画を策定するとともに計画の進行管理や見直しを行います。構成メンバーは、公募市民や地域で活動している方、(仮称)地域福祉コーディネーター、(仮称)地域福祉推進員等とします。

○(仮称)地域福祉庁内推進委員会(市の関連部署による組織)

地域福祉計画の推進及び見直しに関することを検討する組織として、地域福祉に関連する幅広い部署で構成します。

関連部署間の緊密な連絡と施策・事業の調整を行い、計画を推進します。

(2) 市民、事業者、関係機関、市のパートナーシップの構築

(仮称)地域福祉庁内推進委員会と(仮称)ほっとするまちネットワークシステム総合推進会議、地域福祉計画策定・普及推進委員会を核として、市民、NPO等、市民活動団体、事業者、関係機関、専門家及び近隣自治体などの関係機関が連携・協働するパートナーシップ体制をつくり、地域福祉を推進します。

そのため、市は地域福祉に関する活動の状況について、きめ細かい情報提供を行うなど、地域福祉の推進に向けて多様な主体が自ら活動できるよう支援します。

(3) 役割分担

この計画を推進するにあたっては、市民の地域福祉についての理解の深化や地域活動への参加を促進するとともに、市民、社会福祉協議会、市などが、それぞれの役割を果たしながら、一体となって取り組むことが必要になっています。

① 市民

地域では、ふれあいのまちづくりなど住民が主体となって、地域における支え合いの充実に向けての取り組みや福祉活動が進められています。

地域住民は、地域における支援やサポートを享受する受け手としてだけでなく、担い手としての福祉活動に主体的、かつ積極的に参画することが期待されています。

地域の問題を地域で解決するための場として、小域福祉圏におけるふれあいのまちづくりや基幹福祉圏における地区懇談会が設置されており、地域住民は、こうした協議の場への積極的な参画も期待されます。

② 社会福祉協議会

西東京市社会福祉協議会は、従来から住民主体によるさまざまな地域福祉活動を推進し、また、行政の福祉事業を受託するなど、公共性の高い民間非営利組織として活動してきた経緯を踏まえ、地域福祉推進の中心的な役割を果たす団体として、地域における福祉関係者や関係機関、団体等と連携し、地域の連帯と支援の輪を広げていくという重要な役割を果たしていくことが期待されています。

そのため、ふれあいのまちづくりなどの活発化を促進し、地域の福祉力を高めていくことに重点的に取り組んでいくことが求められています。

地域福祉を推進するために、現在社会福祉協議会が実施している事業等の見直し・拡充を進めるとともに、20 地区に地区担当者を効率的に配置できるよう、人材の育成と資質の向上に取り組んでいくことが必要になっています。

③ 市(行政)

市の役割は、地域における支え合いの充実を図るために、市民ニーズ等の現状把握や施策の進行管理、地域福祉関連情報の分析等を通して、地域福祉に対する共通の認

識を深め、本計画に位置づけられた施策・事業を総合的・一体的に推進することです。
そのためには、各主体の役割分担を踏まえながら、地域社会の連帯の条件整備に努め、市民ニーズを的確に把握し、地域の特性に応じたきめ細かな施策の実現に向けて、この計画を推進することが求められています。

2. 計画の進行管理

地域福祉計画を実効性のあるものとして推進していくために、市は、毎年度計画で示す施策・事業の進捗状況を定期的に把握し、広く公表すると同時に、地域福祉計画策定・普及推進委員会及び（仮称）ほっとするまちネットワークシステム総合推進会議に報告します。

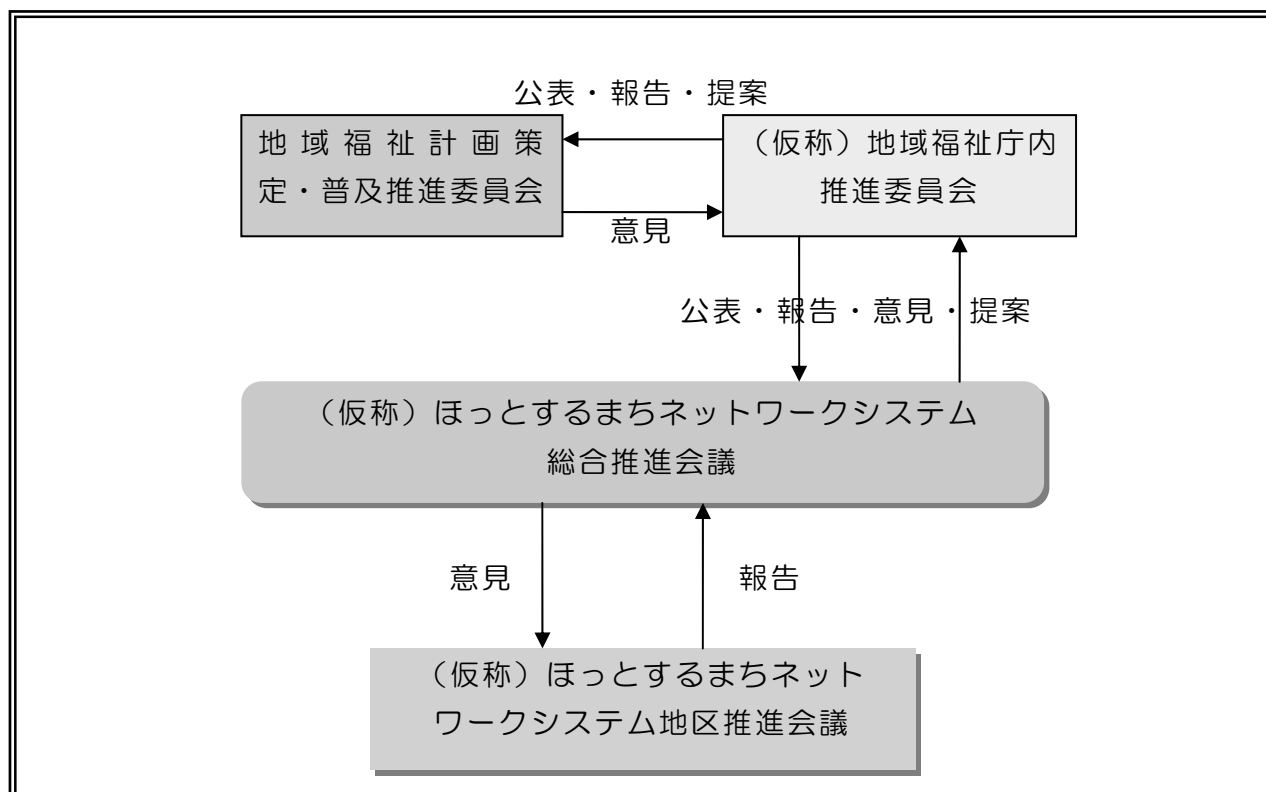
これを受け、（仮称）ほっとするまちネットワークシステム総合推進会議では、市民、事業者、関係機関が市とともに施策・事業の進捗状況を評価し、また新たな課題や今後の取り組みの方針について市に意見を提示します。

地域福祉計画策定・普及推進委員会は、（仮称）ほっとするまちネットワークシステム総合推進会議等の意見を評価結果に反映し、（仮称）地域福祉庁内推進委員会とともに関連部署間との緊密な連絡をとりながら施策・事業の評価、見直し、改善を行います。さらに、これらの改善のプロセスで得た知恵や経験を、各主体が新たな計画策定の場において生かします。

これらの経過について、市は広く公表するものとします。

なお、これらの計画づくり、行動、把握・評価、改善のしくみについては、全庁的な行政評価のしくみと整合させて進めます。

◆計画の進行管理の進め方



3. 社会福祉協議会の地域福祉活動計画との連携

西東京市社会福祉協議会では、市民の複雑化・多様化するニーズに応え解決していくために平成 16 年 3 月に西東京市地域福祉活動計画を策定し、ふれあいのまちづくりなど地域における支え合い活動の拡大を図るとともに、平成 21 年度からの第 2 次西東京市地域福祉活動計画を策定中です。

地域福祉活動計画は、市民一人ひとりが地域福祉の充実のために、自ら活動の主角となって実践していくこと、つまり「地域福祉の推進」を目的としており、本市の地域福祉計画と互いに補完・補強しあう関係にあります。

計画の推進にあたっては、市と社会福祉協議会が相互に連携しつつ、それぞれの計画で位置づけた各種施策や事業を計画的に実施するほか、地域住民や関係機関が進めるさまざまな取り組みや活動を継続的かつ効果的に支援するため、市と社会福祉協議会が密接に連携した推進体制を確立し、西東京市全体の地域福祉を協働して推進します。

4. 第3期地域福祉計画に向けてのアクションプラン

基幹福祉圏や(仮称)地域福祉コーディネーター・(仮称)地域福祉推進員などについて、本計画期間中に検討し、実際に行動に移すことが求められていますが、それらのおおよその検討内容や検討期間は以下のとおりです。

■ 第3期地域福祉計画に向けてのアクションプラン

| 区 分 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|------------------|---|--------|--------|-----------------------|----------|--------|
| 地域福祉計画 | 第2期 | | | | | 第3期 |
| | 第2期計画の進捗・管理 | | | | | |
| 地域福祉計画策定・普及推進委員会 | | | | 市民意向調査の実施 | 第3期計画の策定 | |
| | 福祉圏域の検討 | | | | | |
| | (仮称)地域福祉コーディネーター・ (仮称)地域福祉推進員の検討・育成・配置 | | | | | |
| | モデル事業の実施 基幹福祉圏 2か所 | | | 事業の実施 基幹福祉圏 4か所 | | |

資料編

1. 西東京市地域福祉計画策定・普及推進委員会設置要綱
2. 西東京市地域福祉計画策定・普及推進委員会委員名簿
3. 西東京市地域福祉計画策定・普及推進委員会審議内容
4. 地区懇談会の検討内容

1. 西東京市地域福祉計画策定・普及推進委員会設置要綱

第1 設置

西東京市における地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）を策定するに当たり、地域福祉計画の策定内容の検討並びに普及及び推進をするために、西東京市地域福祉計画策定・普及推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

第2 所掌事務

委員会は、次に掲げる事項について調査及び検討を行い、その結果を市長に報告する。

- (1) 地域福祉計画の策定内容の検討に関すること。
- (2) 地域福祉計画の進行管理に関すること。
- (3) 地域福祉計画の普及及び推進に関すること。
- (4) その他地域福祉計画に関し市長が必要と認めること。

第3 組織

委員会は、12人以内の委員をもって構成し、次に掲げるもののうちから、市長が委嘱する。

- (1) 保健、福祉及び医療に関する機関が推薦する者 6人以内
- (2) 学識経験者 2人以内
- (3) NPO、ボランティア団体等が推薦する者 2人以内
- (4) 公募による市民 2人以内

第4 任期

委員の任期は、市長が委嘱した日から2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5 構成

委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

第6 会議

委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことはできない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

第7 関係者の出席

委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴

くことができる。

第8 謝金

委員が委員会に出席したときは、謝金を支給する。

第9 庶務

委員会の庶務は、福祉部生活福祉課において処理する。

第10 委任

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年5月26日から施行する。

2. 西東京市地域福祉計画策定・普及推進委員会委員名簿

(敬称略)

| | 氏 名 | 役 職 等 | 選 出 区 分 |
|------|-------|-----------------------------|-------------------------------|
| 委員長 | 熊田 博喜 | 武蔵野大学人間関係学部社会福祉学科 准教授 | 学識経験者 |
| 副委員長 | 伊藤 正子 | 法政大学現代福祉学部准教授 | 学識経験者 |
| 委 員 | 中川 猛 | 東京都多摩小平保健所企画調整課長 | 保健、福祉及び 医療に関する機 関が推薦する者 |
| | 杉田 克明 | 東京消防庁西東京消防署警防課長 | |
| | 飯野 露子 | 西東京市民生委員児童委員協議会第3 地区会長 | |
| | 丸木 敦 | 社会福祉法人西東京市社会福祉協議会 地域福祉課長 | |
| | 山口さおり | 特定医療法人社団薫風会山田病院医療 相談室室長 | |
| | 菊池ゆかり | 杉並区包括支援センターケア 24 上井 草 | |
| | 長谷川 明 | にこにこ防災防犯ネットワーク代表 | NPO、ボラン ティア団体が推 薦する者 |
| | 浜 豆子 | 西東京 NPO 推進センター〔セプロス〕 理事長 | |
| | 野間 春二 | | |
| | 高田 知子 | | 公募による市民 |

3. 西東京市地域福祉計画策定・普及推進委員会審議内容

◆西東京市地域福祉計画策定・普及推進委員会の審議内容

| 開催日・開催場所 | 審議内容 |
|--|---|
| 【第1回】 平成20年 5月27日(火) 市役所防災センター 6階 講座室Ⅱ | <ul style="list-style-type: none"> ○ 委員の委嘱 ○ 委員の紹介 ○ 委員会の運営について ○ 委員長、副委員長の選出 ○ 地域福祉計画について ○ 今後のスケジュールについて ○ アンケート調査について |
| 【第2回】 平成20年 8月28日(木) 市役所防災センター 6階 講座室Ⅱ | <ul style="list-style-type: none"> ○ 市民アンケート調査結果について ○ 事業者ヒアリングの実施結果について ○ 基本方針の検討について |
| 【第3回】 平成20年 9月25日(木) 市役所田無庁舎 5階 503会議室 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 市民アンケート調査結果について ○ 地区別計画(地区の課題)について ○ 基本方針の検討について |
| 【第4回】 平成20年 10月23日(木) 市役所防災センター 6階 講座室Ⅱ | <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域福祉計画(素案)の検討について |
| 【第5回】 平成20年 11月13日(木) 市役所防災センター 6階 講座室Ⅱ | <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域福祉計画(素案)の検討について |
| 【第6回】 平成21年 2月12日(木) 市役所防災センター 6階 講座室Ⅱ | <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域福祉計画案について |

◆西東京市地域福祉計画策定起草委員会の審議内容

| 開催日・開催場所 | 審議内容 |
|---|--|
| 【第1回】 平成20年9月18日(木) 市役所防災センター 1階 会議室 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 計画の方向性について ○ 策定・普及推進委員会を踏まえた地域福祉推進のために必要なことについて |
| 【第2回】 平成20年 10月7日(火) 市役所保谷庁舎 4階 第4会議室 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 計画の方向性について ○ 策定・普及推進委員会を踏まえた地域福祉推進のために必要なことについて |
| 【第3回】 平成20年 10月28日(火) 市役所保谷庁舎 4階 第4会議室 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 素案の検討について |
| 【第4回】 平成20年 11月6日(木) 市役所防災センター 1階 会議室 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 素案の検討について |
| 【第5回】 平成21年 1月29日(木) 市役所防災センター 6階 講座室Ⅱ | <ul style="list-style-type: none"> ○ 計画案の検討について |

4. 地区懇談会の検討内容

| 開催日・開催場所 | 検討内容 |
|--|--|
| 【第1回】 中部地区 平成20年7月28日(月) 住吉会館(ルピナス) 南部地区 平成20年7月31日(木) 向台地区会館 西部地区 平成20年7月30日(水) 西原総合教育施設 北東部地区 平成20年7月29日(火) ふれあいセンター | <ul style="list-style-type: none"> ○ 地区懇談会の開催趣旨等について ○ 地域福祉計画について <ul style="list-style-type: none"> ・ 概要説明 ・ 地区別計画について ・ 策定スケジュール |
| 【第2回】 中部地区 平成20年8月21日(木) 住吉会館(ルピナス) 南部地区 平成20年8月26日(火) 東伏見コミュニティセンター 西部地区 平成20年8月22日(金) 西原総合教育施設 北東部地区 平成20年8月25日(月) 保谷庁舎防災センター | <ul style="list-style-type: none"> ○ 地区の課題について |
| 【第3回】 中部地区 平成20年10月2日(木) 住吉会館(ルピナス) 南部地区 平成20年10月3日(金) 向台地区会館 西部地区 平成20年9月30日(火) 西原総合教育施設 北東部地区 平成20年9月29日(月) 保谷庁舎防災センター | <ul style="list-style-type: none"> ○ 地区の課題について ○ 課題解決のための役割分担について |
| 【第4回】 中部地区 平成20年10月30日(木) 住吉会館(ルピナス) 南部地区 平成20年10月31日(金) 田無分庁舎イングリッドビル 西部地区 平成20年10月29日(水) 西原総合教育施設 北東部地区 平成20年10月27日(月) 保谷庁舎防災センター | <ul style="list-style-type: none"> ○ 課題解決のための役割分担について |
| 【第5回】 中部地区 平成21年2月26日(木) 住吉会館(ルピナス) 南部地区 平成21年2月25日(水) 田無分庁舎イングリッドビル 西部地区 平成21年2月24日(火) 西原総合教育施設 北東部地区 平成21年2月23日(月) 保谷庁舎防災センター | <ul style="list-style-type: none"> ○ 計画案について |

第2期西東京市地域福祉計画

平成 21 年 3 月発行

発行・編集 西東京市 福祉部 生活福祉課

〒202-8555

東京都西東京市中町 1 丁目 5 番 1 号（保谷庁舎）

TEL：042-464-1311（代表）（内線 2311）



西東京市



この冊子は、環境に配慮して、再生紙と大豆油インクを使用しています。